

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 4 月27日

【計算期間】 第10期（自 平成28年11月 1 日 至 平成29年10月31日）

【発行者名】 フォーカス・シキャブ
（ Focused SICAV ）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ（ Thomas Rose ）
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン（ Thomas Portmann ）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 2010、B.P.91、L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
（ 33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, B.P.91, L-2010
Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg ）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 尾 登 亮 介

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（ 6212 ） 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注 1）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2018年 2 月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル = 107.37円 ）による。

（注 2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド)

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2013年10月末日 に終了する 会計年度末	2014年10月末日 に終了する 会計年度末	2015年10月末日 に終了する 会計年度末	2016年10月末日 に終了する 会計年度末	2017年10月末日 に終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	61,353,020.73	9,623,313.64	- 23,595,994.00	21,348,771.81	11,852,438.30
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	61,353,020.73	9,623,313.64	- 23,595,994.00	21,348,771.81	11,852,438.30
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	61,353,020.73	9,623,313.64	- 23,595,994.00	21,348,771.81	11,852,438.30
(d) 出資総額 ⁽²⁾	2,102,915,309.50	782,101,939.96	754,171,605.94	536,132,299.56	474,003,829.67
(e) 発行済投資口総数 (クラス米ドルF - acc投資証券) (クラス円ヘッジF - acc投資証券)	5,257,905.030口 -	2,067,694.194口 -	2,186,564.742口 -	1,650,501.044口 -	1,359,953.989口 291,010.000口
(f) 純資産額	2,102,915,309.50	782,101,939.96	754,171,605.94	536,132,299.56	474,003,829.67
(g) 資産総額	2,167,830,977.45	790,122,194.34	811,698,085.20	555,269,729.05	475,450,619.55
(h) 1口当たり純資産価格 (クラス米ドルF - acc投資証券) (クラス円ヘッジF - acc投資証券)	121.28 -	127.93 -	130.37 -	138.35 -	140.42 10,184円
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額 (クラス米ドルF - acc投資証券) (クラス円ヘッジF - acc投資証券)	0.67 -	6.59 -	1.85 -	9.44 -	1.71 0.10円
(j) 分配総額	1,599,559.67	1,862,194.75	1,058,224.77	641,747.62	677,988.32
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	97.01%	98.98%	92.91%	96.55%	99.70%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾ (クラス米ドルF - acc投資証券) (クラス円ヘッジF - acc投資証券)	0.60% -	5.48% -	1.91% -	6.12% -	1.50% 1.84%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益（損失）を含めている。以下同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(4) 「主要な経営指標等の推移 (e) 発行済投資口総数、(h) 1口当たり純資産価格、(i) 1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k) 1口当たり分配金額および(m) 自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(5) フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドは2008年2月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - acc投資証券は2008年2月20日に運用が開始され、クラス円ヘッジF - acc投資証券は2017年1月6日に運用が開始された。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a . 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称		フォーカス・シキャブ （ Focused SICAV ）	
法的形態		2010年法パート に従い設立された可変資本投資会社（SICAV）の法的形態によるオープン・エンド型投資ファンド	
設立日		2005年 7 月15日	
ルクセンブルグ商業・法人登記所登録番号		R.C.S. B 109.505	
会計年度		11月 1 日から10月31日	
定時投資主総会		本投資法人の登録された事業所において、毎年 2 月24日の午前10時に開催する。 2 月24日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が通常の営業時間で営業を行っている日）でない場合は翌営業日に開催する。	
定款			
	当初公告	2005年 7 月15日	2005年 7 月28日にメモリアルで公告された。
	修正	2007年 2 月27日	2007年 4 月21日にメモリアルで公告された。
		2011年 5 月 9 日	2011年 8 月24日にメモリアルで公告された。
		2014年 7 月18日	2014年 7 月18日にメモリアルで公告された。
管理会社		UBS ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （ UBS Fund Management（ Luxembourg ） S.A. ） R.C.S. ルクセンブルグB 154.210	

本投資法人の基本定款の統合版は、ルクセンブルグ商業会社登記所で閲覧することができる。修正版は保管通知により会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）に、また「報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で通知され、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。

個々のサブ・ファンドの純資産は、全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は、投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

投資主は、総会において、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する投資証券一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関係する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの為替ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人は、随時、既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設定される度に更新される。

本投資法人に存続期間および総資産に関する制限はない。

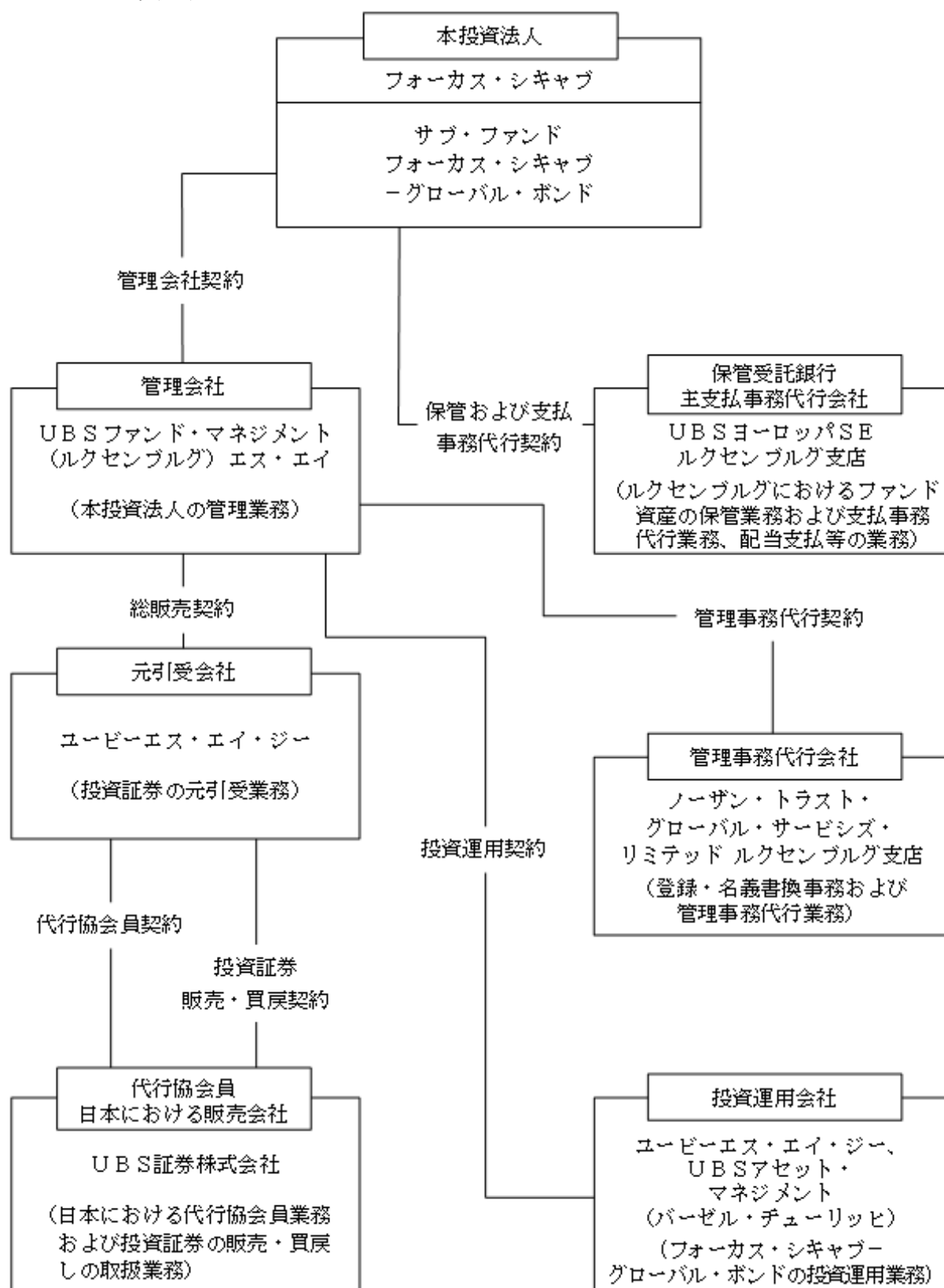
本投資法人は、2002年12月20日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート に従い SICAV形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2005年7月15日に設立された。2011年5月16日を発効日として、本投資法人はUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを管理会社に任命した。本投資法人は、2014年6月26日付で、2010年法パート に従い、譲渡性のある証券（UCITS）を投資対象とする投資信託へと移行した。

b . 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い成長および／または当期利益を達成することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a . ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
フォーカス・シキャブ (Focused SICAV)	外国投資法人	2005年7月15日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2011年12月15日付で2011年5月16日より効力が生じるものとして本投資法人との間で管理会社契約 ^(注1) を締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約 ^(注2) を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Ltd, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約 ^(注3) (2017年10月1日効力発生)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー、 UBSアセット・マネジメント (バーゼル・チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich)	投資運用会社	2014年10月27日付で2014年7月22日より効力が生じるものとして管理会社との間で投資運用契約 ^(注4) を締結。フォーカス・シキャブ・グローバル・ボンドに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	元引受会社	2014年8月22日付で2011年5月16日より効力が生じるものとして管理会社との間で総販売契約 ^(注5) を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2015年11月11日付および2016年10月20日付で元引受会社との間で代行協会員契約 ^(注6) を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2015年11月23日付および2016年10月20日付で投資証券販売・買戻契約 ^(注7) を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

- （注２）保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- （注３）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- （注４）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- （注５）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- （注６）代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券１口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- （注７）投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

（４）【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は３名以上のメンバー（以下、それぞれを「取締役」という。）で構成される取締役会によって運営される。取締役会のメンバーが本投資法人の投資主である必要はない。

取締役会のメンバーは最長６年の在任期間に関して投資主総会により任命され、再任されることができる。取締役が任期の指定なしに選任された場合、当該取締役は、選任された日より６年間にわたり選任されたものとみなされる。さらに、投資主総会では、取締役会メンバーの人数、これらの報酬およびこれらの任期を決定する。取締役会メンバーは、投資主総会において本人または代理人が出席した投資主が保有する投資証券の単純多数をもって選任される。

随時、投資主総会で採択された決議によって取締役を理由の有無を問わずに解任する、または交代させることができる。

投資主総会で任命された取締役会メンバーの職が任期満了前に空位となった場合は、その時に任命されている取締役会の残りのメンバーが一時的に新規メンバーを選出することができ、投資主は当該任命直後の投資主総会で当該事項に関して最終決定を下す。

取締役会はメンバーの中から議長を１名選び、また副議長を１名以上選ぶ。取締役会は、秘書役も１名任命することができ、秘書役は取締役会のメンバーである必要はなく、取締役会会議および投資主総会の議事を記録し、保管する。

議長は取締役会会議および投資主総会の議長を務める。議長が不在の場合、投資主または取締役会メンバーは、単純多数をもって別の取締役会メンバーを、投資主総会の場合はその他の者を、議長に任命することができる。

取締役会会議は、議長または取締役会メンバー２名によって招集され、会議の通知に記載する場所で開催する。

緊急の場合（立証を要する。）を除き、取締役会会議の招集通知は、書面によって、かかる会議の日に先立つ２４時間前までに送付されるものとする。当該通知は、各取締役のテレファックス、電子メールまたはその他の類似の通信手段による書面同意をもって放棄することができる。取締役会が採択した決議に定める時間および場所で開催する会議に関しては、別途通知を送付する必要はないものとする。

取締役会メンバーは、電子メール、テレファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で、取締役会会議において別の取締役に自己の代理権を付与することができる。取締役は、複数の取締役会メンバーの代理人を務めることができる。

取締役は、参加している各取締役に識別可能な電話会議、テレビ会議または同様の通信手段によって取締役会会議に参加することができる。これらの手段は、会議に参加する全員が互いの声を絶えず聞けるように、かつ、かかる者の会議への効果的参加を可能にするように、会議への効果的参加を保証する技術上の仕様に従わなければならない。これらの手段による会議への参加は、かかる会議での本人による参加と同等である。かかる通信手段を通じて開催された会議は、本投資法人の登録事務所

で開催されたとみなされる。参加している各取締役は、テレビもしくは電話または同様の通信手段をもって投票する権利を付与されるものとする。

取締役は、取締役会の決議により特に授權される場合を除き、取締役個人の署名によって本投資法人を拘束してはならない。

取締役会は、少なくとも取締役会メンバーのうち本人または代理人により半数以上が出席した場合に限って有効に審議または行為することができる。ただし、定款が、その他に、かつ、特定の法規定を侵害することなく、定める場合はこの限りではない。

取締役会の決議は議事録に記録しなければならない。議事録は取締役会の議長または議長が不在の場合にはかかる会議を仕切る臨時の議長もしくは取締役2名の署名を付さなければならない。司法手続またはその他において作成するかかる議事録の抜粋の写しには会議の議長または取締役2名により有効に署名が付される。

取締役会による決議は、本人または代理人が出席するメンバーの単純多数をもって行われる。会議において決議に関する賛成票および反対票が同数の場合、会議の議長は決定票を有するものとする。

取締役会メンバー全員が承認し、署名した書面決議は、取締役会会議で採択された決議と同じ効力を有するものとする。かかる決議は、テレファックス、電子メールまたは同様の通信手段をもって書面による取締役会の各メンバーの承認を得ることができる。かかる承認は一または複数の個別の書類で付与することができ、いかなる場合も、書面および書面決議に添付される確認書により確認されなければならない。

取締役会は、本投資法人のために、かつ、これを代理して、定款に定める投資方針および投資制限に従って、本投資法人の目的の範囲内で、すべての処分行為、運用行為および管理行為を行う最も幅広い権限を付与されている。

法律または定款で投資主総会に明確に留保されていないすべての権限は取締役会の権限とする。

取締役会は、2010年法付属 に記載されているとおり、当投資法人のための当該機能を実行するために、2010年法第15章に従った運用会社を任命することができる。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

（５）【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2018年2月末日現在の出資総額および発行済投資証券総数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	千米ドル	百万円		
2013年10月末日に終了する 会計年度末	2,102,915.31	225,790	クラス米ドル F - acc投資証券	5,257,905.030
2014年10月末日に終了する 会計年度末	782,101.94	83,974	クラス米ドル F - acc投資証券	2,067,694.194
2015年10月末日に終了する 会計年度末	754,171.61	80,975	クラス米ドル F - acc投資証券	2,186,564.742

2016年10月末日に終了する 会計年度末	536,132.30	57,565	クラス米ドル F - acc投資証券	1,650,501.044
			クラス円ヘッジ F - acc投資証券	-
2017年10月末日に終了する 会計年度末	474,003.83	50,894	クラス米ドル F - acc投資証券	1,359,953.989
			クラス円ヘッジ F - acc投資証券	291,010.000
2018年2月末日現在	497,957.91	53,466	クラス米ドル F - acc投資証券	1,362,248.136
			クラス円ヘッジ F - acc投資証券	389,059.000

（注）フォーカス・シキャブ・グローバル・ボンドは2008年2月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - acc投資証券は2008年2月20日に運用が開始され、クラス円ヘッジF - acc投資証券は2017年1月6日に運用が開始された。

（６）【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定（改訂済）により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

一般投資方針

サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従って投資される。サブ・ファンドは、それぞれの資産を、世界中のエクイティ、集合投資証券、配当請求権付証券および参加証券（持分証券および権利）等のその他の株式類似のエクイティ持分、短期証券、短期金融商品、有価証券のワラント、債務証券および債権、その他すべての法律で認められた資産に投資する。さらに、サブ・ファンドは、米国預託証券（ADRs）、国際預託証券（GDRs）およびエクイティ・リンク債等のエクイティに連動する仕組み商品に投資することができる。

下記「（４）投資制限」における「投資原則」の1.1（g）および５の項に定められるとおり、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、派生商品ならびに証券貸付取引、証券レポおよびリバース・レポ取引等、ポートフォリオの効率的運用のための手法を利用することができる。

新株予約権証券、オプション、先物およびスワップの市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。これらポートフォリオの効率的運用のための手法は、個々のサブ・ファンドの投資方針に適合しかつその質を貶めない場合にのみ利用される。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資金を保有することができる。

サブ・ファンドは、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別の幅広い分散投資を確保するように留意されている。そのため、各サブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度に既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

英国の販売会社の地位の資産クラスを有するサブ・ファンドは、その資産の5%を上限としてのみ、英国法に基づき「非適格オフショアUCI」に分類されるUCITSおよびUCIに投資することができる。かかる投資制限は、関係するサブ・ファンドの投資方針の不可欠な部分である。

「非適格オフショアUCI」とは、（a）英国外に所在する会社、（b）その受託会社が英国に所在しないユニット・トラスト、または（c）英国外に所在する法律に基づき有効となるその他の契約のいずれかであり、かかる法律に基づき共同所有による請求権を生じ、英国の課税目的上「分配型ファンド」には認められず、分配型ファンドに認定されないオープンエンド型集合投資事業をいう。

かかる投資制限は、実務上、当該制限が適用されるすべてのサブ・ファンドが、英国の投資者に販売されていない他のUCITSおよびUCIに原則として投資できないことを意味する。

債務証券および債権には、国際機関および超国家機関、公的機関および民間の借り手ならびに半公的発行体により発行される債券、ノート（ローン・パーティシペーション・ノート、クレジット・デフォルト・ノートおよびインフレ連動債を含む。）、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、転換債券、ワラント、転換無担保社債、債務担保証券（CDO）およびこれらに類似する固定利付および変動利付の担保付社債または無担保社債、ならびにこれらの類似する有価証券が含まれる。

転換無担保社債は、債券の所有者および／または債券の発行体に対し、指定された将来の日に債券を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート（CDN）は、クレジット・デリバティブが組み込まれた固定利付証券で、その取扱いはクレジット・デフォルト・スワップの取扱いに類似する。CDNへの投資は、下記「（４）投資制限」における「投資原則」の５の項の規定に従う。

インフレ連動債（ILN）は、その受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である

エクイティおよび持分権は、協同投資証券、配当権証書および利益参加証書等の株式および株式型証券である。

エクイティ・リンク債は、その収益がある株式の動向に連動する債券である。

「短期金融商品」は、通常短期金融市場で取引される商品で、流動性があり、時価をいつでも確定することができる。短期金融商品は、主に、一流銀行の預託証書、一流企業が発行するコマーシャルペーパーおよび一流の発行体が発行または保証するその他の固定または変動利付の短期金融商品で構成される。

債務証券および債権、株式および持分権ならびに短期金融商品とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、すべて2010年法第41条に規定する有価証券である。

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

一般投資方針の枠内で、当該サブ・ファンドは、その資産を、主として上記で定義される世界中の債務証券および債権に投資する。

当該サブ・ファンドは、その純資産の最大40%をCからBB+（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、同等の格付機関による同等の格付け、もしくはまだ公的な格付がない新規発行銘柄または格付けが一切ない銘柄に関してはユービーエス社内の同等格付けを有する証券に投資することができる。

これらの投資対象のうち、CCCからC（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、同等の格付機関による同等の格付け、もしくはまだ公的な格付がない新規発行銘柄または格付けが一切ない銘柄に関してはユービーエス社内の同等格付けを有する債券については、サブ・ファンドの純資産の10%を越えて投資することはできない。格付けが低い投資対象、特にCCCからCまでの格付けの投資対象は、平均を上回る利回りがあるが、一流の発行体の証券への投資に比べて信用リスクが大きい。

かかる40%の上限の範囲において、社債およびCDO、ならびに新興市場諸国に所在するかまたはそこで主に事業を営む借り手が発行または保証する債務証券および債権に投資することもできる。すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するため、サブ・ファンドは純資産の100%を限度として、既存のUCIおよびUCITSに投資することができる。こうした投資手法および関連費用については「３ 投資リスク a. リスク要因、UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

ただし、当該サブ・ファンドは、UCITSおよび／または英国法により「非適格オフショアUCI」に分類されるUCIに対しては、その資産の5%までしか投資することができない。

派生商品は、投資目的を達成するために使用され、ポートフォリオの市場エクスポージャーの増大および減少の両方の目的で使用される予定である。投資戦略を実施するにおいて、原商品を直接取得せずに投資方針に記載される法律で認められた資産に投資するため、ポートフォリオ・マネジャーは、派生商品（金利先物／オプション、店頭派生商品等。）を取得すると考えられる。これらの投資対象について、投資者は、「3 投資リスク a. リスク要因、派生商品の利用に伴うリスク」および「レバレッジ」の項に記載のリスク情報を特に検討すべきである。

当該サブ・ファンドにおける通貨の指定は、サブ・ファンドの会計通貨の指定であり、集中的投資対象を意味しない。よって会計通貨は、申込みおよび買戻しの決済、あらゆる分配金の支払いならびに運用成果の算出において使用される。

サブ・ファンドはまた、以下の目的で、先物、スワップ、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）および通貨オプションを購入または売却することができる。

- ・当該サブ・ファンドの投資対象の通貨リスクの全部または一部を当該サブ・ファンドの会計通貨に対しヘッジすること。これは、直接的（基準通貨に対する通貨のヘッジ）または間接的（第三通貨に対する通貨のヘッジ。これは後に基準通貨に対しヘッジされる。）に発生しうる。
- ・会計通貨または他の自由に交換可能な通貨に対する通貨ポジションを確立すること

NDFは、当該通貨の現物の移転または現地市場での取引を行わずに、通貨ポジションを確立し、為替リスクに対し当該ポジションをヘッジすることを可能とする。これにより、現地の相手方リスクおよび現地通貨保有コストの回避を可能とする。また、通常、2者のオフショア契約パートナー間の米ドル建てNDFについて現地の為替管理は行われない。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。新興市場への投資に伴うリスクは、「一般的リスク情報」に記載されている。よって当該サブ・ファンドは、これらのリスクを認識している投資者に特に適している。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、世界中の多様な債務証券および債権に投資することを希望する、中期的投資視野を有し、適度にリスク許容度のある投資家に適している。ファンドは、資産運用委託に伴うUBS マンデートのモジュールとして、包括的な投資戦略の一部として独占的に使用される。直接販売は、投資顧問業において行っていない。

（2）【投資対象】

上記「（1）投資方針」を参照のこと。

（3）【分配方針】

各サブ・ファンドの投資主総会では、本投資法人の取締役会の提案に従って、年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配金は、収益（例えば、受取配当金および受取利息）または元本から成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、サブ・ファンドの投資証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型（- dist、- mdist）投資証券クラスよりも累積型（- acc）投資証券クラスの申込みを好む者もある。投資者は、分配型（- dist、- qdist、- mdist）投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型（- acc）投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、自らの状況に関して、資格を有する専門家に税務上の助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。

また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める法人の最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

本投資法人の取締役会は、中間配当を支払うか否かおよび分配金の支払いを中止するか否かを決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、投資主総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償投資証券を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

（４）【投資制限】

投資原則

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会／理事会指令2004／39／ECに定義する「規制された市場」に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) EU加盟国の公認され、規制され、定期的に取りが行われかつ公開されている別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「EU加盟国」とは欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、EU加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内でEU加盟国と同じであるとみなされる。
- c) EU非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々（以下「承認された国」という。）において規則正しく運営されて公衆に認知され開かれている別の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行の有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a) から1.1 c) の各項に定める証券取引所または規制された市場への正式な上場申請を行い、かつ有価証券が発行されてから一年以内に当該申請が承認されることを要する旨の条項が定められていることを条件とする。
- e) 2010年法に定めるEU加盟国またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009／65／ECに基づき認められているUCITSの受益証券ならびに／または指令2009／65／ECの第1条（2）a) およびb) に該当するその他のUCIの受益証券、ただし、
 - ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく監督と同程度の健全性の監督が適用される法令に従って承認されたその他のUCIであること、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - その他のUCIの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の受益者に与えられる保護のレベルと同等であり、特にファンド資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009／65／ECに定める基準と同等であること、
 - その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
 - 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を限度にその他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。

サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に反対趣旨の定めがない限り、その資産の10%を限度に他のUCITSまたはUCIに投資する。

f) 期間が12か月までの金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、EU非加盟国に登記上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。

g) 上記のa)、b)およびc)に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品（以下「派生商品」といい、現金等価商品を含む。）または証券取引所で取引されていない派生商品（以下「店頭派生商品」という）。ただし、

- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
- 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針に従い、直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
- サブ・ファンドが原資産の適切な分散を通じて、「2. リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
- 店頭派生商品に関する取引の相手が、CSSFが承認し、本投資法人が明確に承認した種類に該当する健全性の監督に服する機関であること。本投資法人による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくものであること。本投資法人が自ら承認した取引相手方のリストを保持していること、
- 店頭派生商品は日々信頼できる検証可能な方法により評価され、本投資法人の戦略に基づき常に適切な市場価値により売却することができるか、処分できるか、または、バック・ツー・バック取引の方法で決済することができること、
- 取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合）、または各店頭派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないことを条件とする。

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資者および投資対象を保護する規則が適用されていること、またかかる商品は、

- EU加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一か国以上のEU加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
- 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
- ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく公式の健全性の監督に服す機関またはヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な監督に服し、同法を遵守しているとCSSFが判断する機関が発行もしくは保証していること、または
- CSSFが承認した種類に属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1項、第2項および第3項に定める基準と同等の投資者を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成、公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行

が提供する信用供与枠を利用し、原債務証券の資金を調達する法人であることを条件とする。

- 1.2 1.1に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に1.1に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 本投資法人は派生商品に関係する全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、原商品全体のリスクが2. に定める投資制限を超えないことを条件とする。
- 1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%を超えて同一金融機関が発行した有価証券または短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドが店頭派生商品の取引を行う場合で、取引相手が1.1 e) に定義する金融機関である場合、取引相手方リスクがサブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。他の取引相手との取引を行う場合、許容される取引相手方リスクの上限は5%に引き下げられる。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。当該制限は健全性の監督に服する金融機関における預金およびかかる金融機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 2.2 2.1に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し
 - 当該機関が発行した有価証券および短期金融商品
 - 当該機関の預金および / または
 - 当該機関との間で取引される店頭派生商品を組み合わせて純資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。
 - a) EU加盟国に本拠地を有し、特定の国において当該証券の保有者を保護するために公的機関による健全性の監督に服す金融機関が発行した特定の債務証券に関して2.1に定める10%の上限は25%に引き上げられる。特にかかる債務証券の発行に起因する資金は法律に従って、債務証券の存続期間中に当該債務証券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。
 - b) 本10%上限はEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の承認された国または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公法的性格の国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は上記のリスク分散の40%制限を計算する際には計算に入れない。
 - c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める同一発行体が発行した有価証券または短期金融商品、当該金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。
 - d) 理事会指令83 / 349 / EECまたは公認の国際会計基準に定義される連結財務諸表の作成に関連して同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には同一発行体とみなす必要がある。ただし、同一グループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。

- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他公認のOECD加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIへの投資に関しては以下の規定が適用される。

- a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として同一UCITSまたは他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の履行上、複数のサブ・ファンドから成るUCIのそれぞれのサブ・ファンドは、独立した発行体とみなされる。ただし、各サブ・ファンドが第三者について個別に債務を負うことを条件とする。
- b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。サブ・ファンドが投資したUCITSまたは他のUCIの投資資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算の際には含まれない。
- c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資しようとするその他のUCITSおよび/またはその他のUCIが徴収する管理報酬の上限については「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび/または保有することができるが、以下を条件とする。

- ターゲット・サブ・ファンドは自ら、当該ターゲット・サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数のターゲット・サブ・ファンドが同一のUCIの他のターゲット・サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、販売目論見書または定款に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- 関連するサブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、この法律に規定される最低純資産の確定の目的上、サブ・ファンドの純資産の計算においてはこれらの有価証券の価値は考慮されないこと、および
- サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資するターゲット・サブ・ファンドのレベルにおいて、管理/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

2.6 サブ・ファンドの投資方針が、CSSFにより認定された特定のエクイティまたは債券の指数に連動することを目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの資産の20%を限度に同一機関が発行したエクイティおよび/または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況および特に一部の有価証券または短期金融商品が支配的なポジションを占めている規制された市場に基づき正当であると判断される場合、制限は35%とされる。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1.および2.の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態を是正するために有価証券の売却を最優先しなければならない。

新たに設立されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は2.1から2.4に記載のリスク分散制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書により制限を受ける証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を超えて取得すること。

- 同一発行体の議決権のない投資証券の10%
- 同一発行体の社債の10%
- 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%
- 同一発行体の短期金融商品の10%

後3者について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。

- EU加盟国またはその地方機関もしくは別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
 - 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国の法律に基づき当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の適切な方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、その住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の資本として保有される株式、かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
 - 本投資法人のみのために子会社が所在する国における受益者の請求のみによる受益証券の買戻しについて、子会社が所在する国で一定の管理、助言または販売の業務を実行する子会社の資本として保有される株式。
- 3.4 証券、短期金融商品または1.1のe)、g)およびh)の各項に規定されるその他の金融商品の空売りを行うこと。
 - 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
 - 3.6 不動産に投資すること、コモディティまたはコモディティ契約を購入し、販売すること。
 - 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
 - バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
 - 3.8 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1のe)、g)およびh)に挙げられるその他金融商品の取得を妨げるものではない。
 - 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、広義で個別の貴金属を裏付け資産とする証書
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、広義で個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする証書

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4．資産の統合

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産と一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、公的機関ではなく、投資主が直接プールを利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド（かかる文脈上、以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合）資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。同じく、その参加額に相当する額を限度として資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

各資産プールの参加サブ・ファンドの投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして評価する。資産プールを設定した際、本投資法人は（本投資法人が適当と判断する通貨で）みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）に相当するみなし受益証券を配分しなければならない。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を決定する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドにより、拠出されたもしくは引き出された現金または資産の価値を資産プールの参加サブ・ファンドの投資証券の現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金の投資に関連するクロージング費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た配当、利息およびその他の所得の分配は当該資産プールに配分され、その結果として各純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドならびに共同管理契約が存在し得る一切のサブ・ファンドをいい、「共同管理資産」とは、上記の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす関係する共同管理ファンドに関しては連結ベースで投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。この保有比率（かかる文脈上、「持分割合」と称する。）は、共同管理の下で保有または取得さ

れるすべての資産クラスに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響しないが、将来の投資分は当該割合で割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込金は、申込みが適用される共同管理ファンドの調整後の持分割合を考慮して各共同管理ファンドに配分される。この調整は当該ファンドの純資産の増加に対応するものである。共同管理ファンド間で資産を移し替えることは、調整後の持分割合に従って各共同管理ファンドの純資産総額を変化させる。同様に、ある共同管理ファンドからの買戻しの請求があった場合、買戻しに必要な現金は、買戻しが適用される共同管理ファンドの純資産の減少額分調整された持分割合に基づき、共同管理ファンドの準備金から引き出される。この場合も、各共同管理ファンドの純資産総額が持分割合と合致するように変化する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がいつでもサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人および投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の支払いによって、本投資法人またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、共同管理資産に適用されている投資目的と同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限って共同で管理される。これは、保管受託銀行が2010年法および適用される法規定に従って任務を遂行し、本投資法人およびサブ・ファンドに対する義務を履行することができるようにするものである。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人は予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）各共同管理ファンドがルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者およびいかなる破産管財人

も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券貸付が認められる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「３ 投資リスク a. リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に対して適宜適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの金融商品に対して以下のヘアカットを適用する旨決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定及び変動利付金融商品	
G 1 0 参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付けがA [*] 以上の金融商品。	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡 ^{**} を含む。）により発行された証券。	0 %

格付けがA以上の債券。	2 %
国際的組織によって発行された金融商品。	2 %
法主体によって発行され、格付けがA以上の銘柄の金融商品。	4 %
地方機関によって発行され、格付けがA以上の金融商品。	4 %
株式	8 %
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグID
オーストラリア (S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア (AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー (BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ (S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク (OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州 (Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド (OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス (CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ (DAX INDEX)	DAX
香港 (HANG SENG INDEX)	HSI
日本 (NIKKEI 225)	NKY
オランダ (AEX-Index)	AEX
ニュージーランド (NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー (OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール (Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン (OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス (SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス (SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

** これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、ヘアカットは行われない。

一般的に、以下の要件がレボ契約／リバースレボ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レボ契約／リバースレボ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。

- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

a．リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の投資口価格が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・個別企業に特有の要因の変化
- ・金利の変動
- ・為替レートの変動
- ・原料およびエネルギー資源の価格の変動
- ・雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に係る変化

- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス（持分証券）、市場、国、業種および部門に対する投資者の信頼の変化、および
- ・ 原材料の価格の変化

投資を分散させることにより、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

その投資の性質によって特定のリスクにさらされるサブ・ファンドについて、関係するリスク情報は当該サブ・ファンドの投資方針に規定される。

一般的リスク情報

UCIおよびUCITSへの投資

特定の投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資（またはリスクの分散化）が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象ファンド（以下「ターゲット・ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化は自己の投資対象だけにとどまらない。ファンド・オブ・ファンズの投資者は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および管理事務代行会社の手数料、投資先のUCIおよび／またはUCITSに支払う運用報酬／顧問報酬および発行手数料／買戻手数料）。こうした手数料および費用の支払いはターゲット・ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、ユービーエス・エイ・ジーまたは共同経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」と題する項に記載する。

新興市場への投資

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、押収と考えられる税金および国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券
監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。
- 流動性に関する困難
証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。
- ボラティリティ
新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスがより不安定である。
- 通貨の変動

サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが販売手取金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進国市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは関連当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、上記リスクの性質は、金融派生商品取引の特性により、時として原商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は原商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

証券取引所で売買されている金融派生商品取引の不履行リスクは、市場で売買されている各金融派生商品取引の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、本投資法人は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭派生商品の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した費用でしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に伴う追加的なリスクとしては、金融派生商品取引の価格の評価または決定の不正確さがある。金融派生商品取引が原資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、本投資法人に損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、本投資法人による金融派生商品取引の利用が、必ずしも本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュフローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的な所在のある事業体との間でしか、締結することができない。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA 2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外

の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレボ契約もしくはリバースレボ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レボ契約、リバースレボ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約／リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約／ リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
グローバル・ボンド	0% - 10%	50%	0%	100%	0% - 50%	100%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチやコミットメント・アプローチにより行なわれる。リスク管理手続はまた、（ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF通達14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品）の項参照のこと。）の範囲内で適用される。

レバレッジ

VaRアプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF通達11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを正確には反映しない場合があることに留意するべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。

- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

VaRアプローチを用いるUCITSの経済的リスクには、UCITSのリスク管理手法が適用される。かかる手法は、とりわけ、VaRの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。VaRは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることもある。

サブ・ファンド	グローバルリスク 計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
フォーカス・シキャブ・ グローバル・ボンド	相対的VaR アプローチ	0 - 5	参照ポートフォリオは、広く分散投資された世界の債務証券ポートフォリオ資産を反映する。

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が単一または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手リスクは、証券を預託すること（以下「担保」という。上記を参照のこと）により軽減することができる。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額は、2回続く評価の間で、変更される場合がある。

もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。本投資法人は、認められる担保の種類、各担保に対して加算または控除される金額に加え、担保として預託される流動性資金に関する投資方針を中心に、上記の要件および価値の詳細を定めた内部の枠組みに関する取決めを決定する。かかる枠組みに関する取決めは、本投資法人により定期的に検討され、必要に応じて採用される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの金融商品に対して以下のヘアカットを適用する旨決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの控除率)
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドル およびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国のうちのいずれか1か国が発行する短期商品（1年以内）（発行国の最低格付はA）	1 %
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が中期（1 - 5年）の商品。	3 %
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が長期（5 - 10年）の商品。	4 %
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が超長期（10年超）の商品。	5 %
満期までの残存期間が10年以内の米国TIPS（インフレ連動債）。	7 %
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債（満期までの残存期間を問わない。）。	8 %
満期までの残存期間が10年を超える米国TIPS（インフレ連動債）。	10%

証券貸付からの担保に対して適用されるヘアカットについては、適用ある場合、「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このため、金融セクターの有価証券は担保として認められない。担保として預託された有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保管し、本投資法人が売却、投資、および担保設定を行うことができない。

本投資法人は、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除として、かつ、2014年8月1日のETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン（ESMA / 2014 / 937）の改正後の第43条（e）に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「2 投資方針（4）投資制限 1．本投資法人が可能な投資」第1.1 f）項に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定される買戻取引（当該取引の相手方が、「2 投資方針

（４）投資制限 １．本投資法人が可能な投資」第1.1 f）項に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州マネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10 - 049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管受託銀行／取引銀行ネットワークが関与する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、本投資法人の担保に対する権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき店頭取引相手方に担保を供すべき場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管受託銀行／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなることすらあると思われる。

b．投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はU B S アセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにU B S アセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

U B S アセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはU B S の内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、U B S が営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められた相対的VaRアプローチにより管理している。

c．重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券１口当たり純資産価格の最大２％とする。

b．日本国内における申込手数料

該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

該当事項なし。

b．日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

（３）【管理報酬等】

本投資法人は、クラス米ドルF - acc投資証券およびクラス円ヘッジF - acc投資証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率管理報酬を支払う。

上限定率管理報酬（上限管理報酬）	
サブ・ファンド名	クラス米ドル
フォーカス・シキャブ	F - acc投資証券 およびクラス円ヘッジ F - acc投資証券
- グローバル・ボンド	年率2.000%（年率1.600%）

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率管理報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

定率管理報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2017年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド 968,283.78米ドル

（４）【その他の手数料等】

上限定率管理報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値／売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価格の計算」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（以下「KIID」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、外国の監査当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払事務代行会社に対する報酬を含む。）。

- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人は、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率管理報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は上限定率管理報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITS(以下「ターゲット・ファンド」という。)に投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、ターゲット・ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の現在発生している費用の詳細はKIIDに記載されている。

2017年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	2,121,970.04米ドル
--------------------------	-----------------

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則(具体的には、() UCITS通達2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS通達およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、() オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM) 指令2011/61/EU(2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(随時改正済)に置き換えられた。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに() 2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF通達10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、ユービーエス・エイ・ジーの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも毎年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、投資主の利益を守り、かつリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守り、利益相反を防止する措置を含む。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・ サブ・ファンドにおける投資主の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり支払われることを徹底するためである。
- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間でバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連する開示は、UCITS通達2014 / 91 / EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。

投資家は、直近の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- （１）ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- （２）投資証券は、（１）である場合には、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （３）日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。
日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人投資主については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。
- （５）日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記（３）における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く。）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率

となる。）。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いに変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

投資者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法により金利収入の形の貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECがルクセンブルグ法化されたとの通知を受ける。この法律に従い、EU加盟国内の個人居住者に対する国際的な利払が2005年7月1日から源泉徴収税または自動情報交換の対象となる。影響を受ける支払いには、欧州連合利息課税に基づき定義される債務証券および債務請求権において、15%以上の投資を行う投資ファンドにより支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資ファンドの受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代理店または販売会社は、購入後、投資者に、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号（「TIN」）を付与するよう求めることができる。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

関連するサブ・ファンドが欧州連合利息課税の対象ではないか、または投資者がその影響を受けない限り、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、ルクセンブルグに居住するか、または恒久的な機関を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

2008年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。改正案が実施された場合、特に、（ ）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲が拡大され、EU加盟国に登記上の事務所を設置するか否かを問わず）その最終受益者が欧州連合に居住する個人である一部の仲介機関が分配した支払も含むことになり、また（ ）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義が拡大されることになる。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

上記は財務上の効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換 - FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）などの自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、

当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負う。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、本投資法人は、徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならず、米国財務省は、これらの義務の履行により、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座の報告を受ける。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。IGAに基づき、本投資法人は「遵守（Compliant）」の評価を取得しており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に通知した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる通知を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関（本投資法人等）は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。第1回目の情報交換は2017年に開始される予定である。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供する義務を負う。これらの情報は、常に最新の状態に維持されなければならない。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者の本投資法人における保有資産に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における保有資産の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間または本投資法人の将来における活動に及ぼす影響についての保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適切な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ ）米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または（ ）一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド)

(2018年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率 （％）
債券	アメリカ合衆国	134,410,557.60	26.45
	日本	48,421,906.14	9.53
	イギリス	39,635,238.58	7.80
	ドイツ	28,265,578.00	5.56
	カナダ	21,573,159.19	4.25
	フランス	19,984,313.72	3.93
	オランダ	18,453,307.97	3.63
	オーストラリア	15,459,756.04	3.04
	ニュージーランド	10,928,636.91	2.15
	スペイン	10,646,119.24	2.10
	イタリア	10,114,828.34	1.99
	ベルギー	7,055,211.98	1.39
	スウェーデン	6,581,923.41	1.30
	ルクセンブルグ	5,781,422.78	1.14
	大韓民国	4,646,163.30	0.91
	国際機関	3,818,638.60	0.75
	アイルランド	3,573,864.16	0.70
	フィンランド	2,427,884.56	0.48
	イギリス領ヴァージン諸島	2,053,297.78	0.40
	メキシコ	1,922,200.00	0.38
	ジャージー	1,916,323.54	0.38
	香港	1,753,354.98	0.35
	ブラジル	1,146,785.00	0.23
	ケイマン諸島	1,059,547.44	0.21
	デンマーク	1,022,435.65	0.20
	チリ	1,002,225.00	0.20
	スイス	1,000,451.78	0.20
	シンガポール	816,552.62	0.16
	ルーマニア	641,585.32	0.13
	コロンビア	589,875.00	0.12
	エクアドル	421,000.00	0.08
	チェコ	220,599.56	0.04
	バミューダ	198,038.84	0.04
	ポーランド	187,334.58	0.04
	小計	407,730,117.61	80.24
不動産担保証券、アセット バック証券およびその他の ディスカウント債券	アメリカ合衆国	44,979,302.14	8.85
投資信託	アイルランド	30,792,701.30	6.06
	ルクセンブルグ	17,782.93	0.00
	小計	30,810,484.23	6.06
オプション（標準型）	アメリカ合衆国	-19,141.20	0.00
ポートフォリオ合計		483,500,762.78	95.15
現金・その他資産		24,635,243.98	4.85
資産総額		508,136,006.76	100.00
負債総額		10,178,097.09	2.00
合計 （純資産総額）		497,957,909.67 （約53,466百万円）	98.00

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

（ ）投資信託

（ 2018年 2 月末日現在 ）

順位	銘柄	国・地域名	種類	口数 / 数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	アイルランド	投資信託	2.574718	10,000.00	25,747,180.00	10,000.00	25,747,180.00	5.07
2	UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	アイルランド	投資信託	0.413686	12,440.25	5,146,358.35	12,196.50	5,045,521.30	0.99

（ ）債券

（ 2018年 2 月末日現在 ）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	満期 (年/月/日)	口数 / 数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	AMERICA UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.08.21	アメリカ 合衆国	債券	1.1250	2021/ 8 / 31	26,210	25,326,493.36	24,987,539.39	4.92
2	JAPAN 2.30000% 05-20.06.35	日本	債券	2.3000	2035/ 6 / 20	1,485,950	16,312,146.82	18,271,733.11	3.60
3	AMERICA UNITED STATES OF 1.50000% 17-15.08.20	アメリカ 合衆国	債券	1.5000	2020/ 8 / 15	17,480	17,374,846.88	17,126,991.40	3.37
4	JAPAN 0.10000% 14-20.12.19	日本	債券	0.1000	2019/12/20	1,717,350	16,688,507.54	16,162,612.53	3.18
5	AMERICA UNITED STATES OF 1.87500% 15-31.10.22	アメリカ 合衆国	債券	1.8750	2022/10/31	15,430	15,189,387.50	14,917,677.71	2.94
6	CANADA GOVERNMENT 1.50000% 14-01.03.20	カナダ	債券	1.5000	2020/ 3 / 1	17,380	13,821,340.83	13,487,078.84	2.65
7	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN-REG-S 0.50000% 16-22.07.22	イギリス	債券	0.5000	2022/ 7 / 22	8,090	10,819,267.82	10,904,107.07	2.15
8	AMERICA UNITED STATES OF 1.87500% 17-31.07.22	アメリカ 合衆国	債券	1.8750	2022/ 7 / 31	10,910	10,771,494.15	10,571,189.95	2.08
9	GERMANY REPUBLIC OF 1.50000% 13-15.05.23	ドイツ	債券	1.5000	2023/ 5 / 15	6,970	9,193,061.13	9,152,134.07	1.80
10	JAPAN 2.10000% 09-20.12.29	日本	債券	2.1000	2029/12/20	784,100	8,288,955.62	9,025,912.87	1.78
11	AMERICA UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	アメリカ 合衆国	債券	2.5000	2024/5/15	8,780	8,628,750.78	8,651,039.36	1.70
12	FRANCE REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.25000% 15-25.11.26	フランス	債券	0.2500	2026/11/25	7,080	7,949,383.97	8,296,279.81	1.63
13	NEW ZEALAND 3.0000%/CPI LINKED 13-20.09.30 *	ニュージー ランド	債券	3.1467	2030/ 9 / 20	8,190	6,661,321.59	7,031,963.30	1.38
14	AMERICA UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	アメリカ 合衆国	債券	2.2500	2046/ 8 / 15	8,330	7,275,053.90	6,947,086.72	1.37
15	SPAIN KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30.04.25	スペイン	債券	1.6000	2025/ 4 / 30	5,270	5,830,317.55	6,709,699.49	1.32
16	AMERICA UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	アメリカ 合衆国	債券	1.3750	2023/ 9 / 30	7,140	7,033,285.16	6,648,568.08	1.31
17	BELGIUM KINGDOM OF-144A-REG-S 2.60000% 14-22.06.24	ベルギー	債券	2.6000	2024/ 6 / 22	4,475	6,433,482.16	6,220,690.91	1.22
18	NETHERLANDS KINGDOM OF THE-144A-REG-S 0.75000% 17-15.07.27	オランダ	債券	0.7500	2027/ 7 / 15	4,960	5,386,480.73	6,076,263.13	1.20
19	AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	オースト ラリア	債券	2.7500	2024/ 4 / 21	7,680	5,905,080.79	6,056,276.14	1.19
20	GERMANY REPUBLIC OF 3.25000% 10-04.07.42	ドイツ	債券	3.2500	2042/ 7 / 4	3,050	5,099,250.49	5,317,234.32	1.05
21	GERMANY REPUBLIC OF-REG-S 0.00000% 17-07.10.22	ドイツ	債券	0.0000	2022/10/ 7	4,270	5,308,607.91	5,228,549.64	1.03
22	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.25000% 06-07.12.27	イギリス	債券	4.2500	2027/12/ 7	2,820	4,844,993.04	4,851,427.10	0.95
23	FRANCE REPUBLIC OF-OAT 4.25000% 07-25.10.23	フランス	債券	4.2500	2023/10/25	3,080	4,186,531.90	4,613,959.41	0.91
24	AMERICA UNITED STATES OF 1.50000% 16-28.02.23	アメリカ 合衆国	債券	1.5000	2023/ 2 / 28	4,100	3,906,851.56	3,877,702.10	0.76
25	INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.50000% 16-22.01.21	国際機関	債券	3.5000	2021/ 1 / 22	5,160	3,741,563.22	3,818,638.60	0.75
26	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.50000% 09-07.09.34	イギリス	債券	4.5000	2034/ 9 / 7	1,880	3,315,733.67	3,577,818.01	0.70
27	JAPAN 0.30000% 16-20.06.46	日本	債券	0.3000	2046/ 6 / 20	394,900	3,107,354.03	3,284,326.01	0.65
28	FREDDIE MAC 3.50000% 18-01.02.48	アメリカ 合衆国	不動産担保証券、アセット バック証券およびその他のデ ィスカウント債券	3.5000	2048/ 2 / 1	3,250	3,322,836.30	3,238,242.66	0.64

* 本銘柄は、変動利付債のため、銘柄名記載の利率は変動する。

【投資不動産物件】

該当事項なし（2018年2月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2018年2月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産等の推移】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

	資産総額		純資産総額		1口当たり 純資産価格 (クラス米ドル F - acc 投資証券)		1口当たり 純資産価格 (クラス円ヘッジ F - acc 投資証券)
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2008年10月末日に 終了する会計年度末	2,058,485.30	221,020	2,038,901.96	218,917	96.68	10,381	-
2009年10月末日に 終了する会計年度末	2,099,642.18	225,439	2,054,457.94	220,587	104.86	11,259	-
2010年10月末日に 終了する会計年度末	1,991,293.60	213,805	1,970,983.71	211,625	111.27	11,947	-
2011年10月末日に 終了する会計年度末	1,903,376.16	204,365	1,854,559.81	199,124	112.82	12,113	-
2012年10月末日に 終了する会計年度末	1,967,608.47	211,262	1,951,526.06	209,535	120.56	12,945	-
2013年10月末日に 終了する会計年度末	2,167,830.98	232,760	2,102,915.31	225,790	121.28	13,022	-
2014年10月末日に 終了する会計年度末	790,122.19	84,835	782,101.94	83,974	127.93	13,736	-
2015年10月末日に 終了する会計年度末	811,698.09	87,152	754,171.61	80,975	130.37	13,998	-
2016年10月末日に 終了する会計年度末	555,269.73	59,619	536,132.30	57,565	138.35	14,855	-
2017年10月末日に 終了する会計年度末	475,450.62	51,049	474,003.83	50,894	140.42	15,077	10,184
2017年3月末日	488,324.57	52,431	485,579.44	52,137	136.54	14,660	9,991
4月末日	498,234.45	53,495	490,678.72	52,684	137.42	14,755	10,045
5月末日	490,686.25	52,685	485,093.93	52,085	138.37	14,857	10,100
6月末日	505,734.71	54,301	474,177.49	50,912	138.17	14,835	10,075
7月末日	467,299.60	50,174	461,048.20	49,503	138.75	14,898	10,102
8月末日	471,970.46	50,675	470,584.84	50,527	139.80	15,010	10,165
9月末日	481,235.76	51,670	468,874.41	50,343	139.43	14,971	10,127
10月末日	475,450.62	51,049	474,003.83	50,894	140.42	15,077	10,184
11月末日	481,175.65	51,664	479,552.09	51,490	140.66	15,103	10,188
12月末日	492,467.24	52,876	487,577.81	52,351	140.81	15,119	10,180
2018年1月末日	522,508.37	56,102	498,212.02	53,493	140.23	15,056	10,118
2月末日	508,136.01	54,559	497,957.91	53,466	139.85	15,016	10,074

（注１）フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドは2008年2月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - acc投資証券は2008年2月20日に運用が開始され、クラス円ヘッジF - acc投資証券は2017年1月6日に運用が開始された。以下同じ。

（注２）各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある（財務書類に対する注記1参照）。

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

クラス米ドルF - acc投資証券 該当事項なし。

クラス円ヘッジF - acc投資証券 該当事項なし。

【自己資本利益率（収益率）の推移】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

会計年度	収益率（％）（注）	
	（クラス米ドル F - acc投資証券）	（クラス円ヘッジ F - acc投資証券）
2008年10月末日に終了する会計年度末	- 3.32	-
2009年10月末日に終了する会計年度末	8.46	-
2010年10月末日に終了する会計年度末	6.11	-
2011年10月末日に終了する会計年度末	1.39	-
2012年10月末日に終了する会計年度末	6.86	-
2013年10月末日に終了する会計年度末	0.60	-
2014年10月末日に終了する会計年度末	5.48	-
2015年10月末日に終了する会計年度末	1.91	-
2016年10月末日に終了する会計年度末	6.12	-
2017年10月末日に終了する会計年度末	1.50	1.84

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額）

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド クラス米ドルF - acc投資証券については100.00米ドルおよびクラス円ヘッジF - acc投資証券については10,000円）

第2【外国投資証券事務の概要】

（1）投資証券の名義書換

本投資法人が発行する記名投資証券は、本投資法人または本投資法人に指定された1名以上の者が記帳する投資証券登録簿に登録されなくてはならない。当該投資証券登録簿には、記名投資証券の保有者1人ひとりの氏名、自宅住所または本投資法人に知らせたその他の住所、当該者が保有する投資証券口数ならびに関係する投資証券のサブファンドおよび場合により投資証券クラスおよび各投資証券の払込済み金額を記載する。記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法的譲渡が行われる都度その旨および当該譲渡またはその他の法的譲渡の日付を投資証券登録簿に登録しなくてはならない。

投資証券登録簿への記載は記名投資証券に対する所有権の証拠となる。本投資法人は、保有する投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる書類を本投資法人に引き渡すか、または投資証券登録簿に記載され、そのように行為するのに適切な委任状を保持している譲渡人および譲受人もしくはは授權された者が署名と日付を付す譲渡申告書を通じて実施される。

投資証券が複数の者の名前で登録されている場合、登録簿に最初に記載された投資主がその他すべての共同保有者を代理して行為する権限を有するとみなされ、本投資法人側の通知を受領する権利を有する唯一の者とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

（2）投資主総会

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律の規定に従い、集会の通知に記載されるとおり本投資法人の登録事務所またはルクセンブルグ大公国内のその他の場所で年に一度2月24日の午前10時に開催する。

前記の日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合、年次投資主総会はルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。文脈上、「銀行営業日」とは、個別または制定法によらない休日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）をいう。

追加的な臨時の投資主総会は集会の通知に記載する場所および時刻に開催することができる。

投資主総会の招集通知は法律による所定の書式で作成されるものとする。投資主総会の招集通知は、投資主総会における定足数および過半数に関する要件が投資主総会の5日前の深夜12時（ルクセンブルグ時間）（以下「基準日」という。）の発行済投資証券に従って決定されることを定めている場合がある。投資主総会に出席するためおよび保有する投資証券に付帯する議決権を行使するための投資主の権利は、当該投資主が基準日において保有する投資証券に従って決定される。召集通知は法律上の要件に従って、および（該当する場合）取締役会が定める追加的な新聞紙面において、投資主に対して公表される。

（3）投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- （ ）1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条（a）（30）およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- （ ）1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902（k）条）

- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)
- () 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30) - 1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2005年7月15日	本投資法人の設立
2005年7月28日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2007年2月27日	定款の修正
2011年5月9日	定款の修正
2014年7月18日	定款の修正

2【役員の状況】

（2018年2月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
マイケル・ケール (Michael Kehl)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、 バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・エイ・ジー、 バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・ マネジメント(スイス)エイ・ ジー、バーゼル マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・エイ・ジー、 バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a．準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年8月10日法」という。）の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Sector Financier）（「CSSF」）の通達に従っている。

b．準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAVの）管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ．会社設立の要件（1915年8月10日法第26条）

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ．定款の必要的記載事項（1915年8月10日法第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （ ）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
 - （ ）会社の形態および名称
 - （ ）登録事務所の所在地
 - （ ）会社の目的
 - （ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - （ ）当初払込済の発行済資本の額
 - （ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
 - （ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
 - （ ）現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- （注）1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- （ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - （ ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
 - （ ）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - （ ）会社の存続期間
 - （ ）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

ハ．公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （ ）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- （ ）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

二．発起人および取締役の責任（1915年8月10日法第31条および第32条の1（2））

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC（「欧州連合通達」）（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパート が適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつヨーロッパ共同体理事会の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知

および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、CSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

5【その他】

a．定款の変更

本投資法人の定款は、投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年8月10日法の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

b．事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 () 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併」を参照のこと。

c．出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

当初発行以降、発行価格は、別途規定されない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の2%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、販売代行会社および支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

保管受託銀行および／または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

現地の支払事務代行会社は、最終投資者または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資者に請求することができる。

本投資法人は、その裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払いは本投資法人が選んだ監査人が評価を行う。関連費用は投資者に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームならびにユーロクリアのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行された投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド／投資証券クラスについて端数の投資証券も発行することができる。端数の投資証券は小数点以下第三位まで表示され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算した場合は清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でかつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグ

の通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、ファンド払込日(申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目)までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める条件による。

投資証券1口当たり発行価格は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは、発行された証書を添付してなされ、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の適正に授權された販売代行会社もしくは支払事務代行会社が受け付ける。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻し代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻し申込みが提出された国に買戻し代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1)資産の評価(i)純資産価格の計算」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨または関連するサブ・ファンドの会計通貨のみで買戻しの対価を受け取ることができる。

保管受託銀行および／または買戻代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる費用ならびに販売が行なわれた関連する国において発生し、例えば取引銀行により徴収される可能性がある一切の税金、手数料またはその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する買戻代金の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元（オフショア人民元）（CNH）以外の通貨建ての買戻代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金がかかる。これらはとりわけ、取引銀行により徴収される可能性もある。

買戻手数料は課せられない。

純資産価額の変化により、買戻価格が投資主が支払った発行価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行を抑制する権利（買戻しゲート）を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻し申込みおよび乗換え申込みの一部のみを実行し、当該注文日における残りの買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行について、優先的に取り扱うこと、および、通常20営業日を超えない期間であることを条件として、延期することを決定することができる。

買戻申込みが大量に上った場合、本投資法人は本投資法人の関係資産を不要な遅延なく売却するまで買戻申込みの執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受け取ったすべての買戻申込みは同じ価格で計算される。

現地の支払事務代行会社は、最終投資者に代わって、名義人ベースで、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社のサービスのための費用および取引銀行により徴収される費用は、投資者に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻しを受け付けることができる。その場合、本投資法人は、現物による買戻後でも残存するポートフォリオは関係するサブ・ファンドの投資方針ならびに投資制限に合致し、かかるサブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しにより不利を被ることがないように保証する。さらに、かかる支払いは本投資法人が任命した監査人が評価を行う。関連費用は関連する投資者に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および

販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は適宜自己の投資証券を同一サブ・ファンド内の別の投資証券クラスにおよび/または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができる。乗換え申込みには投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資主の既存の投資証券の乗換による投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価額プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの最大の発行手数料と同額の最大手数料を徴収する場合がある。その場合、「2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」の項の規定に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

保管受託銀行および/または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。この項において「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、ルクセンブルグの法定外休日およびサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミング、事後取引等（これらに限られない。）、投資主の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または乗換えの申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

購入および買戻しの申込み（以下「申込み」という。）は、あるファンド営業日（以下「注文日」という。）の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（以下「締切時間」という。）までに管理事務代行会社に登録された場合に、その日の締切時間後に計算した純資産価額に基づいて処理される（以下、当該計算を行った日を「評価日」という。）。ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。

しかし、管理事務代行会社またはスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関への正確な申込みの提出を保証するため、ルクセンブルグ内外の販売会社に提出される申込みについては前述の特定した時刻より早い締切時間が、適用される。かかる締切時間の情報は、各販売会社から入手することができる。

各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された申込みについては、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に乗り換える場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は、最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる）。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売代行会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法（改正済）の条項ならびにCSSFの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資者は、購入申込みを受け付ける販売代行会社または販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込人に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。自然人に関しては、（販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によっ

て認証された）旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売代行会社または販売会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対してかかる手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社および販売代行会社の販売会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する投資証券の流通数で除して計算する。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの流通している投資証券とサブ・ファンドの流通している投資証券の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの総計が純資産の流出入をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減少することがある（シングル・スイング・プライシング）。かかる調整は、最大で純資産価額の1%に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の配分についての想定される指値/呼値と同様に考慮される可能性がある。純資産の増減が関係するサブ・ファンドの投資証券口数の増加をもたらすものであれば、純資産価額が増加するように調整される。また、純増域が投資証券口数の減少をもたらすものであれば、純資産価額は減少することになる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準価額を設定することができる。これは、ファンドの純資産または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額に関する取引日における純増減から構成される。かかる基準値が取引日に超過されることになった場合のみ、純資産価額は調整される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資産は、現金、預金、為替手形および小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息の価値は、いずれも総額として評価されるが、当該評価額が全額支払われないまたは受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その真正価値を反映するために適切とみなされる減額を行った後にその評価が行われる。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は最新の入手可能な市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。通常、証券取引所では取引されるものではなく、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用され、公認され、公開されたその他の規制された市場で売買されている場合、かかる市場の最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の基礎となる原資産の市場価格に基づいて本投資法人とその監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。

- e) 譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCI）の受益証券は最新の純資産価額で評価する。その他のUCITSおよび／またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネジャーまたは投資顧問会社から独立した信頼できるサービス提供会社により提供されたかかる証券の価値の見積り（価値見積り）に基づいて評価することができる。
- f) 証券取引所または公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッド要素を参照する。このプロセスで次の原則が適用される。各短期金融商品について、残余期間に応じた金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借主の信用格付けに重大な変更がある場合、調整される。
- g) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける取引の公示仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。
- h) 定期預金および信託預金はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBSの評価方針に基づき決定される。

異常な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいては一もしくは複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えを1営業日以上一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産を評価するために使用される一箇所以上の証券取引所または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖し、もしくは証券取引所や市場での取引が中止されている場合または上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。
- 本投資法人および／または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、通常どおりに純資産を利用できないまたはかかる利用により投資主の利益に悪影響を及ぼすことになる場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額もしくは大部分の純資産を計算できない場合。
- 本投資法人が当該サブ・ファンドの買戻し申込みの支払いのための本国送金を行うことができない場合または投資対象の売却によるか、もしくは投資対象の取得のための資金もしくは投資証券の買戻しに伴う支払いのための資金を通常の為替レートで送金することができないと本投資法人の取締役会が判断する場合。
- 本投資法人の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産の処分が不可能となった場合。

- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併またはサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された後、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された後、投資主を保護するために当該停止が正当であると判断される場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

投資者が投資証券クラスの要件を満たさなくなった場合、本投資法人はさらに、当該投資者に以下を要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しに関する規定に従い、30暦日以内に当該投資者の投資証券を返却すること。
- b) 当該投資者の投資証券を当該投資証券クラスに係る上記取得要件を満たす者に譲渡すること。
- c) 当該投資者の投資証券を、その取得要件を当該投資者が満たすことができる関連するサブ・ファンドの他の投資証券クラスに係る投資証券に乗り換えること。

さらに、本投資法人は、以下について権限を付与されている。

- a) 投資証券の購入申込みを自己の裁量において拒否すること。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を任意の時期に買い戻すこと。

（２）【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

（３）【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

（４）【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年10月末日である。

（５）【その他】

（ ）投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および過半数に関する法律の規定を満たす投資主総会は、いつでも、本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は投資主総会で指名された一名以上の清算人が実行する。投資主総会では清算人の職務の範囲および報酬を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、サブ・ファンドの清算による正味収入を各投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主に分配する。清算の完了時（9か月かかる可能性がある）に投資主に分配できない清算収入は遅滞なくルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的に管理するため要求される価額を下回った場合またはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役会は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を評価日または決定が効力を生じる時間における純資産価額にて（投資対象の実際の換金率および経費を考慮して）買い戻すことを決定することができる。

本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、本投資法人の取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会で当該サブ・ファンドが発行した投資証券を消却して本投資法人の資本を減資し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することができる。かかる純資産価額は上記の決定を実施する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって実現した実際価格およびかかる処分に起因する費用を織り込むものとする。

下記「本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会」の項の規定が投資主総会の決定のために適宜適用される。取締役会はまた、上記に記載される規定に従いサブ・ファンドまたは投資証券クラスを解散または清算できる。

投資証券の買い戻しのための投資主総会または本投資法人の取締役会の決定は、「報告書を受領する権利」に記載されているとおり関係するサブ・ファンドの投資主に通知される。投資主に支払われていない解散された投資証券の買戻対価としての純資産価額相当額は、遅滞なくルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託される。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、そのすべての資産および負債を設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。

c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラス、または2010年法パート もしくは海外UCITSに関する2010年法の規則に基づきルクセンブルグの別のUCIもしくは海外のUCITSに配分することおよび、（必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。

前項の本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は「報告書を受領する権利」に記載されている方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載する所定の手続きに従って、買戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価額で買戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、交換比率が計算される日に計算した関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。集合的投資ファンド（契約型オープン投資信託）の受益証券を割り当てる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席したまたは委任状により代表される投資証券の単純多数によって承認されることができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款は、投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年法の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。やむを得ない事由がある場合、いずれかの当事者

も相手方当事者に対して通知を交付することにより、契約を解除することができる。やむを得ない事由とは、本契約に基づく義務に関する故意および重過失をいう。管理会社は、投資者の利益となる場合には、投資運用の役務を即時辞任することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、新たな保管受託銀行が選任されることで、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面による通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management.html

2【利害関係人との取引制限】

利益相反

取締役会、管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、ポートフォリオ・マネジャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家が公正に扱われるよう、利益相反のための方針を採用し、実施しており、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび主たる販売会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／または本投資法人の方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ ）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託された保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

（1）【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

（a）配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または（中間配当の場合には）取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

（b）買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

（c）残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

（d）損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

（e）投資主総会における権利

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律の規定に従い、集会の通知に記載されるとおり本投資法人の登録事務所またはルクセンブルグ大公国内のその他の場所で年に一度2月24日の午前10時に開催する。

前記の日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合、年次投資主総会はルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。文脈上、「銀行営業日」とは、個別または制定法によらない休日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）をいう。

追加的な臨時の投資主総会は集会の通知に記載する場所および時刻に開催することができる。

投資主総会の招集通知は法律による所定の書式で作成されるものとする。投資主総会の招集通知は、投資主総会における定足数および過半数に関する要件が投資主総会の5日前の深夜12時（ルクセンブルグ時間）（以下「基準日」という。）の発行済投資証券に従って決定されることを定めている場合がある。投資主総会に出席するためおよび保有する投資証券に付帯する議決権を行使するための投資主の権利は、当該投資主が基準日において保有する投資証券に従って決定される。招集通知は法律上の要件に従って、および（該当する場合）取締役会が定める追加的な新聞紙面において、投資主に対して公表される。

（f）報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、10月31日現在の年次報告書および4月30日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて着目した裏付け資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保の量および種類の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知は、ウェブサイト(www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications)上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、もしくは各販売国の法的に要求される場合、投資主への通知は郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2018年2月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ（約17億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.28円）による。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b. 事業の内容

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律（以下「1915年法」という。）に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。集合投資事業に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性証券集合投資事業の管理会社としての資格を有している。

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）（「投資運用会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2018年2月末日現在の株主資本総額は、43,247,573スイスフラン（約49億円）

（注）スイスフランの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝114.31円）による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）は、ユービーエス・エイ・ジーの一部門として、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役

の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

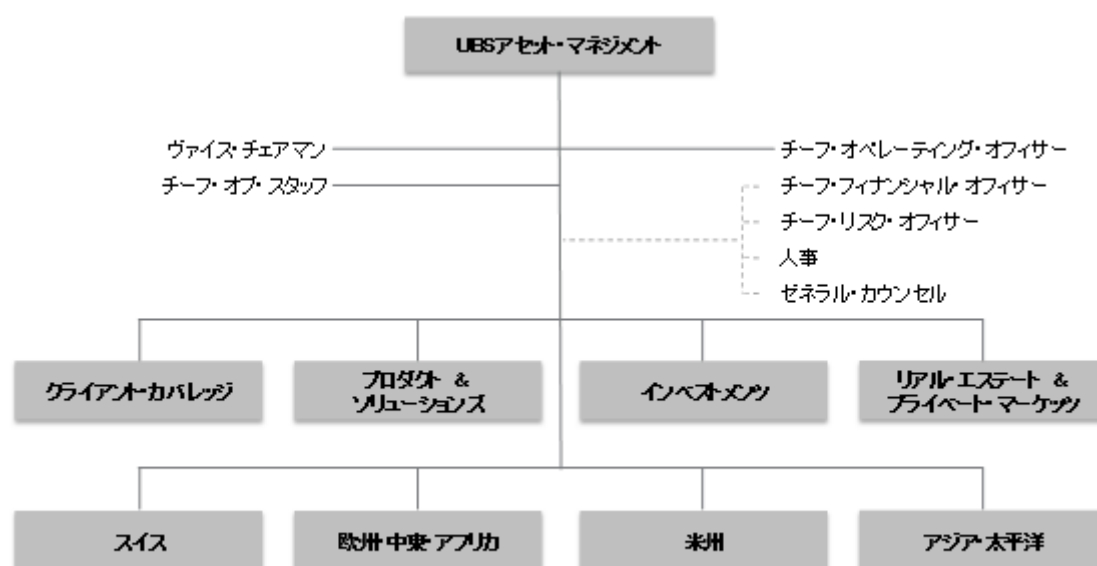
B. 投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制（全投資運用）



2017年12月現在

2017年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に906名の運用のプロフェッショナルを配している。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることが目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前

に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとられないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

グローバル・ボンド・ファンド

投資プロセスはチームアプローチに依拠する。それは多様な情報源を活用し、ベンチマークを上回るという目標をサポートするために、あらゆる角度から投資機会を活用することを促進する。ベンチマークと比較してポートフォリオのポジションを最終的に決定するのは、主任ポートフォリオ・マネジャーである。

確定利付債のプロセスは、ボトム・アップ・クレジット・リサーチを伴うフレームワークを基礎とするトップ・ダウン・ファンダメンタル評価および短期市場行動分析の組み合わせである。ポートフォリオは、統制のとれた方法および明確に定義されたフレームワークで構成される。本アプローチの一側面は、異なる時間軸にまたがる投資アイデアの混合である。

ポートフォリオ・マネジャーが多様な戦略を設定する際、ファンダメンタル分析だけではなく、現在の市場の評価に細心の注意を払っている。

マネジャーは、ファンダメンタル分析または市場価格の差異の見通しに積極的に決定を行う。

マネジャーはまた、個々の銘柄選択および産業配分だけでなく、国、デュレーション、イールドカーブおよび外国為替が適切に分散されているかどうかを含め、適正で多様なポジションを達成することを重要視している。

マネジャーは、たとえば、短期的な課題と合わせて長期的バランス戦略を行う等、異なる時間軸で運用する投資アイデアを組み込むことを目標としている。

リスク管理 / リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していない。投資運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム（GERS）は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、GERSのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的 / 補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務 / コンプライアンス

法務 / コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

投資運用会社

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

(3) 【大株主の状況】

U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（ 2018年 2 月末日現在 ）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001チューリッヒ、スイス	6,500	100

ユービーエス・エイ・ジー、U B S アセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

（ 2018年 2 月末日現在 ）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001チューリッヒ、スイス	432,475,730	100

(4) 【役員の状況】

U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（ 2018年 2 月末日現在 ）

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ、マネージング・ディレクター	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ、ルクセンブルグ、マネージング・ディレクター	該当なし
パスカル・キストラー (Pascal Kistler)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	U B S ビジネス・ソリューションズ・ エイ・ジー、チューリッヒ、マネージング・ディレクター	該当なし
アンドレアス・シュラ ター (Andreas Schlatter)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	スイス、キュッティゲン、インディペンデント・ディレクター、数学者（博士）	該当なし

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

（2018年2月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有ユービーエス・グループ・エイ・ジーおよびUBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）株式
コーナー・ウルリッヒ (Körner, Ulrich)	チェアマン	2015年10月9日就任	該当なし
シュックマン・ディエルク・フォン (Schuckmann, Dierk von)	ボード・メンバー / ディレクター	2017年3月1日就任	該当なし
ミーダーホフ・マーカス (Miederhoff, Markus)	ボード・メンバー / ディレクター	2015年10月9日就任	該当なし
ハインツェル・トーマス (Heinzl, Thomas)	ボード・メンバー / ディレクター	2015年10月9日就任	該当なし

（５）【事業の内容及び営業の概況】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2018年2月末日現在、管理会社は以下のとおり、310本のサブファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	310	861,124,755.30オーストラリア・ドル
			1,078,139,801.65カナダ・ドル
			12,700,271,075.86スイス・フラン
			142,021,679.34中国元
			452,489,037.27デンマーク・クローネ
			37,407,699,591.85ユーロ
			2,300,148,067.13英ポンド
			400,074,615.36香港ドル
			146,535,997,793.75日本円
			49,873,181.14シンガポール・ドル
			104,627,498,238.45米ドル

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

2018年2月末日現在、ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）は134本のサブファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日 (年/月/日)	純資産総額 (ユーロ)
1	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006/10/26	4,697,962,735
2	UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002/9/20	3,806,289,134

3	Focused Sicav - High Grade Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2005/ 8 /30	3,706,764,075
4	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004/11/23	3,573,147,726
5	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988/11/29	2,763,886,803
6	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991/ 9 /13	1,796,204,423
7	UBS (Lux) Equity Sicav - Global Quantitative (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016/ 2 /24	1,545,620,413
8	UBS (Lux) Strategy Sicav - Systematic Allocation Portfolio Medium (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017/ 6 / 1	1,482,869,435
9	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	契約型投資信託	1989/10/11	1,458,423,586
10	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994/ 7 / 7	1,264,791,789

（注１）一単位当たり純資産価格は開示していない。

（注２）上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2017年11月末日現在、576,001,000ユーロ（約756億1,741万円）

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイチェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店（「管理事務代行会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドの資本金は、2018年2月末日現在、142,300,000ユーロ（約187億円）である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドは、英国の法律に基づき設立された会社である。同社は、保管およびカस्टディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務（貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。）に注力している。

ユービーエス・エイ・ジー（「元引受会社」）

a. 資本金の額

2018年2月末日現在、385,840,847スイスフラン（約441億円）

b. 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行である。

UBS証券株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2018年2月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2)【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

ユービーエス・エイ・ジー

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

U B S 証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

（３）【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の財務書類は、フォーカス・シキャブおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本語はフォーカス・シキャブ・グローバル・ボンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.37円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2017年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

純資産計算書

	2017年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	428,495,020.22	46,007,510
投資有価証券、未実現評価（損）益	3,246,545.82	348,582
投資有価証券合計（注１）	431,741,566.04	46,356,092
現金預金、要求払預金および預託金勘定	37,291,436.59 *	4,003,982
その他の流動資産（マージン）	153,674.49	16,500
有価証券売却未収金（注１）	728,195.83	78,186
発行未収金	2,689,122.09	288,731
有価証券に係る未収利息	2,884,924.33	309,754
流動資産に係る未収利息	32.19	3
金融先物に係る未実現（損）益（注１）	600,285.73	64,453
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	568,308.72	61,019
スワップに係る未実現（損）益（注１）	(1,206,926.46)	(129,588)
資産合計	475,450,619.55	51,049,133
負 債		
当座借越	(92,051.54)	(9,884)
有価証券購入未払金（注１）	(706,951.62)	(75,905)
買戻未払金	(573,337.20)	(61,559)
報酬引当金（注２）	(41,238.03)	(4,428)
年次税引当金（注３）	(3,992.68)	(429)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(29,218.81)	(3,137)
引当金合計	(74,449.52)	(7,994)
負債合計	(1,446,789.88)	(155,342)
期末現在純資産	474,003,829.67	50,893,791

* 2017年10月31日現在、1,250,000米ドルの現金が、取引相手方であるパークレイズ・バンクに対する担保となっている。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

運用計算書

自2016年11月1日 至2017年10月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	63,167.58	6,782
有価証券に係る利息	11,891,143.18	1,276,752
分配金	98,863.48	10,615
スワップに係る受取利息（注１）	91,492.92	9,824
貸付証券に係る収益（注11）	326,364.02	35,042
その他の収益（注４）	13,933.64	1,496
収益合計	12,484,964.82	1,340,511
費 用		
スワップに係る支払利息（注１）	(1,872,117.49)	(201,009)
報酬（注２）	(968,283.78)	(103,965)
年次税（注３）	(47,684.47)	(5,120)
貸付証券に係るコスト（注11）	(130,545.60)	(14,017)
その他の手数料および報酬（注２）	(46,344.92)	(4,976)
現金資産および当座借越に係る利息	(25,277.56)	(2,714)
費用合計	(3,090,253.82)	(331,801)
投資純（損）益	9,394,711.00	1,008,710
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(5,885,049.52)	(631,878)
金融先物に係る実現（損）益	(1,259,143.00)	(135,194)
先渡為替契約に係る実現（損）益	3,813,373.80	409,442
スワップに係る実現（損）益	(3,688,180.06)	(396,000)
為替差（損）益	(191,789.25)	(20,592)
実現（損）益合計	(7,210,788.03)	(774,222)
当期実現純（損）益	2,183,922.97	234,488
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	8,205,301.00	881,003
金融先物に係る未実現評価（損）益	24,086.78	2,586
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(752,208.99)	(80,765)
スワップに係る未実現評価（損）益	2,191,336.54	235,284
未実現評価（損）益の変動合計	9,668,515.33	1,038,108
運用の結果による純資産の純増（減）	11,852,438.30	1,272,596

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

純資産変動計算書

	自2016年11月 1 日 至2017年10月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	536,132,299.56	57,564,525
発行額	166,820,680.56	17,911,536
買戻額	(240,123,600.43)	(25,782,071)
純発行（買戻）合計	(73,302,919.87)	(7,870,535)
支払分配金	(677,988.32)	(72,796)
投資純（損）益	9,394,711.00	1,008,710
実現（損）益合計	(7,210,788.03)	(774,222)
未実現評価（損）益の変動合計	9,668,515.33	1,038,108
運用の結果による純資産の純増（減）	11,852,438.30	1,272,596
期末現在純資産	474,003,829.67	50,893,791

注記は当財務書類の一部である。

発行済投資証券数の変動表

自2016年11月 1 日 至2017年10月31日

クラス米ドルF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	1,650,501.0440
期中発行投資証券数	517,056.3760
期中買戻投資証券数	(807,603.4310)
期末現在発行済投資証券数	1,359,953.9890
クラススイスフラン・ヘッジF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	576,406.3680
期中発行投資証券数	157,818.9660
期中買戻投資証券数	(290,003.9060)
期末現在発行済投資証券数	444,221.4280
クラスユーロ・ヘッジF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	1,255,487.3080
期中発行投資証券数	249,616.2910
期中買戻投資証券数	(535,655.1960)
期末現在発行済投資証券数	969,448.4030
クラス英ポンド・ヘッジF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	71,023.0140
期中発行投資証券数	11,081.7100
期中買戻投資証券数	(30,212.3310)
期末現在発行済投資証券数	51,892.3930
クラス円ヘッジF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	0.0000
期中発行投資証券数	315,278.0000
期中買戻投資証券数	(24,268.0000)
期末現在発行済投資証券数	291,010.0000
クラスF-UKdist	(口)
期首現在発行済投資証券数	57,939.3700
期中発行投資証券数	15,823.6950
期中買戻投資証券数	(7,968.4410)
期末現在発行済投資証券数	65,794.6240
クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	(口)
期首現在発行済投資証券数	39,579.7870
期中発行投資証券数	11,612.3910
期中買戻投資証券数	(1,046.6590)
期末現在発行済投資証券数	50,145.5190
クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	(口)
期首現在発行済投資証券数	63,793.6430
期中発行投資証券数	13,448.0700
期中買戻投資証券数	(1,585.1850)
期末現在発行済投資証券数	75,656.5280
クラス英ポンド・ヘッジF-UKdist	(口)
期首現在発行済投資証券数	106,068.7320
期中発行投資証券数	26,512.1620
期中買戻投資証券数	(20,444.2360)

期末現在発行済投資証券数

112,136.6580

注記は当財務書類の一部である。

年次分配金

				1口当たり 分配金額
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	分配落ち日	支払日	通貨	
クラスF-UKdist	2017年1月3日	2017年1月6日	米ドル	2.41
クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	2017年1月3日	2017年1月6日	スイスフラン	1.58
クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	2017年1月3日	2017年1月6日	ユーロ	1.92
クラス英ボンド・ヘッジF-UKdist	2017年1月3日	2017年1月6日	英ボンド	2.86
クラス英ボンド・ヘッジF-UKdist	2017年2月22日	2017年2月27日	英ボンド	0.002

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

3年度比較数値

日付	ISIN	2017年10月31日	2016年10月31日	2015年10月31日
純資産額（米ドル）		474,003,829.67	536,132,299.56	754,171,605.94
クラス米ドルF-acc	LU0326808440			
発行済受益証券口数（口）		1,359,953.9890	1,650,501.0440	2,186,564.7420
1口当たり純資産価格（米ドル）		140.42	138.35	130.37
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ¹		140.42	138.35	130.37
クラススイスフラン・ヘッジF-acc	LU0326809257			
発行済投資証券数（口）		444,221.4280	576,406.3680	1,376,980.5820
1口当たり純資産価格（スイスフラン）		128.56	129.56	124.50
1口当たり発行・買戻価格（スイスフラン） ¹		128.56	129.56	124.50
クラスユーロ・ヘッジF-acc	LU0326809505			
発行済投資証券数（口）		969,448.4030	1,255,487.3080	1,704,586.0350
1口当たり純資産価格（ユーロ）		137.39	137.99	131.52
1口当たり発行・買戻価格（ユーロ） ¹		137.39	137.99	131.52
クラス英ポンド・ヘッジF-acc	LU0326809844			
発行済投資証券数（口）		51,892.3930	71,023.0140	95,151.0930
1口当たり純資産価格（英ポンド）		145.46	144.96	136.48
1口当たり発行・買戻価格（英ポンド） ¹		145.46	144.96	136.48
クラス円ヘッジF-acc ²	LU1490620330			
発行済投資証券数（口）		291,010.0000	-	-
1口当たり純資産価格（円）		10,184	-	-
1口当たり発行・買戻価格（円） ¹		10,184	-	-
クラスF-UKdist	LU1164771658			
発行済受益証券口数（口）		65,794.6240	57,939.3700	68,834.2190
1口当たり純資産価格（米ドル）		103.35	104.27	100.08
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ¹		103.35	104.27	100.08
クラススイスフラン・ヘッジF - UKdist ³	LU1311286220			
発行済投資証券数（口）		50,145.5190	39,579.7870	-
1口当たり純資産価格（スイスフラン）		101.33	103.73	-
1口当たり発行・買戻価格（スイスフラン） ¹		101.33	103.73	-
クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	LU0526609390			
発行済投資証券数（口）		75,656.5280	63,793.6430	51,565.7410
1口当たり純資産価格（ユーロ）		79.48	81.79	80.03
1口当たり発行・買戻価格（ユーロ） ¹		79.48	81.79	80.03
クラス英ポンド・ヘッジF-UKdist	LU0326810180			
発行済投資証券数（口）		112,136.6580	106,068.7320	100,302.0630
1口当たり純資産価格（英ポンド）		104.64	107.19	103.59
1口当たり発行・買戻価格（英ポンド） ¹		104.64	107.19	103.59

¹ 注記1を参照² 初回純資産価額：2017年1月6日³ 初回純資産価額：2016年2月26日

注記は当財務書類の一部である。

パフォーマンス

	通貨	2016年 / 2017年	2015年 / 2016年	2014年 / 2015年
クラス米ドルF-acc	米ドル	1.5%	6.1%	1.9%
クラススイスフラン・ヘッジF-acc	スイスフラン	- 0.8%	4.1%	0.7%
クラスユーロ・ヘッジF-acc	ユーロ	- 0.4%	4.9%	1.7%
クラス英ポンド・ヘッジF-acc	英ポンド	0.3%	6.2%	2.3%
クラス円ヘッジF-acc ¹	日本円	-	-	-
クラスF-UKdist	米ドル	1.5%	6.1%	-
クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	スイスフラン	- 0.8%	-	-
クラスユーロ・ヘッジF - UKdist	ユーロ	- 0.4%	4.9%	1.7%
クラス英ポンド・ヘッジF - UKdist	英ポンド	0.4%	6.2%	2.3%

¹ 最近設定されたため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していない。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

当該サブ・ファンドは、ベンチマークを有していない。

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

組入証券の構造

地域別分布表	(純資産に対する百分率 %)
アメリカ合衆国	30.30
日本	8.59
オーストラリア	6.33
イギリス	5.96
フランス	4.64
カナダ	4.54
イタリア	4.02
スペイン	3.75
オランダ	3.58
ニュージーランド	3.26
ドイツ	3.06
アイルランド	2.99
ベルギー	1.39
スウェーデン	1.37
ルクセンブルグ	1.24
韓国	0.95
国際機関	0.77
メキシコ	0.63
ジャージー	0.53
フィンランド	0.49
英領ヴァージン諸島	0.45
香港	0.38
ブラジル	0.24
バミューダ	0.23
ケイマン諸島	0.22
チリ	0.22
デンマーク	0.18
シンガポール	0.17
ポルトガル	0.15
コロンビア	0.13
ルーマニア	0.13
スイス	0.10
チェコ共和国	0.05
ポーランド	0.04
合計	91.08

注記は当財務書類の一部である。

業種別分布表	（純資産に対する百分率 %）
国債および中央政府債	48.93
モーゲージおよび貸付機関	11.12
金融および持株会社	7.45
銀行および金融機関	5.60
石油	2.43
投資信託	2.05
エネルギー・水道	1.95
国際機関	1.50
通信	1.16
不動産	1.03
非分類会社	1.02
交通・運輸	0.85
保険	0.78
貴金属および宝石	0.61
各種サービス	0.56
電気装置・部品	0.55
医薬品・化粧品・医療品	0.54
ヘルスケア、社会事業	0.44
化学	0.43
たばこ・アルコール	0.41
インターネット、ソフトウェア・ITサービス	0.36
その他消費財	0.31
鉱業・石炭・鋼鉄	0.27
公共、非営利機関	0.25
農業・漁業	0.15
コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	0.09
機械工学・産業機器	0.08
バイオテクノロジー	0.08
自動車	0.08
合計	91.08

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ
財務書類に対する注記
2017年10月31日現在

注 1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券 1 口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグの法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスの発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産額は、それに伴い増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、投資証券の純資産価額の 1 % に達する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは考慮される。該当サブ・ファンドの投資証券数が純増する場合、調整は純資産額の増加を導く。投資証券数が純減する場合、調整は純資産額の減少となる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産額または該当サブ・ファンドの通貨の絶対量に関して一取引日における純増 / 純減について設けられる。純資産価額は、当該限界値が取引日に越えられた場合にのみ、調整が行われる。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、現金配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、評価額が決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。これらの証券、派生商品もしくはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の資産で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は証券、派生商品およびその他の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営さ

れ、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の値付機関に基づき評価される。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。特定のその他のUCITSおよび／またはUCIsの受益証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（価値評価）に基づいて評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの2要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- 注文日から決済日までの間にサブ・ファンドが得た利息収入は、関連するサブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、評価日における投資証券1口当たりの資産価格は、予定される利息収入を含む。
- 関連するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な市場におけるレートで評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に従って決定される。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

これらの評価基準は、取引または価格設定モデルによる市場の相場、ならびにポートフォリオの評価時点でこれらの証券の公正価値を判断する際に信頼性があり、かつ適切であると取締役会が考えるブローカーの声明を含むその他のあらゆるソースに基づき、取締役会によって慎重に決定される。

特別な状況のもとで、さらなる評価は、当該日に限り行うことができる。これらの新評価は、爾後に発行もしくは買戻される投資証券について正式なものとなる。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2017年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目を以下の為替レートでユーロに換算した金額の合計に等しい。

以下の為替レートが、2017年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.161222	スイスフラン
1 ユーロ	=	0.877254	英ポンド
1 ユーロ	=	1.164950	米ドル

償還または併合したサブ・ファンドの連結財務書類に使用された為替レートは、償還日または併合日の為替レートである。

i) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いは、モーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さら

に、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

「モーゲージ担保证券」について、証券の額面価格に適用されるべき要因が、評価日現在1つ以上である場合、財務書類に表示される額面価格はこの要因を反映するよう調整される。その他の場合、表示される額面価格は、1要因についての影響を反映する。

j) 債券関連TBA金融先物

TBAポジションとは、モーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マック)からの証券が、将来日において定められた価格で取得される場合のモーゲージ・バック証券市場に係る一般的な取引慣行のことをいう。かかる証券の正確な構成については購入時点では知ることは出来ないが、その主な特性についてはすでに定義されている。現時点で価格も設定されているものの、額面価格についてはまだ明確に設定されていない。

TBAポジションは、「金融先物に係る未実現(損)益」に含まれている(注1)。

2017年10月31日現在、サブ・ファンドのTBAポジションの評価額は、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	4,547,682.63 米ドル
------------------------	------------------

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

l) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

m) スワップ

本投資法人は、その分野の取引において専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価(損)益」の変動の項目に含まれる。

手じまいまたは満期到来により生じたスワップに係る損益は、運用計算書の「スワップに係る実現(損)益」に計上される。

注 2 - 報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を、名称に「F」が付く投資証券クラスのために支払う。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

		上限定率報酬	
名称に「F」が付く投資証券クラス		2.00%	
フォーカス・シキャブ		実効定率報酬	
		2016年10月31日	2017年10月31日
- グローバル・ボンド	クラス米ドルF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラススイスフラン・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラスユーロ・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス英ポンド・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス円ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラスF-UKdist	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス英ポンド・ヘッジF-UKdist	0.20%	0.20%

定率報酬は、当会計年度中に変更された。詳細については、上記の表を参照のこと。

上限定率報酬は、下記のように使用される。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、管理会社は、本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬を受領する。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。
2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。

- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む）。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む）。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用（外部顧問報酬を含む）。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用比率（TER）の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

販売報酬は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人は、投資者の利益のためこれらが行う特別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人はまた、本投資法人資産の管理事務に関連して生じる一切の取引費用（市場に沿ったブローカー手数料、報酬、税金等）も負担する。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税（"taxe d'abonnement"）（申込み税）は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、当該投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券がその純資産額に比例して負担する。

その投資方針の条項に従ってその他の投資信託（UCIsまたはUCITS）に投資するサブ・ファンドの場合、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払いが生じる。

共同経営もしくは支配を通じて、または実質的な直接保有もしくは間接保有することにより、管理会社または他の関連会社によって直接的もしくは間接的に運営されるファンドの受益証券に投資を行う場合、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIIDに記載されている。

注 3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税、または幾つかの投資証券クラスに関して年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている本投資法人の資産の部分に関して、年次税は課されない。

注 4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じた収益で構成される。

注 5 - 収益の分配

当該サブ・ファンドの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスから分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定する。本投資法人の純資産が法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配金の支払いは行われない。分配が行われる場合、支払いは会計年度が終了してから4ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

収入調整金は、分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算される。

注 6 - 金融先物契約およびスワップ契約

2017年10月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約およびスワップ契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

フォーカス・シキャブ	債券に係る金融先物 (購入)	債券に係る金融先物 (売却)
- グローバル・ボンド	23,928,951.59米ドル*	47,267,483.28米ドル

* TBAにかかる契約金額は、4,547,682.63米ドルである。

b) スワップ

フォーカス・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ (購入)	クレジット・デフォルト・ スワップ (売却)
- グローバル・ボンド	62,470,181.74米ドル	8,539,971.43米ドル
フォーカス・シキャブ	スワップおよび 先渡し金利スワップ (購入)	スワップおよび 先渡し金利スワップ (売却)
本サブ・ファンドは該当していない。		

注7 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ	総費用比率（TER）
- グローバル・ボンド クラス米ドルF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラス円ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラスF-UKdist	0.22%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	0.22%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	0.22%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF-UKdist	0.22%

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

定率報酬は、当会計年度中に変更された。詳細については、注2を参照のこと。

注8 - 取引費用

取引費用には、会計年度中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2017年10月31日に終了した会計年度に、ファンドは、投資有価証券の購入売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

フォーカス・シキャブ	取引費用
- グローバル・ボンド	39,040.80米ドル

注9 - 償還

以下の償還が、発生した。

フォーカス・シキャブ	償還日
- グローバル・エクイティ・ストラテジー（米ドル）	2017年6月14日

注10 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人およびカストディアンとの間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／またはカストディアンは、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資主に対して投資証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注11 - OTC派生商品および貸付証券

本投資法人がOTC（店頭）取引を締結する場合、OTC相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でOTC相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。OTC相手方、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークが関与する破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介を通して、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益および費用は、運用計算書に別個に計上される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券の貸付機関として行為する。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドの保有する担保が設定されていないOTC派生商品は、代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド

取引相手方	未実現（損）益	担保
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド		
パークレイズ	- 1,221,336.05 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	- 5,027.11 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	10,722.99 米ドル	0.00 米ドル
JPモルガン	- 1,466,418.36 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	- 1,259.77 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	2,046,225.83 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	- 5,924.69 米ドル	0.00 米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付有価証券

2017年10月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー			2017年10月31日現在の 担保の内訳（％）		
フォーカス・シキャブ	貸付有価証券の時価	担保 （ユーピーエス・スイス・ エイ・ジー）	株式	債券	現金
- グローバル・ボンド	155,750,048.59 米ドル	163,905,120.30 米ドル	31.54	68.46	0.00

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

2017年10月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
モーゲージ・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD FANNIE MAE 4.00000% 15-01.11.45	1 250 000.00	1 092 144.80	0.23
米ドル合計		1 092 144.80	0.23
モーゲージ・バック証券、固定利付債合計		1 092 144.80	0.23
モーゲージ・バック証券、変動利付債			
米ドル			
USD FREMF 2015-K48 MORTGAGE TRUST-144A-SUB VAR 15-01.08.48	450 000.00	453 290.71	0.10
米ドル合計		453 290.71	0.10
モーゲージ・バック証券、変動利付債合計		453 290.71	0.10
ノート、固定利付債			
ユーロ			
EUR BACARDI LTD-REG-S 2.75000% 13-03.07.23	850 000.00	1 109 299.76	0.24
EUR DREAM GLOBAL FUNDING 1 SARL-REG-S 1.37500% 17-21.12.21	700 000.00	820 969.39	0.17
EUR STATE GRID EUROPE DEVELOPMENT-REG-S 1.50000% 15-26.01.22	690 000.00	831 949.04	0.17
ユーロ合計		2 762 218.19	0.58
米ドル			
USD ABBOTT LABORATORIES 3.75000% 16-30.11.26	535 000.00	551 849.82	0.12
USD AETNA INC 3.50000% 14-15.11.24	330 000.00	336 474.60	0.07
USD ALBEMARLE CORPORATION 5.45000% 14-01.12.44	200 000.00	234 192.60	0.05
USD ALLERGAN FUNDING SCS 4.75000% 15-15.03.45	339 000.00	357 618.22	0.07
USD AMGEN INC 4.40000% 15-01.05.45	90 000.00	94 762.44	0.02
USD ANADARKO PETROLEUM CORP 4.85000% 16-15.03.21	240 000.00	254 857.20	0.05
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 3.75000% 16-15.01.22	290 000.00	305 930.86	0.06
USD APPLE INC 3.85000% 16-04.08.46	420 000.00	424 767.42	0.09
USD APT PIPELINES LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	1 220 000.00	1 267 933.80	0.27
USD AT&T INC 4.75000% 15-15.05.46	550 000.00	518 801.25	0.11
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.26	670 000.00	678 242.34	0.14
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 2.95000% 17-15.01.23	195 000.00	196 079.32	0.04
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 3.85000% 17-01.06.27	210 000.00	214 408.32	0.04
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 4.95000% 17-01.06.47	60 000.00	64 894.56	0.01
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 2.50000% 17-12.05.20	135 000.00	135 490.45	0.03
USD CF INDUSTRIES INC 5.15000% 14-15.03.34	720 000.00	718 200.00	0.15
USD CHILE, REPUBLIC OF 3.86000% 17-21.06.47	630 000.00	637 875.00	0.14
USD CNPC GENERAL CAPITAL LTD-REG-S 3.40000% 13-16.04.23	500 000.00	509 593.30	0.11
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 3.87500% 17-25.04.27	605 000.00	610 142.50	0.13
USD CORP NACIONAL DEL COBRE DE CHILE-REG-S 3.62500% 17-01.08.27	420 000.00	422 352.00	0.09
USD CVS HEALTH CORP 5.12500% 15-20.07.45	675 000.00	754 265.25	0.16
USD DOMINION ENERGY INC 2.85000% 16-15.08.26	100 000.00	96 908.00	0.02
USD ECOLAB INC 5.50000% 11-08.12.41	380 000.00	468 901.00	0.10
USD ELI LILLY & CO 3.10000% 17-15.05.27	130 000.00	131 385.15	0.03

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
USD ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 3.90000% 15-15.05.24	1 000 000.00	1 008 230.00	0.21
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.05000% 11-01.06.41	1 110 000.00	1 208 558.01	0.26
USD FORD MOTOR CO 4.34600% 16-08.12.26	350 000.00	364 718.90	0.08
USD FREEPORT-MCMORAN INC 3.55000% 12-01.03.22	1 280 000.00	1 267 200.00	0.27
USD GE CAPITAL INTL FUNDING CO 4.41800% 16-15.11.35	590 000.00	630 822.70	0.13
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 3.20000% 16-06.07.21	320 000.00	326 520.64	0.07
USD GILEAD SCIENCES INC 4.75000% 15-01.03.46	250 000.00	283 358.50	0.06
USD ILLINOIS TOOL WORKS INC 2.65000% 16-15.11.26	410 000.00	400 722.93	0.08
USD IMPERIAL BRANDS FINANCE PLC-144A 2.95000% 15-21.07.20	750 000.00	760 379.25	0.16
USD JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	1 500 000.00	1 534 816.50	0.32
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.62500% 12-25.01.22	2 170 000.00	2 217 154.10	0.47
USD MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 5.50000% 17-15.01.48	215 000.00	208 227.50	0.04
USD MEXICO, UNITED STATES OF 4.60000% 17-10.02.48	690 000.00	673 785.00	0.14
USD MOLSON COORS BREWING CO 3.00000% 16-15.07.26	130 000.00	126 604.27	0.03
USD MORGAN STANLEY 2.50000% 16-21.04.21	770 000.00	771 690.15	0.16
USD MPLX LP 5.20000% 17-01.03.47	200 000.00	214 130.60	0.05
USD NEXEN INC 6.40000% 07-15.05.37	950 000.00	1 236 366.19	0.26
USD NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD STEP-UP 15-01.04.25	440 000.00	382 800.00	0.08
USD ONEOK INC 7.50000% 15-01.09.23	660 000.00	790 152.00	0.17
USD ORACLE CORP 2.40000% 16-15.09.23	660 000.00	656 022.18	0.14
USD PROCTER & GAMBLE CO 2.45000% 16-03.11.26	235 000.00	227 951.18	0.05
USD QUALCOMM INC 3.25000% 17-20.05.27	305 000.00	304 968.89	0.06
USD QUALCOMM INC 4.30000% 17-20.05.47	160 000.00	161 779.20	0.03
USD REYNOLDS AMERICAN INC 5.70000% 15-15.08.35	520 000.00	613 761.72	0.13
USD SANTANDER UK PLC 4.00000% 14-13.03.24	260 000.00	275 123.42	0.06
USD SGSP AUSTRALIA ASSETS PTY LTD-REG-S 3.25000% 16-29.07.26	530 000.00	523 184.73	0.11
USD SINOPEC CAPITAL 2013 LTD-REG-S 3.12500% 13-24.04.23	1 600 000.00	1 611 981.28	0.34
USD SOUTHERN CO 4.40000% 16-01.07.46	270 000.00	284 123.97	0.06
USD SUNCORP-METWAY LTD-REG-S 2.80000% 17-04.05.22	205 000.00	205 833.12	0.04
USD SUNTRUST BANKS INC 2.70000% 16-27.01.22	455 000.00	457 730.91	0.10
USD SVENSK EXPORTKREDIT AB 1.12500% 13-05.04.18	1 160 000.00	1 158 127.76	0.25
USD TELEFONICA EMISIONES SA 5.21300% 17-08.03.47	150 000.00	165 165.60	0.04
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NL III BV 2.80000% 16-21.07.23	520 000.00	478 432.76	0.10
USD UNITEDHEALTH GROUP INC 2.70000% 15-15.07.20	520 000.00	529 636.12	0.11
USD VALERO ENERGY CORP 4.90000% 15-15.03.45	551 000.00	604 801.30	0.13
USD WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC 3.80000% 14-18.11.24	685 000.00	702 975.08	0.15
USD XLIT LTD 5.25000% 13-15.12.43	605 000.00	683 690.53	0.14
米ドル合計		34 037 452.39	7.18
ノート、固定利付債合計		36 799 670.58	7.76
ノート、変動利付債		2 183 109.00	0.46
米ドル			
USD BARCLAYS BANK PLC-144A-SUB 7.434%/3M LIBOR+317BP 07-PRP	610 000.00	607 072.00	0.13
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	620 000.00	655 650.00	0.14
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 7.750%/VAR 17-PRP	830 000.00	920 387.00	0.19
米ドル合計		2 183 109.00	0.46
ノート、変動利付債合計		2 183 109.00	0.46
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES AUS-REG-S 2.95000% 17-22.06.20	380 000.00	291 155.22	0.06
豪ドル合計		291 155.22	0.06
ユーロ			
EUR ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV-REG-S 0.87500% 16-17.03.22	480 000.00	577 723.86	0.12
EUR ATF NETHERLANDS BV-REG-S 1.87500% 17-19.01.26	300 000.00	358 456.28	0.07
EUR AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 2.00000% 14-18.09.24	200 000.00	247 926.99	0.05

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
EUR BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC-REG-S 0.87500% 15-13.10.23	150 000.00	177 618.76	0.04
EUR CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA 3.75000% 13-18.01.18	600 000.00	704 708.55	0.15
EUR CANAL DE ISABEL II GESTION SA-REG-S 1.68000% 15-26.02.25	600 000.00	721 378.98	0.15
EUR COCA-COLA HBC FINANCE BV 2.37500% 13-18.06.20	270 000.00	332 952.61	0.07
EUR EDP FINANCE BV-REG-S 2.00000% 15-22.04.25	450 000.00	560 079.41	0.12
EUR ELENIA FINANCE OYJ-REG-S 2.87500% 13-17.12.20	980 000.00	1 232 515.00	0.26
EUR EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FAC-REG-S 1.80000% 17-10.07.48	2 110 000.00	2 634 261.71	0.56
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 2.00000% 15-27.07.23	1 000 000.00	1 241 463.92	0.26
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.37500% 12-15.10.19	400 000.00	505 784.01	0.11
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 2.75000% 15-20.03.20	470 000.00	581 325.30	0.12
EUR NEDERLANDSE GASUNIE NV-REG-S 1.00000% 16-11.05.26	700 000.00	833 812.97	0.18
EUR NOMURA EUROPE FINANCE NV-REG-S 1.50000% 14-12.05.21	900 000.00	1 093 769.23	0.23
EUR NORTEGAS ENERGIA DISTRIBUCION SAU-REG-S 2.06500% 17-28.09.27	160 000.00	190 690.20	0.04
EUR ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 2.50000% 13-23.10.20	1 350 000.00	1 686 576.17	0.36
EUR OVERSEA-CHINESE BANKING CORP-REG-S 0.25000% 17-21.03.22	670 000.00	786 026.96	0.17
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.04.27	1 230 000.00	1 461 546.27	0.31
EUR REN FINANCE B V-REG-S 2.50000% 15-12.02.25	700 000.00	894 198.15	0.19
EUR SCENTRE GROUP TRUST 1 / 2-REG-S 1.37500% 16-22.03.23	850 000.00	1 032 113.08	0.22
EUR SKY PLC-REG-S 2.50000% 14-15.09.26	695 000.00	880 961.46	0.19
EUR STEDIN HOLDING NV-REG-S 0.87500% 17-24.10.25	140 000.00	164 462.99	0.03
EUR TEOLLISUUDEN VOIMA OY 4.62500% 12-04.02.19	305 000.00	375 214.20	0.08
EUR TEOLLISUUDEN VOIMA OY REG-S 2.50000% 14-17.03.21	600 000.00	734 561.55	0.14
EUR TRANSURBAN FINANCE CO PTY LTD 1.87500% 14-16.09.24	350 000.00	435 804.88	0.09
EUR WESTPAC SECURITIES NZ LTD/LONDON-REG-S 0.25000% 17-06.04.22	1 010 000.00	1 182 811.94	0.25
ユーロ合計		21 628 745.43	4.56
英ポンド			
GBP AA BOND CO LTD-REG-S 2.87500% 16-31.01.22	1 003 000.00	1 345 133.31	0.28
GBP ANNINGTON FUNDING PLC-REG-S 2.64600% 17-12.07.25	465 000.00	622 282.35	0.13
GBP ARQIVA FINANCE PLC-REG-S 4.04000% 13-30.06.35	500 000.00	700 062.04	0.15
GBP ARQIVA FINANCING PLC-REG-S 4.88200% 13-31.12.32	750 000.00	1 125 716.49	0.24
GBP GATWICK FUNDING LTD 5.25000% 12-23.01.26	400 000.00	625 220.10	0.13
GBP LLOYDS BANKING GROUP PLC 2.25000% 17-16.10.24	165 000.00	219 613.51	0.05
GBP PHOENIX GROUP HOLDINGS-REG-S-SUB 4.12500% 17-20.07.22	400 000.00	558 562.33	0.12
GBP SOUTHERN GAS NETWORKS PLC-REG-S 2.50000% 15-03.02.25	300 000.00	410 495.90	0.09
GBP VICINITY CENTRES-REG-S 3.37500% 16-07.04.26	480 000.00	680 116.50	0.14
GBP VIRGIN MEDIA SECURE FIN PLC-REG-S 5.12500% 28.01.15-15.01.25	460 000.00	644 338.07	0.13
英ポンド合計		6 931 540.60	1.46
ニュージーランドドル			
NZD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.50000% 16-22.01.21	5 160 000.00	3 626 622.91	0.77
ニュージーランドドル合計		3 626 622.91	0.77
米ドル			
USD AIA GROUP LTD-REG-S 1.75000% 13-13.03.18	880 000.00	877 096.00	0.19
USD BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01.08.25	2 210 000.00	2 317 450.20	0.49
USD EUROPEAN INVESTMNT BANK-REG-S 2.12500% 12-15.03.19	825 000.00	829 290.00	0.17
USD HENKEL AG & CO KGAA-REG-S 2.00000% 17-12.06.20	1 260 000.00	1 261 499.40	0.27
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.35000% 14-08.09.26	1 400 000.00	1 467 516.40	0.31
USD WELLS FARGO & CO 2.62500% 17-22.07.22	350 000.00	349 475.35	0.07
米ドル合計		7 102 327.35	1.50
メディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		39 580 391.51	8.35
メディアム・ターム・ノート、変動利付債			
ユーロ			
EUR ACHMEA BV-REG-S-SUB 4.250%/VAR 15-PRP	915 000.00	1 154 678.52	0.24
EUR ALLIED IRISH BANKS PLC-REG-S-SUB 7.375%/VAR 15-PRP	500 000.00	663 107.02	0.14

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
EUR COMMONWEALTH BK OF AUSTRLIA-REG-S-SUB 1.936%/VAR 17-03.10.29	290 000.00	340 403.05	0.07
EUR CREDIT SUISSE GROUP AG-REG-S 1.250%/VAR 17-17.07.25	380 000.00	448 118.45	0.10
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 14-PRP	1 000 000.00	1 266 941.38	0.27
EUR NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S-SUB 2.000%/VAR 14-12.11.24	970 000.00	1 162 104.84	0.25
EUR NORDEA BANK AB-REG-S-SUB 1.875%/VAR 15-10.11.25	860 000.00	1 044 766.53	0.22
EUR ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC-REG-S 2.000%/VAR 17-08.03.23	210 000.00	256 837.22	0.05
EUR SWEDBANK AB-REG-S-SUB 1.000%/VAR 17-22.11.27	240 000.00	280 233.84	0.06
EUR TOTAL SA-REG-S-SUB 3.875%/VAR 16-PRP	630 000.00	823 735.44	0.17
ユーロ合計		7 440 926.29	1.57
メディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		7 440 926.29	1.57
債券、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 1.75000% 15-21.11.20	9 470 000.00	7 212 908.65	1.53
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	6 820 000.00	5 337 532.46	1.12
AUD AUSTRALIA 5.75000% 10-15.07.22	6 010 000.00	5 340 128.83	1.13
豪ドル合計		17 890 569.94	3.78
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	90 000.00	67 804.63	0.01
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.50000% 13-01.06.24	3 710 000.00	3 009 926.17	0.63
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	2 290 000.00	2 203 438.80	0.47
カナダドル合計		5 281 169.60	1.11
ユーロ			
EUR ADO PROPERTIES SA-REG-S 1.50000% 17-26.07.24	400 000.00	473 267.93	0.10
EUR AIGUES DE BARCELONA FINANCE SAU-REG-S 1.94400% 14-15.09.21	500 000.00	609 257.20	0.13
EUR ALBEMARLE CORPORATION-REG-S 1.87500% 14-08.12.21	367 000.00	452 256.82	0.10
EUR ALLERGAN FUNDING SCS 2.12500% 17-01.06.29	120 000.00	143 300.03	0.03
EUR ALLERGAN FUNDING SCS 1.25000% 17-01.06.24	320 000.00	377 317.06	0.08
EUR ALSTRIA OFFICE REIT-AG-REG-S 2.25000% 15-24.03.21	1 200 000.00	1 487 450.10	0.31
EUR ARENA LUXEMBOURG FINANCE SARL-REG-S 2.87500% 17-01.11.24	200 000.00	236 624.65	0.05
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.60000% 14-22.06.24	4 265 000.00	5 800 836.84	1.23
EUR BHARTI AIRTEL INTL NETHERLANDS BV-REG-S 4.00000% 13-10.12.18	1 300 000.00	1 577 549.08	0.33
EUR BNZ INTERNATIONAL FUND LTD/LONDON 0.50000% 17-03.07.24	1 735 000.00	2 022 340.32	0.43
EUR CDP RETI SPA-REG-S 1.87500% 15-29.05.22	1 030 000.00	1 250 738.20	0.26
EUR COENTREPRISE DE TRANS D' ELECTRIC-REG-S 2.12500% 17-29.07.32	200 000.00	244 595.23	0.05
EUR DEMIRE DUTCH MITSTND REL EST AG-REG-S 2.87500% 17-15.07.22	475 000.00	567 295.70	0.12
EUR FASTIGHETS AB BALDER-REG-S 1.87500% 17-23.01.26	255 000.00	301 417.18	0.06
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 4.25000% 07-25.10.23	3 080 000.00	4 518 282.81	0.96
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 3.25000% 12-25.05.45	1 080 000.00	1 709 656.86	0.36
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.25000% 15-25.11.26	6 730 000.00	7 653 832.41	1.62
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 1.75000% 17-25.06.39	2 020 000.00	2 494 461.54	0.53
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 3.25000% 10-04.07.42	3 190 000.00	5 468 671.61	1.16
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.50000% 12-04.07.44	1 500 000.00	2 293 967.12	0.48
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST-REG-S 2.87500% 17-20.06.22	510 000.00	607 700.24	0.13
EUR INTRUM JUSTITIA AB-REG-S 3.12500% 17-15.07.24	800 000.00	953 385.76	0.20
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 15-18.02.45	2 140 000.00	2 632 750.19	0.55
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	1 940 000.00	2 744 570.25	0.58
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 3.75000% 14-01.09.24	2 880 000.00	3 910 485.53	0.83
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 1.60000% 16-01.06.26	1 350 000.00	1 573 531.75	0.33
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 2.80000% 16-01.03.67	1 263 000.00	1 316 797.87	0.28
EUR MPT OPERATING PARTNERSHIP LP/FIN CORP 3.32500% 17-24.03.25	620 000.00	760 469.81	0.16
EUR MYLAN NV-REG-S 3.12500% 16-22.11.28	265 000.00	330 895.78	0.07
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 0.75000% 17-15.07.27	4 760 000.00	5 693 273.28	1.20
EUR RESA SA/BELGIUM-REG-S 1.00000% 16-22.07.26	200 000.00	230 427.11	0.05
EUR RESIDOMO SRO-REG-S 3.37500% 17-15.10.24	180 000.00	214 478.25	0.03

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
EUR SFR GROUP SA-REG-S 5.37500% 14-15.05.22	430 000.00	523 355.07	0.11
EUR SPAIN, KINGDOM OF 4.20000% 05-31.01.37	2 960 000.00	4 474 658.69	0.95
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 5.15000% 13-31.10.44	1 600 000.00	2 758 433.85	0.58
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 3.45000% 16-30.07.66	1 510 000.00	1 936 213.30	0.41
EUR SPAIN, KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30.04.25	5 080 000.00	6 205 143.92	1.31
EUR TAURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05.07.27	150 000.00	182 536.02	0.04
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	800 000.00	1 022 183.05	0.21
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV-REG-S 1.12500% 16-15.10.24	160 000.00	170 037.97	0.03
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 1.12500% 17-02.10.23	400 000.00	476 245.54	0.10
ユーロ合計		78 400 691.92	16.54
英ポンド			
GBP BUPA FINANCE PLC-REG-S-SUB 5.00000% 13-25.04.23	300 000.00	448 147.27	0.09
GBP NORTHERN GAS NETWORKS FINANCE PLC 5.87500% 09-08.07.19	450 000.00	645 102.84	0.14
GBP SCOTTISH WIDOWS PLC-REG-S-SUB 5.50000% 13-16.06.23	380 000.00	569 076.24	0.12
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.25000% 06-07.12.27	3 320 000.00	5 619 933.81	1.18
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.50000% 09-07.09.34	2 030 000.00	3 767 343.08	0.80
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 3.25000% 12-22.01.44	630 000.00	1 060 725.87	0.22
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN-REG-S 1.50000% 15-22.01.21	2 010 000.00	2 746 163.98	0.58
GBP WALES & WEST UTILITIES FINANCE PLC 6.25000% 09-30.11.21	200 000.00	316 593.90	0.07
英ポンド合計		15 173 086.99	3.20
日本円			
JPY JAPAN 0.10000% 14-20.12.19	1 525 850 000.00	13 499 670.29	2.85
JPY JAPAN 0.30000% 16-20.06.46	320 050 000.00	2 431 906.83	0.51
JPY JAPAN 1.70000% 14-20.09.44	102 000 000.00	1 093 086.70	0.23
JPY JAPAN 2.10000% 09-20.12.29	667 900 000.00	7 232 340.78	1.52
JPY JAPAN 2.30000% 05-20.06.35	1 431 700 000.00	16 474 440.87	3.48
日本円合計		40 731 445.47	8.59
韓国ウォン			
KRW KOREA, REPUBLIC OF 1.87500% 16-10.03.22	2 370 000 000.00	2 068 114.93	0.44
KRW KOREA, REPUBLIC OF 1.87500% 16-10.06.26	2 900 000 000.00	2 446 525.27	0.51
韓国ウォン合計		4 514 640.20	0.95
ニュージーランドドル			
NZD NEW ZEALAND-REG-S 5.50000% 11-15.04.23	6 840 000.00	5 410 110.86	1.14
ニュージーランドドル合計		5 410 110.86	1.14
スウェーデンクローネ			
SEK SWEDEN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.50000% 11-13.11.23	21 520 000.00	2 779 518.86	0.59
スウェーデンクローネ合計		2 779 518.86	0.59
米ドル			
USD BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 16-15.08.46	170 000.00	165 175.57	0.04
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 7.12500% 06-20.01.37	650 000.00	776 750.00	0.16
USD CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	1 270 000.00	1 328 910.22	0.28
USD CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 3.50000% 17-19.07.22	900 000.00	904 803.75	0.19
USD CONSUMERS ENERGY COMPANY 3.25000% 16-15.08.46	100 000.00	91 681.30	0.02
USD FMS WERTMANAGEMENT 1.00000% 16-16.08.19	1 200 000.00	1 184 100.00	0.25
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 5.15000% 15-22.05.45	970 000.00	1 104 695.17	0.23
USD MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	930 000.00	922 560.00	0.20
USD PACIFIC GAS & ELECTRIC CO 6.05000% 04-01.03.34	460 000.00	571 415.68	0.12
USD REYNOLDS AMERICAN INC 4.45000% 15-12.06.25	290 000.00	312 148.46	0.07
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.25000% 17-16.03.37	115 000.00	125 666.13	0.03
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.50000% 17-16.03.47	580 000.00	640 306.66	0.13
米ドル合計		8 128 212.94	1.72
債券、固定利付債合計		178 309 446.78	37.62

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
債券、変動利付債			
ユーロ			
EUR AMERICA MOVIL SAB DE CV-REG-S-SUB 5.12500% 13-06.09.73	810 000.00	980 174.37	0.20
EUR ASR NEDERLAND NV-REG-S-SUB 4.625%/VAR 17-PRP	200 000.00	242 878.10	0.05
EUR BANK OF IRELAND-REG-S-SUB 7.375%/VAR 15-PRP	335 000.00	441 624.04	0.09
EUR ENGIE SA-REG-S-SUB 4.750%/VAR 13-PRP	800 000.00	1 061 204.22	0.22
EUR ITALY, REPUBLIC OF 2.550%/CPI LINKED 09-15.09.41	4 100 000.00	6 459 279.24	1.37
EUR ORSTED A/S-REG-S-SUB 3.000%/VAR 15-06.11.3015	700 000.00	858 423.69	0.18
EUR VONOVIA FINANCE BV-REG-S-SUB 4.000%/VAR 14-PRP	900 000.00	1 155 837.77	0.25
ユーロ合計		11 199 421.43	2.36
英ポンド			
GBP BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 7.250%/VAR 17-PRP	425 000.00	617 486.79	0.13
GBP SANTANDER UK GROUP HOLD PLC-REG-S-SUB 6.750%/VAR 17-PRP	370 000.00	537 861.72	0.12
GBP VIRGIN MONEY HOLDINGS UK-REG-S-SUB 7.875%/VAR 14-PRP	665 000.00	906 824.12	0.19
英ポンド合計		2 062 172.63	0.44
米ドル			
USD AQUARIUS+INV FOR SWISS REIN-REG-S-SUB 6.375%/VAR 13-01.09.24	700 000.00	739 550.00	0.15
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 6.750%/VAR 14-02.12.44	1 210 000.00	1 368 994.00	0.29
米ドル合計		2 108 544.00	0.44
債券、変動利付債合計		15 370 138.06	3.24
財務省証券（T-note）、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	4 190 000.00	3 673 616.02	0.76
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.08.21	17 010 000.00	16 539 571.44	3.50
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	7 140 000.00	6 841 290.96	1.45
米ドル合計		27 054 478.42	5.71
財務省証券（T-note）、固定利付債合計		27 054 478.42	5.71
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		308 283 596.15	65.04
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
アセット・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVABLES TRT 3.13000% 17-18.01.23	575 000.00	578 953.35	0.12
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVABLES TRST 3.18000% 17-18.07.23	325 000.00	324 629.34	0.07
USD DELL EQUIPMENT FINANCE TRUST-144A 3.44000% 17-24.04.23	275 000.00	274 423.85	0.06
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST-144A 3.72000% 17-17.10.22	550 000.00	553 446.69	0.12
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 2.25000% 17-15.06.21	150 000.00	150 096.29	0.03
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 2.75000% 17-15.09.23	125 000.00	125 316.26	0.03
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.17000% 17-17.04.23	875 000.00	878 864.00	0.18
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.20000% 17-15.11.23	325 000.00	325 326.46	0.07
米ドル合計		3 211 056.24	0.68
アセット・バック証券、固定利付債合計		3 211 056.24	0.68
アセット・バック証券、変動利付債			
米ドル			
USD SOFI PROFESSIONAL LOAN PROG-144A VAR 17-25.09.40	325 000.00	321 856.54	0.07
米ドル合計		321 856.54	0.07
アセット・バック証券、変動利付債合計		321 856.54	0.07

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
モーゲージ・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD BBCMS TRUST-144A-SUB 4.19700% 15-06.08.35	375 000.00	405 293.32	0.09
USD CITIGROUP COMERCIAL MORT TRST 2015-SUB 3.77800% 15-01.09.58	280 000.00	295 436.74	0.06
USD COMM 2015-CCRE24 MORTGAGE TRUST-SUB 3.46300% 15-01.08.48	350 000.00	283 826.83	0.06
USD COMM 2015-DC1 MORTGAGE TRUST-SUB 3.35000% 15-01.02.48	420 000.00	430 522.72	0.09
USD CSAIL 2015-C4 COMMERCIAL MORT TRUST-SUB 3.80790% 15-01.11.48	425 000.00	448 276.66	0.10
USD FANNIE MAE 3.00000% 13-01.08.43	136 385.00	97 245.32	0.02
USD FANNIE MAE 3.00000% 17-01.11.47	900 000.00	901 017.63	0.19
USD FANNIE MAE 3.50000% 16-01.08.46	450 000.00	417 144.23	0.09
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01.04.45	200 000.00	170 891.45	0.04
USD FANNIE MAE 3.50000% 16-01.01.46	175 000.00	165 847.25	0.04
USD FANNIE MAE 3.50000% 16-01.12.46	600 000.00	597 020.14	0.13
USD FANNIE MAE 3.50000% 17-01.07.47	3 525 000.00	3 558 264.69	0.75
USD FANNIE MAE 3.50000% 17-01.08.47	650 000.00	659 797.15	0.14
USD FANNIE MAE 4.00000% 10-01.01.41	1 357 002.00	330 834.92	0.07
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.01.41	1 584 763.00	433 929.19	0.09
USD FANNIE MAE 4.00000% 16-01.02.46	1 025 000.00	877 074.93	0.19
USD FANNIE MAE 4.00000% 15-01.08.45	1 575 000.00	1 400 660.47	0.30
USD FANNIE MAE 4.00000% 14-01.11.44	400 000.00	308 273.98	0.06
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	938 348.00	256 525.31	0.05
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	2 969 225.00	825 971.63	0.17
USD FANNIE MAE 4.50000% 15-01.06.44	465 000.00	335 929.86	0.07
USD FANNIE MAE 4.50000% 16-01.07.44	350 000.00	242 939.88	0.05
USD FANNIE MAE 4.50000% 11-01.04.41	1 629 000.00	293 175.95	0.06
USD FANNIE MAE 5.00000% 11-01.01.41	589 000.00	144 314.15	0.03
USD FANNIE MAE 5.00000% 10-01.08.40	50 000.00	6 515.56	0.00
USD FANNIE MAE 5.50000% 15-01.01.39	425 000.00	271 619.09	0.06
USD FANNIE MAE 5.50000% 07-01.04.37	1 242 395.00	153 626.55	0.03
USD FANNIE MAE 6.50000% 07-01.12.37	950 000.00	38 576.32	0.01
USD FREDDIE MAC 3.00000% 17-01.07.47	1 075 000.00	1 061 726.99	0.22
USD FREDDIE MAC 3.00000% 17-01.08.47	425 000.00	420 461.85	0.09
USD FREDDIE MAC 3.00000% 16-01.06.46	1 350 000.00	1 219 439.61	0.26
USD FREDDIE MAC 3.00000% 16-01.09.46	1 325 000.00	1 229 698.01	0.26
USD FREDDIE MAC 3.00000% 16-01.01.47	625 000.00	598 648.44	0.13
USD FREDDIE MAC 3.50000% 17-01.08.47	3 350 000.00	3 396 862.45	0.72
USD FREDDIE MAC 3.50000% 15-01.06.45	350 000.00	325 295.74	0.07
USD FREDDIE MAC 3.50000% 17-01.07.47	1 100 000.00	1 106 816.53	0.23
USD FREDDIE MAC 4.00000% 17-01.07.47	975 000.00	999 979.76	0.21
USD FREDDIE MAC 4.00000% 17-01.11.47	325 000.00	341 514.33	0.07
USD FREDDIE MAC 4.00000% 17-01.08.47	450 000.00	468 388.14	0.10
USD FREDDIE MAC 4.50000% 11-01.03.41	2 647 244.00	469 924.59	0.10
USD FREDDIE MAC 4.50000% 11-01.09.41	1 120 431.00	178 399.96	0.04
USD FREDDIE MAC 5.00000% 05-01.05.35	11 775 000.00	440 917.64	0.09
USD FREDDIE MAC 5.50000% 14-01.06.41	575 000.00	231 828.58	0.05
USD GINNIE MAE 3.00000% 17-01.07.47	1 325 000.00	1 330 443.99	0.28
USD GINNIE MAE 3.00000% 17-01.08.47	2 500 000.00	2 518 199.28	0.53
USD GINNIE MAE 3.00000% 17-01.09.47	575 000.00	581 085.75	0.12
USD GINNIE MAE 3.50000% 12-01.08.42	1 300 000.00	743 653.85	0.16
USD GINNIE MAE 3.50000% 17-01.06.47	1 700 000.00	1 740 404.20	0.37
USD GINNIE MAE 3.50000% 17-01.07.47	2 900 000.00	2 986 361.16	0.63
USD GINNIE MAE 4.00000% 17-01.07.47	550 000.00	573 683.08	0.12
USD GINNIE MAE 4.50000% 11-01.05.41	1 141 511.00	213 377.44	0.04
USD GINNIE MAE 5.50000% 11-01.06.41	1 219 909.00	13 705.24	0.00
USD GINNIE MAE 5.50000% 08-01.12.38	1 706 205.00	98 449.59	0.02
USD GINNIE MAE 5.50000% 10-01.03.40	1 357 167.00	114 006.04	0.02
USD GINNIE MAE 5.50000% 08-01.01.38	1 053 419.00	377 206.95	0.08
USD GINNIE MAE 6.50000% 07-01.06.37	8 288 862.00	679 150.63	0.14
USD GINNIE MAE 6.50000% 08-01.10.38	8 474 348.00	108 956.31	0.02
USD JPMBB COMM MRTG SEC TRT 2015-C30-SUB 3.82180% 15-01.07.48	730 000.00	772 838.95	0.16

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
USD JPMBB COMMERCIAL MTG SEC TRUST-SUB 3.79960% 14-01.01.48	360 000.00	371 740.03	0.08
USD PALISADES CENTER TRUST-144A-SUB 4.73700% 16-09.04.33	600 000.00	603 800.22	0.13
USD WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRT-SUB 3.78900% 15-01.09.48	350 000.00	368 715.34	0.08
米ドル合計		41 036 232.59	8.66
モーゲージ・バック証券、固定利付債合計		41 036 232.59	8.66
モーゲージ・バック証券、変動利付債			
米ドル			
USD BANK-BNK7-SUB VAR 17-01.09.60	300 000.00	302 057.91	0.07
USD COMMERCIAL MTGE PASS-THROUGH-SUB VAR 14-01.02.47	450 000.00	486 055.13	0.10
USD CSMC TRUST 2015-DEAL-144A-SUB 1M LIBOR+400BP 15-15.04.29	550 000.00	552 063.93	0.12
USD FREMF 2016-K55 MORTGAGE TRUST-144A-SUB VAR 16-01.04.49	600 000.00	623 904.72	0.13
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A-SUB FLR 14-15.07.31	300 000.00	227 626.86	0.05
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST VAR 17-01.10.32	250 000.00	242 997.50	0.05
USD JP MORGAN CHASE COM MTGE-144A-SUB 1M LIBOR+250BP 14-15.10.29	725 000.00	725 000.14	0.15
USD ROSSLYN PORTFOLIO TRUST ROSS 1M LIBOR+300BP 17-15.06.33	575 000.00	572 573.91	0.12
米ドル合計		3 732 280.10	0.79
モーゲージ・バック証券、変動利付債合計		3 732 280.10	0.79
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD ABBVIE INC 4.40000% 13-06.11.42	640 000.00	661 482.88	0.14
USD AT&T INC 3.90000% 17-14.08.27	190 000.00	189 240.00	0.04
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.20000% 15-05.02.25	410 000.00	407 786.82	0.09
USD CCO LLC/CAPITAL 4.46400% 16-23.07.22	890 000.00	939 905.86	0.20
USD DTE ENERGY CO 6.37500% 03-15.04.33	250 000.00	317 405.00	0.07
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC 4.85000% 13-15.03.44	140 000.00	152 070.10	0.03
USD FREEPORT-MCMORAN INC 6.50000% 17-15.11.20	570 000.00	580 687.50	0.12
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.12500% 12-09.10.42	555 000.00	575 166.48	0.12
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 2.50000% 13-15.01.19	249 000.00	250 220.10	0.05
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 4.12500% 13-30.05.23	220 000.00	230 476.40	0.05
USD INTESA SANPAOLO SPA 3.87500% 13-16.01.18	685 000.00	687 766.71	0.14
USD MICROSOFT CORP 3.50000% 12-15.11.42	1 050 000.00	1 028 211.45	0.22
USD MORGAN STANLEY 6.37500% 12-24.07.42	940 000.00	1 276 571.70	0.27
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14.10.21	780 000.00	848 140.80	0.18
USD PHILLIPS 66 PARTNERS LP 4.68000% 15-15.02.45	400 000.00	403 442.00	0.08
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	350 000.00	386 009.40	0.08
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-144A 2.40000% 13-01.05.18	650 000.00	649 803.70	0.14
USD SCHLUMBERGER HOLDINGS CORP-144A 3.00000% 15-21.12.20	280 000.00	286 169.52	0.06
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 6.20000% 10-15.03.40	320 000.00	421 740.48	0.09
USD SUNTRUST BANKS INC 2.35000% 13-01.11.18	725 000.00	728 474.20	0.15
USD TEACHERS INSURANCE&ANNUITY ASS-144A-SUB 4.90000% 14-15.09.44	1 240 000.00	1 408 540.80	0.30
USD VALE SA 5.62500% 12-11.09.42	360 000.00	377 460.00	0.08
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.00000% 16-15.11.46	195 000.00	202 656.28	0.04
USD XCEL ENERGY INC 4.80000% 11-15.09.41	290 000.00	324 923.83	0.07
USD YAMANA GOLD INC 4.95000% 14-15.07.24	1 000 000.00	1 030 083.00	0.22
米ドル合計		14 364 435.01	3.03
ノート、固定利付債合計		14 364 435.01	3.03
ノート、変動利付債			
米ドル			
USD ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC 3.498%/VAR 17-15.05.23	295 000.00	297 306.02	0.06
米ドル合計		297 306.02	0.06
ノート、変動利付債合計		297 306.02	0.06

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
メディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD ADANI ABBOT POINT TERMINAL PTY LTD STEP-UP 13-01.11.18	1 264 000.00	980 802.07	0.21
豪ドル合計		980 802.07	0.21
ユーロ			
EUR BANCO DE SABADELL SA 3.37500% 13-23.01.18	600 000.00	704 778.43	0.15
ユーロ合計		704 778.43	0.15
英ポンド			
GBP NATIONAL GRID ELECTRICITY TRANSMISSION 4.00000% 12-08.06.27	730 000.00	1 120 863.10	0.23
英ポンド合計		1 120 863.10	0.23
メディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		2 806 443.60	0.59
債券、固定利付債			
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 1.50000% 14-01.03.20	17 380 000.00	13 510 510.53	2.86
カナダドル合計		13 510 510.53	2.86
米ドル			
USD DUKE ENERGY CAROLINAS LLC 4.00000% 12-30.09.42	250 000.00	263 274.75	0.05
USD FIVE CORNERS FUNDING TRUST-144A 4.41900% 13-15.11.23	340 000.00	366 746.10	0.08
USD ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO 7.25000% 03-15.01.33	330 000.00	463 991.88	0.10
USD PACIFICORP 6.00000% 09-15.01.39	340 000.00	451 596.16	0.08
米ドル合計		1 545 608.89	0.31
債券、固定利付債合計		15 056 119.42	3.17
債券、変動利付債			
ニュージーランドドル			
NZD NEW ZEALAND 3.000%/CPI LINKED 13-20.09.30	7 630 000.00	6 277 231.12	1.33
NZD NEW ZEALAND-REG-S 2.500%/CPI LINKED 14-20.09.35	1 950 000.00	1 493 704.60	0.31
ニュージーランドドル合計		7 770 935.72	1.64
債券、変動利付債合計		7 770 935.72	1.64
財務省証券（T-note）、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.87500% 13-15.05.43	2 280 000.00	2 292 202.56	0.48
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.75000% 16-15.08.19	19 460 000.00	19 176 467.80	4.05
米ドル合計		21 468 670.36	4.53
財務省証券（T-note）、固定利付債合計		21 468 670.36	4.53
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		110 065 335.60	23.22

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
アセット・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.84000% 17-15.03.23	250 000.00	252 460.02	0.05
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.49000% 17-17.07.23	350 000.00	354 361.73	0.08
米ドル合計		606 821.75	0.13
アセット・バック証券、固定利付債合計		606 821.75	0.13
モーゲージ・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD BANK OF AMERICA MTGE SECS-SUB 6.00000% 07-01.01.37	4 053 000.00	5.50	0.00
USD MORGAN STANLEY BANK OF AMERICA-SUB 4.25900% 13-01.10.46	400 000.00	432 233.72	0.09
米ドル合計		432 239.22	0.09
モーゲージ・バック証券、固定利付債合計		432 239.22	0.09
モーゲージ・バック証券、変動利付債			
米ドル			
USD FREMF MORTGAGE TRUST-144A-SUB VAR 17-01.03.27	200 000.00	204 521.44	0.04
米ドル合計		204 521.44	0.04
モーゲージ・バック証券、変動利付債合計		204 521.44	0.04
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD CAPITAL ONE NA 2.65000% 17-08.08.22	610 000.00	607 008.56	0.13
USD KINDER MORGAN INC 3.15000% 17-15.01.23	430 000.00	432 573.98	0.09
USD MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 4.00000% 17-04.10.27	210 000.00	209 825.70	0.04
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC-REG-S 3.37600% 17-15.02.25	503 000.00	506 043.65	0.11
米ドル合計		1 755 451.89	0.37
ノート、固定利付債合計		1 755 451.89	0.37
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 4.00000% 17-21.06.24	210 000.00	162 368.44	0.04
豪ドル合計		162 368.44	0.04
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		162 368.44	0.04
債券、変動利付債			
米ドル			
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 5.000%/VAR 17-PRP	255 000.00	256 377.00	0.05
米ドル合計		256 377.00	0.05
債券、変動利付債合計		256 377.00	0.05
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			
		3 417 779.74	0.72

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
モーゲージ・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD HILTON USA TRUST-144-SUB 3.32284% 16-01.11.35	400 000.00	401 035.72	0.08
USD HILTON USA TRUST-144A-SUB 5.51909% 16-01.11.35	150 000.00	154 333.62	0.03
米ドル合計		555 369.34	0.11
モーゲージ・バック証券、固定利付債合計		555 369.34	0.11
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD CCO LLC/CAPITAL-144A 5.37500% 17-01.05.47	110 000.00	111 359.27	0.02
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-144A 2.05000% 17-18.09.20	215 000.00	214 101.30	0.05
米ドル合計		325 460.57	0.07
ノート、固定利付債合計		325 460.57	0.07
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		880 829.91	0.18
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	907.57	9 075 740.00	1.91
EUR UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	0.05	535.87	0.00
アイルランド合計		9 076 275.87	1.91
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1.00	17 748.77	0.01
ルクセンブルグ合計		17 748.77	0.01
投資信託、オープン・エンド型合計		9 094 024.64	1.92
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計		9 094 024.64	1.92
投資有価証券合計		431 741 566.04	91.08

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.17	-22.00	59 125.00	0.01
USD US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 19.12.17	-41.00	69 187.30	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.17	9.00	-12 937.50	0.00
GBP LONG GILT FUTURE 27.12.17	-120.00	432 646.11	0.09
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 29.12.17	-33.00	26 811.97	0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 29.12.17	11.00	-6 703.07	0.00
EUR EURO-BUND FUTURE 07.12.17	-39.00	-12 721.25	0.00
EUR EURO-BOBL FUTURE 07.12.17	-25.00	-2 038.66	0.00
EUR EURO BUXL FUTURE 07.12.17	5.00	20 270.13	0.00
AUD AUSTRALIA 3YR BOND FUTURE 15.12.17	187.00	31 045.12	0.01
債券関連金融先物合計		604 685.15	0.13
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		604 685.15	0.13
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
EUR CITI/HSBC CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 1.00000% 14-20.03.20	-1 580 000.00	-47 733.46	-0.01
USD BARCLAYS/CDX.NA.IG.25 DEC20 CDI PAYER 1.00000% 15-20.12.20	-59 360 000.00	-1 296 231.78	-0.27
EUR JPM/LANXESS FINANCE CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 13-20.06.19	2 465 000.00	45 391.09	0.01
EUR CITI/STANLN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.03.20	1 580 000.00	42 706.35	0.01
USD JP MORGAN/TCKBCN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.12.19	1 485 000.00	22 706.67	0.00
USD GOLDMAN SACHS/FCX CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.12.19	1 965 000.00	22 667.04	0.00
USD BARCLAYS/TCKBCN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 15-20.09.20	255 000.00	3 567.63	0.00
クレジット・デフォルト・スワップ合計		-1 206 926.46	-0.26
債券関連金融先物			
USD FREDDIE MAC (TBA-US02R0406B30) 4.00000% NOV 17 13.11.17	1 025 000.00	-240.26	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0306B93) 3.00000% NOV 17 13.11.17	1 350 000.00	-555.63	0.00
USD GINNIE MAE (TBA-US21H0406B47) 4.00000% NOV 17 20.11.17	525 000.00	-164.06	0.00
USD FREDDIE MAC (TBA-US02R0326B03) 3.50000% NOV 17 13.11.17	625 000.00	-2 343.76	0.00
USD GINNIE MAE (TBA-US21H0426B01) 4.50000% NOV 17 20.11.17	875 000.00	-1 095.71	0.00
債券関連金融先物合計		-4 399.42	0.00
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 金融派生商品合計		-1 211 325.88	-0.26
金融派生商品合計		-606 640.73	-0.13

* 額面が正：サブ・ファンドは「受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「支払側」

注記は当財務書類の一部である。

先渡為替契約

先渡為替契約（購入／売却）

USD	4 099 613.49	KRW	4 667 000 000.00	6.11.2017	-67 971.07	-0.01
USD	17 148 084.84	NZD	23 945 000.00	6.11.2017	744 941.76	0.16
USD	126 716 930.92	EUR	107 695 000.00	6.11.2017	1 250 104.27	0.26
EUR	137 483 100.00	USD	161 766 437.49	6.11.2017	-1 595 879.20	-0.34
USD	41 338 032.04	JPY	4 665 500 000.00	6.11.2017	277 411.56	0.06
USD	19 324 616.95	AUD	24 755 000.00	6.11.2017	343 927.00	0.07
JPY	2 573 094 800.00	USD	22 798 558.63	6.11.2017	-152 996.73	-0.03
CHF	60 777 000.00	USD	62 435 364.45	6.11.2017	-1 458 665.76	-0.31
USD	28 513 697.87	GBP	21 495 000.00	6.11.2017	-31 518.69	-0.01
USD	40 504 427.92	CAD	50 700 000.00	6.11.2017	1 174 256.17	0.25
GBP	18 868 700.00	USD	25 029 840.00	6.11.2017	27 667.68	0.01
USD	2 452 878.70	SEK	19 930 000.00	6.11.2017	72 123.99	0.02
JPY	17 630 500.00	USD	156 184.39	6.11.2017	-1 020.04	0.00
JPY	14 035 800.00	USD	123 939.49	6.11.2017	-411.75	0.00
JPY	38 848 100.00	USD	347 929.78	6.11.2017	-6 031.36	0.00
JPY	18 939 800.00	USD	168 761.05	6.11.2017	-2 073.68	0.00
USD	705 310.51	EUR	597 700.00	6.11.2017	8 978.07	0.00
JPY	84 800 000.00	USD	748 172.14	6.11.2017	-1 855.43	0.00
JPY	21 377 000.00	USD	187 693.38	6.11.2017	443.56	0.00
JPY	51 478 500.00	USD	453 222.84	6.11.2017	-165.47	0.00
USD	4 150 436.65	KRW	4 667 000 000.00	6.12.2017	-27 264.88	-0.01
KRW	4 667 000 000.00	USD	4 149 919.97	6.11.2017	17 664.59	0.00
JPY	83 117 700.00	USD	734 866.82	6.11.2017	-3 355.87	0.00
先渡為替契約（購入／売却）合計					568 308.72	0.12

現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産	37 445 111.08 ^{**}	7.90
当座借越およびその他の短期負債	-92 051.54	-0.02
その他の資産および負債	4 947 536.10	1.05
純資産総額	474 003 829.67	100.00

^{**} 2017年10月31日現在、1,250,000米ドルの現金が、取引相手方であるパークレイズ・バンクに対する担保となっている。

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2017
Investments in securities, cost	428 495 020.22
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	3 246 545.82
Total investments in securities (Note 1)	431 741 566.04
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	37 291 436.59*
Other liquid assets (Margins)	153 674.49
Receivable on securities sales (Note 1)	728 195.83
Receivable on subscriptions	2 689 122.09
Interest receivable on securities	2 884 924.33
Interest receivable on liquid assets	32.19
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	600 285.73
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	568 308.72
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-1 206 926.46
Total Assets	475 450 619.55
Liabilities	
Bank overdraft	-92 051.54
Payable on securities purchases (Note 1)	-706 951.62
Payable on redemptions	-573 337.20
Provisions for flat fee (Note 2)	-41 238.03
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-3 992.68
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-29 218.81
Total provisions	-74 449.52
Total Liabilities	-1 446 789.88
Net assets at the end of the financial year	474 003 829.67

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2016-31.10.2017
Interest on liquid assets	63 167.58
Interest on securities	11 891 143.18
Dividends	98 863.48
Interest received on swaps (Note 1)	91 492.92
Income on securities lending (Note 11)	326 364.02
Other income (Note 4)	13 933.64
Total income	12 484 964.82
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-1 872 117.49
Flat fee (Note 2)	-968 283.78
Taxe d'abonnement (Note 3)	-47 684.47
Cost on securities lending (Note 11)	-130 545.60
Other commissions and fees (Note 2)	-46 344.92
Interest on cash and bank overdraft	-25 277.56
Total expenses	-3 090 253.82
Net income (loss) on investments	9 394 711.00
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-5 885 049.52
Realized gain (loss) on financial futures	-1 259 143.00
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	3 813 373.80
Realized gain (loss) on swaps	-3 688 180.06
Realized gain (loss) on foreign exchange	-191 789.25
Total realized gain (loss)	-7 210 788.03
Net realized gain (loss) of the financial year	2 183 922.97
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	8 205 301.00
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	24 086.78
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-752 208.99
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	2 191 336.54
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	9 668 515.33
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	11 852 438.30

* As at 31 October 2017, cash amounts serve as collateral for the counterparty Barclays Bank for an amount of USD 1 250 000.

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.11.2016-31.10.2017
Net assets at the beginning of the financial year	536 132 299.56
Subscriptions	166 820 680.56
Redemptions	-240 123 600.43
Total net subscriptions (redemptions)	-73 302 919.87
Dividend paid	-677 988.32
Net income (loss) on investments	9 394 711.00
Total realized gain (loss)	-7 210 788.03
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	9 668 515.33
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	11 852 438.30
Net assets at the end of the financial year	474 003 829.67

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.11.2016-31.10.2017
Class	(USD) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 650 501.0440
Number of shares issued	517 056.3760
Number of shares redeemed	-807 603.4310
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 359 953.9890
Class	(CHF hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	576 406.3680
Number of shares issued	157 818.9660
Number of shares redeemed	-290 003.9060
Number of shares outstanding at the end of the financial year	444 221.4280
Class	(EUR hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 255 487.3080
Number of shares issued	249 616.2910
Number of shares redeemed	-535 655.1960
Number of shares outstanding at the end of the financial year	969 448.4030
Class	(GBP hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	71 023.0140
Number of shares issued	11 081.7100
Number of shares redeemed	-30 212.3310
Number of shares outstanding at the end of the financial year	51 892.3930
Class	(JPY hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of shares issued	315 278.0000
Number of shares redeemed	-24 268.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	291 010.0000
Class	F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	57 939.3700
Number of shares issued	15 823.6950
Number of shares redeemed	-7 968.4410
Number of shares outstanding at the end of the financial year	65 794.6240
Class	(CHF hedged) F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	39 579.7870
Number of shares issued	11 612.3910
Number of shares redeemed	-1 046.6590
Number of shares outstanding at the end of the financial year	50 145.5190
Class	(EUR hedged) F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	63 793.6430
Number of shares issued	13 448.0700
Number of shares redeemed	-1 585.1850
Number of shares outstanding at the end of the financial year	75 656.5280
Class	(GBP hedged) F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	106 068.7320
Number of shares issued	26 512.1620
Number of shares redeemed	-20 444.2360
Number of shares outstanding at the end of the financial year	112 136.6580

Annual Distribution

Focused SICAV – Global Bond	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
F-UKdist	3.1.2017	6.1.2017	USD	2.41
(CHF hedged) F-UKdist	3.1.2017	6.1.2017	CHF	1.58
(EUR hedged) F-UKdist	3.1.2017	6.1.2017	EUR	1.92
(GBP hedged) F-UKdist	3.1.2017	6.1.2017	GBP	2.86
(GBP hedged) F-UKdist	22.2.2017	27.2.2017	GBP	0.002

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

25

Focused SICAV – Global Bond

Three-year comparison

Date	ISIN	31.10.2017	31.10.2016	31.10.2015
Net assets in USD		474 003 829.67	536 132 299.56	754 171 605.94
Class (USD) F-acc	LU0326808440			
Shares outstanding		1 359 953.9890	1 650 501.0440	2 186 564.7420
Net asset value per share in USD		140.42	138.35	130.37
Issue and redemption price per share in USD ¹		140.42	138.35	130.37
Class (CHF hedged) F-acc	LU0326809257			
Shares outstanding		444 221.4280	576 406.3680	1 376 980.5820
Net asset value per share in CHF		128.56	129.56	124.50
Issue and redemption price per share in CHF ¹		128.56	129.56	124.50
Class (EUR hedged) F-acc	LU0326809505			
Shares outstanding		969 448.4030	1 255 487.3080	1 704 586.0350
Net asset value per share in EUR		137.39	137.99	131.52
Issue and redemption price per share in EUR ¹		137.39	137.99	131.52
Class (GBP hedged) F-acc	LU0326809844			
Shares outstanding		51 892.3930	71 023.0140	95 151.0930
Net asset value per share in GBP		145.46	144.96	136.48
Issue and redemption price per share in GBP ¹		145.46	144.96	136.48
Class (JPY hedged) F-acc²	LU1490620330			
Shares outstanding		291 010.0000	-	-
Net asset value per share in JPY		10 184	-	-
Issue and redemption price per share in JPY ¹		10 184	-	-
Class F-UKdist	LU1164771658			
Shares outstanding		65 794.6240	57 939.3700	68 834.2190
Net asset value per share in USD		103.35	104.27	100.08
Issue and redemption price per share in USD ¹		103.35	104.27	100.08
Class (CHF hedged) F-UKdist³	LU1311286220			
Shares outstanding		50 145.5190	39 579.7870	-
Net asset value per share in CHF		101.33	103.73	-
Issue and redemption price per share in CHF ¹		101.33	103.73	-
Class (EUR hedged) F-UKdist	LU0526609390			
Shares outstanding		75 656.5280	63 793.6430	51 565.7410
Net asset value per share in EUR		79.48	81.79	80.03
Issue and redemption price per share in EUR ¹		79.48	81.79	80.03
Class (GBP hedged) F-UKdist	LU0326810180			
Shares outstanding		112 136.6580	106 068.7320	100 302.0630
Net asset value per share in GBP		104.64	107.19	103.59
Issue and redemption price per share in GBP ¹		104.64	107.19	103.59

¹ See note 1.² First NAV: 6.1.2017³ First NAV: 26.2.2016

Performance

	Currency	2016/2017	2015/2016	2014/2015
Class (USD) F-acc	USD	1.5%	6.1%	1.9%
Class (CHF hedged) F-acc	CHF	-0.8%	4.1%	0.7%
Class (EUR hedged) F-acc	EUR	-0.4%	4.9%	1.7%
Class (GBP hedged) F-acc	GBP	0.3%	6.2%	2.3%
Class (JPY hedged) F-acc ¹	JPY	-	-	-
Class F-UKdist	USD	1.5%	6.1%	-
Class (CHF hedged) F-UKdist	CHF	-0.8%	-	-
Class (EUR hedged) F-UKdist	EUR	-0.4%	4.9%	1.7%
Class (GBP hedged) F-UKdist	GBP	0.4%	6.2%	2.3%

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	30.30
Japan	8.59
Australia	6.33
United Kingdom	5.96
France	4.64
Canada	4.54
Italy	4.02
Spain	3.75
The Netherlands	3.58
New Zealand	3.26
Germany	3.06
Ireland	2.99
Belgium	1.39
Sweden	1.37
Luxembourg	1.24
South Korea	0.95
Supranationals	0.77
Mexico	0.63
Jersey	0.53
Finland	0.49
British Virgin Islands	0.45
Hong Kong	0.38
Brazil	0.24
Bermuda	0.23
Cayman Islands	0.22
Chile	0.22
Denmark	0.18
Singapore	0.17
Portugal	0.15
Colombia	0.13
Romania	0.13
Switzerland	0.10
Czech Republic	0.05
Poland	0.04
Total	91.08

Economic Breakdown as a % of net assets	
Countries & central governments	48.93
Mortgage & funding institutions	11.12
Finance & holding companies	7.45
Banks & credit institutions	5.60
Petroleum	2.43
Investment funds	2.05
Energy & water supply	1.95
Supranational organisations	1.50
Telecommunications	1.16
Real Estate	1.03
Miscellaneous unclassified companies	1.02
Traffic & transportation	0.85
Insurance	0.78
Precious metals & stones	0.61
Miscellaneous services	0.56
Electrical devices & components	0.55
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	0.54
Healthcare & social services	0.44
Chemicals	0.43
Tobacco & alcohol	0.41
Internet, software & IT services	0.36
Miscellaneous consumer goods	0.31
Mining, coal & steel	0.27
Public, non-profit institutions	0.25
Agriculture & fishery	0.15
Computer hardware & network equipment providers	0.09
Mechanical engineering & industrial equipment	0.08
Biotechnology	0.08
Vehicles	0.08
Total	91.08

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of each subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares issued in this share class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 1% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in the number of shares in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

– Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.

– Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.

In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.

– Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

– Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.

– Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Interest income earned by subfunds between the order and settlement dates concerned is included in the valuation of the assets of the relevant subfund. The asset value per share on a given valuation date therefore includes projected interest earnings.
- Securities, money market instruments, derivatives and other investments denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

These valuation criteria are determined by the Board of Directors with prudence, on the basis of market quotations resulting from transactions or from pricing models, as well as from any other source, which may include broker statements, considered as reliable and appropriate by the Board of Directors to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the portfolio's valuation point.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements are expressed in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations at 31 October 2017 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 October 2017:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.161222
EUR 1 =	GBP	0.877254
EUR 1 =	USD	1.164950

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the consolidated financial statements is the one as at liquidation or merger date.

i) "Mortgage-backed-securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "Mortgage-backed-securities". A "Mortgage-backed-security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "Mortgage-backed-security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each payoff associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

j) TBA financial futures on bonds

TBA positions refer to general trading practice on the mortgage-backed securities market where a security from a mortgage pool (Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) is acquired at a fixed price on a future date. The precise composition of the security is not known at the time of the purchase, but its main characteristics have already been defined. The price is also set at this point, although the Nominal value has not yet been definitively established.

The TBA positions are included in "Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)".

As per 31 October 2017 the value of the TBA positions is for the subfund Focused SICAV – Global Bond USD 4 547 682.63.

*k) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for share class "F", calculated on the average net asset value of the Subfunds:

Focused SICAV – Corporate Bond EUR
Focused SICAV – Global Bond
Focused SICAV – Global Equity Strategy USD
Focused SICAV – High Grade Bond CHF
Focused SICAV – High Grade Bond EUR
Focused SICAV – High Grade Bond GBP
Focused SICAV – High Grade Bond USD
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond CHF
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond EUR
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond GBP
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond USD
Focused SICAV – US Corporate Bond Sustainable USD

"Maximum Flat fee p.a."		
Share classes with "F" in their name:		2.00%
Effective Flat fee		
Focused SICAV	31.10.2016	31.10.2017
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	0.19%	0.19%
– Global Bond (USD) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (JPY hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (CHF hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Equity Strategy USD F-acc	0.59%	0.59%
– Global Equity Strategy USD (CHF hedged) F-acc	0.59%	0.59%
– Global Equity Strategy USD (EUR hedged) F-acc	0.59%	0.59%
– Global Equity Strategy USD (GBP hedged) F-acc	0.59%	0.59%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond CHF F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD F-acc	0.14%	0.12%
– High Grade Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.12%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%	0.12%
– High Grade Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.14%	0.12%
– High Grade Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.14%	0.12%
– High Grade Bond USD F-UKdist	0.14%	0.12%
– High Grade Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	N/A	0.12%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	N/A	0.12%
– High Grade Bond USD (GBP hedged) F-UKdist	N/A	0.12%

Focused SICAV	Effective Flat fee	
	31.10.2016	31.10.2017
- High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond CHF F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (GBP hedged) F-UKdist	N/A	0.14%
- US Corporate Bond Sustainable USD F-acc	N/A	0.24%
- US Corporate Bond Sustainable USD (CHF hedged) F-acc	N/A	0.24%
- US Corporate Bond Sustainable USD (EUR hedged) F-acc	N/A	0.24%
- US Corporate Bond Sustainable USD (CHF hedged) F-UKdist	N/A	0.24%

The effective Flat fee has been changed during the financial year. Details can be found in the table above.

The maximum flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, the Management Company receives from the Company's assets a maximum flat fee based on the net asset value of the Company, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units,

are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;

- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).
3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the fund.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

The depositary, administrative agent and Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the shareholders; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

The Company will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the Company assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement" (subscription duty), will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfunds making the investment may not be charged any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the Company can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the Company's assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum volume of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four month after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 31 October 2017 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

Focused SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
- Corporate Bond EUR	- EUR	107 991 045.00 EUR
- Global Bond	23 928 951.59 USD*	47 267 483.28 USD
- High Grade Bond EUR	- EUR	53 222 400.00 EUR
- High Grade Bond USD	592 238 284.00 USD	82 031 250.00 USD
- US Corporate Bond Sustainable USD	- USD	10 523 781.25 USD

* The Commitments on TBA amount USD 4 547 682.63

b) Swaps

Focused SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
- Global Bond	62 470 181.74 USD	8 539 971.43 USD

Focused SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
- High Grade Bond CHF	- CHF	50 000 000.00 CHF
- High Grade Long Term Bond CHF	- CHF	17 000 000.00 CHF

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

97

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Focused SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.22%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.22%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.22%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.21%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	0.21%
– Global Bond (USD) F-acc	0.22%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond (JPY hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond F-UKdist	0.22%
– Global Bond (CHF hedged) F-UKdist	0.22%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.22%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.22%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.16%
– High Grade Bond CHF F-UKdist	0.16%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.16%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.16%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.16%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.16%
– High Grade Bond USD F-acc	0.15%
– High Grade Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.14%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%
– High Grade Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.14%
– High Grade Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.15%
– High Grade Bond USD F-UKdist	0.14%
– High Grade Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.14%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.15%
– High Grade Bond USD (GBP hedged) F-UKdist	0.15%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond CHF F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (GBP hedged) F-UKdist	0.15%

Focused SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– US Corporate Bond Sustainable USD F-acc	0.26%
– US Corporate Bond Sustainable USD (CHF hedged) F-acc	0.26%
– US Corporate Bond Sustainable USD (EUR hedged) F-acc	0.25%
– US Corporate Bond Sustainable USD (CHF hedged) F-UKdist	0.26%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The changes on the effective Flat Fee during the financial year may be found in Note 2.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2017, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

Focused SICAV	Transaction costs
– Corporate Bond EUR	19 018.70 EUR
– Global Bond	39 040.80 USD
– Global Equity Strategy USD	34 690.02 USD
– High Grade Bond CHF	8 720.15 CHF
– High Grade Bond EUR	5 957.00 EUR
– High Grade Bond GBP	- GBP
– High Grade Bond USD	106 111.00 USD
– High Grade Long Term Bond CHF	9 112.10 CHF
– High Grade Long Term Bond EUR	1 520.30 EUR
– High Grade Long Term Bond GBP	- GBP
– High Grade Long Term Bond USD	107 363.80 USD
– US Corporate Bond Sustainable USD	4 587.80 USD

Note 9 – Liquidations

The following liquidations occurred:

Focused SICAV	liquidated as at
– Global Equity Strategy USD	14.6.2017

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

**Note 10 – Applicable law, place of performance
and authoritative language**

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary, can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognise approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves.

Note 11 – OTC Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Focused Sicav – Corporate Bond EUR		
Citibank	645 940.02 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	7 286.82 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	860 035.41 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-468 726.96 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	1 687 766.25 EUR	0.00 EUR
Focused Sicav – Global Bond		
Barclays	-1 221 336.05 USD	0.00 USD
Citibank	-5 027.11 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	10 722.99 USD	0.00 USD
JP Morgan	-1 466 418.36 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 259.77 USD	0.00 USD
State Street	2 046 225.83 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-5 924.69 USD	0.00 USD
Focused Sicav – High Grade Bond CHF		
Zuercher Kantonalbank	118 661.34 CHF	0.00 CHF
Focused Sicav – High Grade Bond USD		
Barclays	366 107.33 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	65 988.88 USD	0.00 USD
Citibank	-11 899 022.05 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-26 685 481.82 USD	0.00 USD
HSBC	-2 136.60 USD	0.00 USD
JP Morgan	-293 827.99 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 957.91 USD	0.00 USD
UBS AG	-36 744.65 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	983 780.19 USD	0.00 USD

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond CHF		
UBS AG	87 790.26 CHF	0.00 CHF
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond USD		
Barclays	1 997 043.66 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	450 642.00 USD	0.00 USD
Citibank	+17 208 382.99 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-37 362 005.13 USD	0.00 USD
HSBC	-4 833.40 USD	0.00 USD
JP Morgan	-1 374 864.79 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	108 924.20 USD	0.00 USD
UBS AG	167 828.13 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	1 329 038.88 USD	0.00 USD
Focused Sicav – US Corporate Bond Sustainable USD		
Barclays	-1 496 539.67 USD	0.00 USD
Citibank	-145 786.63 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

Focused SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2017		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2017		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equity	Bonds	Cash
– Corporate Bond EUR	143 612 327.00 EUR	151 131 867.67 EUR	31.54	68.46	0.00
– Global Bond	155 750 048.59 USD	163 905 120.30 USD	31.54	68.46	0.00
– High Grade Bond CHF	15 938 482.50 CHF	16 773 021.36 CHF	31.54	68.46	0.00
– High Grade Bond EUR	222 583 226.77 EUR	234 237 683.33 EUR	31.54	68.46	0.00
– High Grade Bond GBP	101 726 806.03 GBP	107 053 221.05 GBP	31.54	68.46	0.00
– High Grade Bond USD	2 087 055 900.78 USD	2 196 334 136.53 USD	31.54	68.46	0.00
– High Grade Long Term Bond CHF	24 678 809.50 CHF	25 970 991.83 CHF	31.54	68.46	0.00
– High Grade Long Term Bond EUR	190 679 537.37 EUR	200 663 516.92 EUR	31.54	68.46	0.00
– High Grade Long Term Bond GBP	205 840 594.98 GBP	216 618 407.43 GBP	31.54	68.46	0.00
– High Grade Long Term Bond USD	1 388 764 055.82 USD	1 461 479 734.31 USD	31.54	68.46	0.00
– US Corporate Bond Sustainable USD	4 872 971.63 USD	5 128 120.40 USD	31.54	68.46	0.00

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

101

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2017

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD FANNE MAE 4.00000% 15-01.11.45	1 250 000.00	1 092 144.80	0.23
Total USD		1 092 144.80	0.23
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate			
		1 092 144.80	0.23
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD PREM 2015 K48 MORTGAGE TRUST-144A-SUB VAR 15-01.08.48	450 000.00	453 290.71	0.10
Total USD		453 290.71	0.10
Total Mortgage Backed Securities, floating rate			
		453 290.71	0.10
Notes, fixed rate			
EUR			
EUR BACARDI LTD-REG-S 2.75000% 13-03.07.23	850 000.00	1 109 299.76	0.24
EUR DREAM GLOBAL FUNDING 1 SARL-REG-S 1.37500% 17-21.12.21	700 000.00	820 969.39	0.17
EUR STATE GRID EUROPE DEVELOPMENT-REG-S 1.50000% 15-26.01.22	690 000.00	831 949.04	0.17
Total EUR		2 762 218.19	0.58
USD			
USD ABBOTT LABORATORIES 3.75000% 16-30.11.26	535 000.00	551 849.82	0.12
USD AITNA INC 3.50000% 14-15.11.24	330 000.00	336 474.60	0.07
USD ALTEMALE CORPORATION 5.45000% 14-01.12.44	200 000.00	234 192.60	0.05
USD ALLERGAN FUNDING SCS 4.75000% 15-15.03.45	339 000.00	357 618.22	0.07
USD ANGEN INC 4.40000% 15-01.05.45	90 000.00	94 762.44	0.02
USD ANADARKO PETROLEUM CORP 4.85000% 16-15.03.21	240 000.00	254 857.20	0.05
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 3.75000% 16-15.01.22	290 000.00	305 930.86	0.06
USD APPLE INC 3.85000% 16-04.08.46	420 000.00	424 767.42	0.09
USD APT PIPELINES LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	1 220 000.00	1 267 933.80	0.27
USD AT&T INC 4.75000% 15-15.05.46	550 000.00	518 801.25	0.11
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.26	670 000.00	678 242.34	0.14
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 2.95000% 17-15.01.23	195 000.00	196 079.32	0.04
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 3.85000% 17-01.06.27	210 000.00	214 408.32	0.04
USD CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 4.95000% 17-01.06.47	60 000.00	64 854.56	0.01
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 2.50000% 17-12.05.20	135 000.00	135 490.45	0.03
USD CT INDUSTRIES INC 5.15000% 14-15.03.34	720 000.00	718 200.00	0.15
USD CHILE, REPUBLIC OF 3.86000% 17-21.06.47	630 000.00	637 875.00	0.14
USD CNPC GENERAL CAPITAL LTD-REG-S 3.40000% 13-16.04.23	500 000.00	509 593.30	0.11
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 3.87500% 17-25.04.27	605 000.00	610 142.50	0.13
USD CORP NACIONAL DEL COBRE DE CHILE-REG-S 3.62500% 17-01.08.27	420 000.00	422 357.00	0.09
USD CVS HEALTH CORP 5.12500% 15-20.07.45	675 000.00	754 265.25	0.16
USD DOMINION ENERGY INC 2.85000% 16-15.08.26	100 000.00	96 908.00	0.02
USD ECOLAB INC 5.50000% 11-08.12.41	380 000.00	468 901.00	0.10
USD ELI LILLY & CO 3.10000% 17-15.05.27	130 000.00	131 385.15	0.03
USD ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 3.90000% 15-15.05.24	1 000 000.00	1 008 230.00	0.21
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.05000% 11-01.06.41	1 110 000.00	1 208 558.01	0.26
USD FORD MOTOR CO 4.34600% 16-08.12.26	350 000.00	364 718.90	0.08
USD FREEPORT-MCMORAN INC 3.55000% 12-01.03.22	1 280 000.00	1 267 200.00	0.27
USD GE CAPITAL INTL FUNDING CO 4.41800% 16-15.11.35	590 000.00	630 822.70	0.13
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 3.20000% 16-06.07.21	320 000.00	326 520.64	0.07
USD GILEAD SCIENCES INC 4.75000% 15-01.03.46	250 000.00	283 358.50	0.06
USD ILLINOIS TOOL WORKS INC 2.65000% 16-15.11.26	410 000.00	400 722.93	0.08
USD IMPERIAL BRANDS FINANCE PLC-144A 2.95000% 15-21.07.20	750 000.00	760 379.25	0.16
USD JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	1 500 000.00	1 534 816.50	0.32
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.62500% 12-25.01.22	2 170 000.00	2 217 154.10	0.47
USD MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 5.50000% 17-15.01.48	215 000.00	208 227.50	0.04
USD MEXICO, UNITED STATES OF 4.60000% 17-10.02.48	690 000.00	673 785.00	0.14
USD MOLSON COORS BREWING CO 3.00000% 16-15.07.26	130 000.00	126 604.27	0.03
USD MORGAN STANLEY 2.50000% 16-21.04.21	770 000.00	771 690.15	0.16
USD MPX LP 5.20000% 17-01.03.47	200 000.00	214 130.60	0.05
USD NIKEN INC 6.40000% 07-15.05.37	950 000.00	1 236 366.19	0.26
USD NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD STEP-UP 15-01.04.25	440 000.00	382 800.00	0.08
USD ONVOK INC 7.50000% 15-01.09.23	660 000.00	790 152.00	0.17
USD ORACLE CORP 2.40000% 16-15.06.23	660 000.00	656 022.18	0.14
USD PROCTER & GAMBLE CO 2.45000% 16-03.11.26	235 000.00	227 951.18	0.05
USD QUALCOMM INC 3.25000% 17-20.05.27	305 000.00	304 968.89	0.06
USD QUALCOMM INC 4.30000% 17-20.05.47	160 000.00	161 779.20	0.03
USD REYNOLDS AMERICAN INC 5.70000% 15-15.08.35	520 000.00	613 761.72	0.13
USD SANTANDER UK PLC 4.00000% 14-13.03.24	260 000.00	275 123.42	0.06
USD SGSP AUSTRALIA ASSETS PTY LTD-REG-S 3.25000% 16-29.07.26	530 000.00	523 184.73	0.11
USD SINOPEC CAPITAL 2013 LTD-REG-S 3.12500% 13-24.04.23	1 600 000.00	1 611 981.28	0.34
USD SOUTHERN CO 4.40000% 16-01.07.46	270 000.00	284 123.97	0.06
USD SUNCORP-MITWAY LTD-REG-S 2.80000% 17-04.05.22	205 000.00	205 833.12	0.04
USD SUNTRUST BANKS INC 2.70000% 16-27.01.22	455 000.00	457 730.91	0.10
USD SVENSK EXPORTKREDIT AB 1.12500% 13-05.04.18	1 160 000.00	1 158 127.76	0.25
USD TELEFONICA EMISIONES SA 5.21300% 17-08.03.47	150 000.00	165 165.60	0.04
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NL III BV 2.80000% 16-21.07.23	520 000.00	478 432.76	0.10
USD UNITED-HEALTH GROUP INC 2.70000% 15-15.07.20	520 000.00	529 636.12	0.11
USD VALERO ENERGY CORP 4.90000% 15-15.03.45	551 000.00	604 801.30	0.13
USD WAL-GREENS BOOTS ALLIANCE INC 3.80000% 14-18.11.24	685 000.00	702 975.08	0.15
USD XLIT LTD 5.25000% 13-15.12.43	605 000.00	683 690.53	0.14
Total USD		34 037 452.39	7.18
Total Notes, fixed rate			
		36 799 670.58	7.76

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, floating rate			
USD			
USD BANCLAYS BANK PLC-144A-SUB 7.434%/3M LIBOR+317BP 07-PRP	610 000.00	607 072.00	0.13
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	620 000.00	655 650.00	0.14
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S-SUB 7.750%/VAR 17-PRP	830 000.00	920 387.00	0.19
Total USD		2 183 109.00	0.46
Total Notes, floating rate		2 183 109.00	0.46
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD VOLKSWAGEN FINANCIAL SERVICES AUS-REG-S 2.95000% 17-22.06.20	360 000.00	291 155.22	0.06
Total AUD		291 155.22	0.06
EUR			
EUR ANHEUSER BUSCH INBEV SANV-REG-S 0.87500% 16-17.03.22	480 000.00	577 723.86	0.12
EUR ATF NETHERLANDS BV-REG-S 1.87500% 17-19.01.26	300 000.00	358 456.28	0.07
EUR AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 2.00000% 14-18.09.24	200 000.00	247 926.99	0.05
EUR BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC-REG-S 0.87500% 15-13.10.23	150 000.00	177 618.76	0.04
EUR CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA 3.75000% 13-18.01.18	600 000.00	704 708.55	0.15
EUR CANAL DE ISAMFI GESTION SA-REG-S 1.68000% 15-26.02.25	600 000.00	721 378.98	0.15
EUR COCA-COLA HBC FINANCE BV 2.37500% 13-18.06.20	270 000.00	332 952.61	0.07
EUR EDP FINANCE BV-REG-S 2.00000% 15-22.04.25	450 000.00	560 079.41	0.12
EUR ELENA FINANCE OYJ-REG-S 2.87500% 13-17.12.20	980 000.00	1 232 515.00	0.26
EUR EUROPEAN FINANCIAL STABILITY FAC-REG-S 1.80000% 17-10.07.48	2 110 000.00	2 634 261.71	0.56
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 2.00000% 15-27.07.23	1 000 000.00	1 241 463.92	0.26
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.37500% 12-15.10.19	400 000.00	505 784.01	0.11
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 2.75000% 15-20.03.20	470 000.00	581 325.30	0.12
EUR NEDERLANDSE GASLINE NV-REG-S 1.00000% 16-11.05.26	700 000.00	833 812.97	0.18
EUR NOMBURA EUROPE FINANCE NV-REG-S 1.50000% 14-12.05.21	900 000.00	1 093 769.23	0.23
EUR NORTEGAS ENERGIA DISTRIBUCION SALI-REG-S 2.06500% 17-28.09.27	160 000.00	190 690.20	0.04
EUR ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 2.50000% 13-23.10.20	1 350 000.00	1 686 576.17	0.36
EUR OVERSEA-CHINESE BANKING CORP-REG-S 0.25000% 17-21.03.22	670 000.00	786 026.96	0.17
EUR RIXOS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.04.27	1 230 000.00	1 461 546.27	0.31
EUR REN FINANCE BV-REG-S 2.50000% 15-12.02.25	700 000.00	894 198.15	0.19
EUR SCENTRE GROUP TRUST 1.72-REG-S 1.37500% 16-22.03.23	850 000.00	1 032 113.08	0.22
EUR SKY PLC-REG-S 2.50000% 14-15.09.26	695 000.00	860 961.46	0.19
EUR STEDIN HOLDING NV-REG-S 0.87500% 17-24.10.25	140 000.00	164 462.99	0.03
EUR TELLUSLUUDEN VOIMA OY 4.62500% 12-04.02.19	305 000.00	375 214.20	0.08
EUR TELLUSLUUDEN VOIMA OY-REG-S 3.50000% 14-17.03.21	600 000.00	734 561.55	0.14
EUR TRANSURBAN FINANCE CO PTY LTD 1.87500% 14-16.09.24	350 000.00	435 804.88	0.09
EUR WESTPAC SECURITIES NZ LTD-LONDON-REG-S 0.25000% 17-06.04.22	1 010 000.00	1 162 811.94	0.25
Total EUR		21 628 745.43	4.56
GBP			
GBP AA BOND CO LTD-REG-S 2.87500% 16-31.01.22	1 003 000.00	1 345 133.31	0.28
GBP ANNINGTON FUNDING PLC-REG-S 2.64600% 17-12.07.25	465 000.00	622 282.35	0.13
GBP ARQIVA FINANCE PLC-REG-S 4.04000% 13-30.06.35	500 000.00	700 062.04	0.15
GBP ARQIVA FINANCING PLC-REG-S 4.88200% 13-31.12.32	750 000.00	1 125 716.49	0.24
GBP GATWICK FUNDING LTD 5.25000% 12-23.01.26	400 000.00	625 220.10	0.13
GBP LLOYDS BANKING GROUP PLC 2.25000% 17-16.10.24	165 000.00	219 613.51	0.05
GBP PHOENIX GROUP HOLDINGS-REG-S-SUB 4.12500% 17-20.07.22	400 000.00	558 562.33	0.12
GBP SOUTHERN GAS NETWORKS PLC-REG-S 2.50000% 15-03.02.25	300 000.00	410 495.90	0.09
GBP VICINITY CENTRES-REG-S 3.37500% 16-07.04.26	480 000.00	680 116.50	0.14
GBP VIRGIN MEDIA SECURE FN PLC-REG-S 5.12500% 28.01.15-15.01.25	460 000.00	644 338.07	0.13
Total GBP		6 991 540.60	1.46
NZD			
NZD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.50000% 16-22.01.21	5 160 000.00	3 626 622.91	0.77
Total NZD		3 626 622.91	0.77
USD			
USD AIA GROUP LTD-REG-S 1.75000% 13-13.03.18	880 000.00	877 096.00	0.19
USD BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01.08.25	2 210 000.00	2 317 450.20	0.49
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 2.12500% 12-15.03.19	825 000.00	829 290.00	0.17
USD HENKEL AG & CO KGAA-REG-S 2.00000% 17-12.06.20	1 260 000.00	1 261 499.40	0.27
USD MORGAN STANLEY SUB 4.35000% 14-08.09.26	1 400 000.00	1 467 516.40	0.31
USD WELLS FARGO & CO 2.62500% 17-22.07.22	350 000.00	349 475.35	0.07
Total USD		7 102 327.35	1.50
Total Medium term notes, fixed rate		39 580 391.51	8.35
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR ACHMEA BV-REG-S-SUB 4.250%/VAR 15-PRP	915 000.00	1 154 678.52	0.24
EUR ALLIED IRISH BANKS PLC-REG-S-SUB 7.375%/VAR 15-PRP	500 000.00	663 107.02	0.14
EUR COMMONWEALTH BK OF AUSTRALIA-REG-S-SUB 1.936%/VAR 17-03.10.29	290 000.00	340 403.05	0.07
EUR CREDIT SUISSE GROUP AG-REG-S 1.250%/VAR 17-17.07.25	380 000.00	448 118.45	0.10
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 14-PRP	1 000 000.00	1 266 941.38	0.27
EUR NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S-SUB 2.000%/VAR 14-12.11.24	970 000.00	1 162 104.84	0.25
EUR NORDEA BANK AB-REG-S-SUB 1.875%/VAR 15-10.11.25	860 000.00	1 044 766.53	0.22
EUR ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC-REG-S 2.000%/VAR 17-08.03.23	210 000.00	256 837.22	0.05
EUR SWEDBANK AB-REG-S-SUB 1.000%/VAR 17-22.11.27	240 000.00	280 233.84	0.06
EUR TOTAL SA-REG-S-SUB 3.875%/VAR 16-PRP	630 000.00	823 735.44	0.17
Total EUR		7 440 926.29	1.57
Total Medium term notes, floating rate		7 440 926.29	1.57

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

27

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 1.75000% 15-21.11.20	9 470 000.00	7 212 908.65	1.53
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	6 820 000.00	5 337 532.46	1.12
AUD AUSTRALIA 5.75000% 10-15.07.22	6 010 000.00	5 340 128.83	1.13
Total AUD		17 890 569.94	3.78
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	90 000.00	67 804.63	0.01
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.50000% 13-01.06.24	3 710 000.00	3 009 926.17	0.63
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	2 290 000.00	2 203 438.80	0.47
Total CAD		5 281 169.60	1.11
EUR			
EUR ADO PROPERTIES SA REG-S 1.50000% 17-26.07.24	400 000.00	473 267.93	0.10
EUR AUGUS DE BARCELONA FINANCE SAU-REG-S 1.94400% 14-15.09.21	500 000.00	609 257.20	0.13
EUR ALBEMARLE CORPORATION REG-S 1.87500% 14-08.12.21	367 000.00	452 256.82	0.10
EUR ALLERGAN FUNDING SCS 2.12500% 17-01.06.29	120 000.00	143 300.03	0.03
EUR ALLERGAN FUNDING SCS 1.25000% 17-01.06.24	320 000.00	377 317.06	0.08
EUR AUSTRIA OFFICE RET-AG-REG-S 2.25000% 15-24.03.21	1 200 000.00	1 487 450.10	0.31
EUR ARENA LUXEMBOURG FINANCE SARL-REG-S 2.87500% 17-01.11.24	200 000.00	236 624.65	0.05
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.60000% 14-22.06.24	4 265 000.00	5 800 636.84	1.23
EUR BHARTI AIRTEL INTL NETHERLANDS BV-REG-S 4.00000% 13-10.12.18	1 300 000.00	1 577 549.08	0.33
EUR BHZ INTERNATIONAL FUND LTD LONDON 0.50000% 17-03.07.24	1 735 000.00	2 022 340.32	0.43
EUR CDP RETI SPA-REG-S 1.87500% 15-29.05.22	1 030 000.00	1 250 738.20	0.26
EUR CENTREPROSE DE TRANS D'ELECTRIC-REG-S 2.12500% 17-26.07.32	200 000.00	244 595.23	0.05
EUR DEMIRE DUTCH MITSINO REL EST AG-REG-S 2.87500% 17-15.07.22	475 000.00	567 295.70	0.12
EUR FASTGHETS AB BALDER REG-S 1.87500% 17-23.01.26	255 000.00	301 417.18	0.06
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-4.25000% 07-25.10.23	3 080 000.00	4 518 282.81	0.96
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 3.25000% 12-25.05.45	1 080 000.00	1 709 656.86	0.36
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.25000% 15-25.11.26	6 730 000.00	7 653 832.41	1.62
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 1.75000% 17-25.06.39	2 020 000.00	2 494 461.54	0.53
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 3.25000% 10-04.07.42	3 190 000.00	5 468 671.61	1.16
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.50000% 12-04.07.44	1 500 000.00	2 293 967.12	0.48
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST REG-S 2.87500% 17-20.06.22	510 000.00	607 700.24	0.13
EUR INTRUM JUSTITIA AB-REG-S 3.12500% 17-15.07.24	800 000.00	953 385.76	0.20
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 15-18.02.45	2 140 000.00	2 632 750.19	0.55
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	1 940 000.00	2 744 570.25	0.58
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 3.75000% 14-01.09.24	2 880 000.00	3 910 485.53	0.83
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 1.60000% 16-01.06.26	1 350 000.00	1 573 531.75	0.33
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 2.80000% 16-01.03.67	1 263 000.00	1 316 797.87	0.28
EUR MPT OPERATING PARTNERSHIP LPFN CORP 3.32500% 17-24.03.25	620 000.00	760 469.81	0.16
EUR MYLAN NV-REG-S 3.12500% 16-22.11.28	265 000.00	330 695.78	0.07
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 0.75000% 17-15.07.27	4 760 000.00	5 693 273.28	1.20
EUR RESA SABELGIUM REG-S 1.00000% 16-22.07.26	200 000.00	230 427.11	0.05
EUR RESIDOMO SRO REG-S 3.37500% 17-15.10.24	180 000.00	214 476.25	0.03
EUR SFR GROUP SA REG-S 5.37500% 14-15.05.22	430 000.00	523 355.07	0.11
EUR SPAIN, KINGDOM OF 4.20000% 05-31.01.37	2 960 000.00	4 474 658.69	0.95
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 5.15000% 13-31.10.44	1 600 000.00	2 758 433.85	0.58
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 3.45000% 16-30.07.66	1 510 000.00	1 936 213.30	0.41
EUR SPAIN, KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30.04.25	5 080 000.00	6 205 143.92	1.31
EUR TALON POLSKA ENERGIA SA REG-S 2.37500% 17-05.07.27	150 000.00	182 536.02	0.04
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	800 000.00	1 022 183.05	0.21
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV-REG-S 1.12500% 16-15.10.24	160 000.00	170 037.97	0.03
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 1.12500% 17-02.10.23	400 000.00	476 245.54	0.10
Total EUR		78 400 691.92	16.54
GBP			
GBP BUPA FINANCE PLC REG-S SUB 5.00000% 13-25.04.23	300 000.00	448 147.27	0.09
GBP NORTHERN GAS NETWORKS FINANCE PLC 5.87500% 09-08.07.19	450 000.00	645 102.84	0.14
GBP SCOTTISH WIDOWS PLC REG-S SUB 5.50000% 13-16.06.23	380 000.00	569 076.24	0.12
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.25000% 06-07.12.27	3 320 000.00	5 619 933.81	1.18
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.50000% 09-07.09.34	2 030 000.00	3 767 343.06	0.80
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 3.25000% 12-22.01.44	630 000.00	1 060 725.87	0.22
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN REG-S 1.50000% 15-22.01.21	2 010 000.00	2 746 163.98	0.58
GBP WALES & WEST UTILITIES FINANCE PLC 6.25000% 09-30.11.21	200 000.00	316 593.90	0.07
Total GBP		15 173 086.99	3.20
JPY			
JPY JAPAN 0.10000% 14-20.12.19	1 525 850 000.00	13 499 670.29	2.85
JPY JAPAN 0.30000% 16-20.06.46	320 050 000.00	2 431 906.83	0.51
JPY JAPAN 1.70000% 14-20.09.44	102 000 000.00	1 093 086.70	0.23
JPY JAPAN 2.10000% 09-20.12.29	667 900 000.00	7 232 340.78	1.52
JPY JAPAN 2.30000% 05-20.06.35	1 431 700 000.00	16 474 440.87	3.48
Total JPY		40 731 445.47	8.59
KRW			
KRW KOREA, REPUBLIC OF 1.87500% 16-10.03.22	2 370 000 000.00	2 068 114.93	0.44
KRW KOREA, REPUBLIC OF 1.87500% 16-10.06.26	2 900 000 000.00	2 446 525.27	0.51
Total KRW		4 514 640.20	0.95
NZD			
NZD NEW ZEALAND-REG-S 5.50000% 11-15.04.23	6 840 000.00	5 410 110.86	1.14
Total NZD		5 410 110.86	1.14
SEK			
SEK SWEDEN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.50000% 11-13.11.23	21 520 000.00	2 779 518.86	0.59
Total SEK		2 779 518.86	0.59

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 16-15.08.46	170 000.00	165 175.57	0.04
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 7.12500% 06-20.01.37	650 000.00	776 750.00	0.16
USD CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	1 270 000.00	1 328 910.22	0.28
USD CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 3.50000% 17-19.07.22	900 000.00	904 803.75	0.19
USD CONSUMERS ENERGY COMPANY 3.25000% 16-15.08.46	100 000.00	91 681.30	0.02
USD FMS WERTMANAGEMENT 1.00000% 16-16.08.19	1 200 000.00	1 184 100.00	0.25
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 5.15000% 15-22.05.45	970 000.00	1 504 695.17	0.23
USD MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	930 000.00	922 560.00	0.20
USD PACIFIC GAS & ELECTRIC CO 6.05000% 04-01.03.34	460 000.00	571 415.68	0.12
USD REYNOLDS AMERICAN INC 4.45000% 15-12.06.25	290 000.00	312 148.46	0.07
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.25000% 17-16.03.37	115 000.00	125 666.13	0.03
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 5.50000% 17-16.03.47	580 000.00	640 306.66	0.13
Total USD		8 128 212.94	1.72
Total Bonds, fixed rate		178 309 446.78	37.62
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR AMERICA MOVIL SAB DE CV-REG-S-SUB 5.12500% 13-06.09.73	810 000.00	980 174.37	0.20
EUR ASR NEDERLAND NV-REG-S-SUB 4.625%VAR 17-PRP	200 000.00	242 878.10	0.05
EUR BANK OF IRELAND-REG-S-SUB 7.375%VAR 15-PRP	335 000.00	441 624.04	0.09
EUR ENGIE SA-REG-S-SUB 4.750%VAR 13-PRP	800 000.00	1 061 204.22	0.22
EUR ITALY, REPUBLIC OF 2.550%WPI LINKED 09-15.09.41	4 100 000.00	6 459 279.24	1.37
EUR ORSTED AS-REG-S-SUB 3.000%VAR 15-06.11.30.15	700 000.00	858 423.69	0.18
EUR VONOVIA FINANCE BV-REG-S-SUB 4.000%VAR 14-PRP	900 000.00	1 155 837.77	0.25
Total EUR		11 199 421.43	2.36
GBP			
GBP BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 7.250%VAR 17-PRP	435 000.00	617 486.79	0.13
GBP SANTANDER UK GROUP HOLD PLC-REG-S-SUB 6.750%VAR 17-PRP	370 000.00	537 861.72	0.12
GBP VIRGIN MONEY HOLDINGS UK-REG-S-SUB 7.875%VAR 14-PRP	665 000.00	906 824.12	0.19
Total GBP		2 062 172.63	0.44
USD			
USD AQUARIUS-INV FOR SWISS REIN-REG-S-SUB 6.375%VAR 13-01.09.24	700 000.00	739 550.00	0.15
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 6.750%VAR 14-02.12.44	1 210 000.00	1 368 994.00	0.29
Total USD		2 108 544.00	0.44
Total Bonds, floating rate		15 370 138.06	3.24
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	4 190 000.00	3 673 616.02	0.76
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.08.21	17 010 000.00	16 539 571.44	3.50
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	7 140 000.00	6 841 290.96	1.45
Total USD		27 054 478.42	5.71
Total Treasury notes, fixed rate		27 054 478.42	5.71
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
		308 283 596.15	65.04
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Asset Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVABLES TRT 3.13000% 17-18.01.23	575 000.00	578 953.35	0.12
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVABLES TRST 3.18000% 17-18.07.23	325 000.00	324 629.34	0.07
USD DELL EQUIPMENT FINANCE TRUST-144A 3.44000% 17-24.04.23	275 000.00	274 423.85	0.06
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST-144A 3.72000% 17-17.10.22	550 000.00	553 446.69	0.12
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 2.25000% 17-15.06.21	150 000.00	150 096.29	0.03
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 2.75000% 17-15.09.23	125 000.00	125 316.26	0.03
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.17000% 17-17.04.23	875 000.00	878 864.00	0.18
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.20000% 17-15.11.23	325 000.00	325 326.46	0.07
Total USD		3 211 056.24	0.68
Total Asset Backed Securities, fixed rate		3 211 056.24	0.68
Asset Backed Securities, floating rate			
USD			
USD SIFI PROFESSIONAL LOAN PROG-144A VAR 17-25.09.40	325 000.00	321 856.54	0.07
Total USD		321 856.54	0.07
Total Asset Backed Securities, floating rate		321 856.54	0.07
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD BFCMS TRUST-144A SUB 4.139700% 15-06.08.35	375 000.00	405 293.32	0.09
USD CITIGROUP COMMERCIAL MORT TRST 2015 SUB 3.77800% 15-01.09.58	280 000.00	295 436.74	0.06
USD COMM 2015-CCRE24 MORTGAGE TRUST-SUB 3.46300% 15-01.08.48	350 000.00	283 826.83	0.06
USD COMM 2015-DC1 MORTGAGE TRUST-SUB 3.35000% 15-01.02.48	430 000.00	430 522.72	0.09
USD CSAI 2015-C4 COMMERCIAL MORT TRUST-SUB 3.80790% 15-01.11.48	425 000.00	448 276.66	0.10
USD FANNIE MAE 3.00000% 13-01.08.43	136 385.00	97 245.32	0.02
USD FANNIE MAE 3.00000% 17-01.11.47	900 000.00	901 017.63	0.19
USD FANNIE MAE 3.50000% 16-01.08.46	450 000.00	417 144.23	0.05

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01.04.45	200 000.00	170 891.45	0.04
USD FANNIE MAE 3.50000% 16-01.01.46	175 000.00	165 847.25	0.04
USD FANNIE MAE 3.50000% 16-01.12.46	600 000.00	597 020.14	0.13
USD FANNIE MAE 3.50000% 17-01.07.47	3 525 000.00	3 558 264.69	0.75
USD FANNIE MAE 3.50000% 17-01.08.47	650 000.00	659 797.15	0.14
USD FANNIE MAE 4.00000% 10-01.01.41	1 357 002.00	130 834.92	0.07
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.01.41	1 584 763.00	433 929.19	0.09
USD FANNIE MAE 4.00000% 16-01.02.46	1 025 000.00	877 074.93	0.19
USD FANNIE MAE 4.00000% 15-01.08.45	1 575 000.00	1 460 660.47	0.30
USD FANNIE MAE 4.00000% 14-01.11.44	400 000.00	308 273.98	0.06
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	938 348.00	256 525.31	0.05
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	2 969 325.00	825 971.63	0.17
USD FANNIE MAE 4.50000% 15-01.06.44	465 000.00	335 929.86	0.07
USD FANNIE MAE 4.50000% 16-01.07.44	350 000.00	242 939.88	0.05
USD FANNIE MAE 4.50000% 11-01.04.41	1 629 000.00	293 175.95	0.06
USD FANNIE MAE 5.00000% 11-01.01.41	589 000.00	144 314.15	0.03
USD FANNIE MAE 5.00000% 10-01.08.40	50 000.00	6 515.56	0.00
USD FANNIE MAE 5.00000% 15-01.01.39	425 000.00	271 619.09	0.06
USD FANNIE MAE 5.00000% 07-01.04.37	1 242 395.00	153 626.55	0.03
USD FANNIE MAE 6.50000% 07-01.12.37	950 000.00	38 576.32	0.01
USD FREDDIE MAC 3.00000% 17-01.07.47	1 075 000.00	1 061 726.99	0.22
USD FREDDIE MAC 3.00000% 17-01.08.47	425 000.00	420 461.85	0.09
USD FREDDIE MAC 3.00000% 16-01.06.46	1 350 000.00	1 219 439.61	0.26
USD FREDDIE MAC 3.00000% 16-01.09.46	1 325 000.00	1 229 698.01	0.26
USD FREDDIE MAC 3.00000% 16-01.01.47	625 000.00	598 648.44	0.13
USD FREDDIE MAC 3.50000% 17-01.08.47	3 350 000.00	3 356 862.45	0.72
USD FREDDIE MAC 3.50000% 15-01.06.45	350 000.00	325 295.74	0.07
USD FREDDIE MAC 3.50000% 17-01.07.47	1 100 000.00	1 106 816.53	0.23
USD FREDDIE MAC 4.00000% 17-01.07.47	975 000.00	999 979.76	0.21
USD FREDDIE MAC 4.00000% 17-01.11.47	325 000.00	341 514.33	0.07
USD FREDDIE MAC 4.00000% 17-01.08.47	450 000.00	468 388.14	0.10
USD FREDDIE MAC 4.50000% 11-01.03.41	2 647 244.00	469 924.59	0.10
USD FREDDIE MAC 4.50000% 11-01.09.41	1 120 431.00	178 399.96	0.04
USD FREDDIE MAC 5.00000% 05-01.05.35	11 775 000.00	440 917.64	0.09
USD FREDDIE MAC 5.50000% 14-01.06.41	575 000.00	231 828.58	0.05
USD GINNE MAE 3.00000% 17-01.07.47	1 325 000.00	1 330 443.99	0.28
USD GINNE MAE 3.00000% 17-01.08.47	2 500 000.00	2 518 199.28	0.53
USD GINNE MAE 3.00000% 17-01.09.47	575 000.00	581 085.75	0.12
USD GINNE MAE 3.50000% 12-01.08.42	1 300 000.00	743 653.85	0.16
USD GINNE MAE 3.50000% 17-01.06.47	1 700 000.00	1 740 404.20	0.37
USD GINNE MAE 3.50000% 17-01.07.47	2 900 000.00	2 986 361.16	0.63
USD GINNE MAE 4.00000% 17-01.07.47	550 000.00	573 683.08	0.12
USD GINNE MAE 4.50000% 11-01.05.41	1 141 511.00	213 377.44	0.04
USD GINNE MAE 5.00000% 11-01.06.41	1 219 909.00	13 705.24	0.00
USD GINNE MAE 5.00000% 08-01.12.38	1 706 205.00	98 449.59	0.02
USD GINNE MAE 5.00000% 10-01.03.40	1 357 167.00	114 066.04	0.02
USD GINNE MAE 5.00000% 08-01.01.38	1 053 419.00	377 206.95	0.08
USD GINNE MAE 6.50000% 07-01.06.37	8 288 862.00	679 150.63	0.14
USD GINNE MAE 6.50000% 08-01.10.38	8 474 348.00	508 956.31	0.02
USD JPM33 COMM MTG SEC TRT 2015-C-30-SUB 3.82180% 15-01.07.48	772 830.00	772 830.95	0.16
USD JPM33 COMM MTG SEC TRST SUB 3.79960% 14-01.01.48	360 000.00	371 740.03	0.08
USD RAUSADES CENTER TRUST 144A-SUB 4.73700% 16-09.04.33	600 000.00	603 800.22	0.13
USD WELLS FARGO COMM MORTGAGE TRT-SUB 3.78900% 15-01.09.48	350 000.00	368 715.34	0.08
Total USD		41 036 232.59	8.66
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		41 036 232.59	8.66
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD BANK BNKT-SUB VAR 17-01.09.60	300 000.00	302 057.91	0.07
USD COMMERCIAL MTGE PASS-THROUGH-SUB VAR 14-01.02.47	450 000.00	486 055.13	0.10
USD CSNC TRUST 2015-DEAL-144A-SUB 1M LIBOR+400BP 15-15.04.29	550 000.00	552 063.93	0.12
USD FREMT 2016-KSS MORTGAGE TRUST-144A-SUB VAR 16-01.04.49	600 000.00	623 904.72	0.13
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A-SUB FLR 14-15.07.31	300 000.00	227 626.86	0.05
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST VAR 17-01.10.32	250 000.00	242 997.50	0.05
USD JP MORGAN CHASE COM MTGE-144A-SUB 1M LIBOR+250BP 14-15.10.29	725 000.00	725 000.14	0.15
USD ROSSLYN PORTFOLIO TRUST ROSS 1M LIBOR+300BP 17-15.06.33	575 000.00	572 573.91	0.12
Total USD		3 732 280.10	0.79
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		3 732 280.10	0.79
Notes, fixed rate			
USD			
USD ABTIVE INC 4.40000% 13-06.11.42	640 000.00	661 482.88	0.14
USD AT&T INC 3.90000% 17-14.08.27	190 000.00	189 240.00	0.04
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 3.20000% 15-05.02.25	410 000.00	407 786.82	0.09
USD CCO LLC/CAPITAL 4.46400% 16-23.07.22	890 000.00	939 905.86	0.20
USD DTE ENERGY CO 6.37500% 03-15.04.33	250 000.00	317 405.00	0.07
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC 4.85000% 13-15.03.44	140 000.00	152 070.10	0.03
USD FREEPORT-MCMORAN INC 6.50000% 17-15.11.20	570 000.00	580 687.50	0.12
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.12500% 12-09.10.42	555 000.00	575 166.48	0.12
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A-2.50000% 13-15.01.19	249 000.00	250 220.10	0.05
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A-4.12500% 13-30.05.23	220 000.00	230 476.40	0.05
USD INTESA SANPAOLO SPA 3.87500% 13-16.01.18	685 000.00	687 766.71	0.14
USD MICROSOFT CORP 3.50000% 12-15.11.42	1 050 000.00	1 028 211.45	0.22
USD MORGAN STANLEY 6.37500% 12-24.07.42	940 000.00	1 276 571.70	0.27
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14.10.21	780 000.00	848 140.80	0.18
USD PHILLIPS 66 PARTNERS LP 4.68000% 15-15.02.45	400 000.00	403 442.00	0.08
USD RPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	350 000.00	386 009.40	0.08
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-144A-2.40000% 13-01.05.18	650 000.00	649 803.70	0.14
USD SCHLUMBERGER HOLDINGS CORP-144A-3.00000% 15-21.12.20	280 000.00	286 169.52	0.06
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 6.20000% 10-15.03.40	320 000.00	421 740.48	0.09
USD SUNTRUST BANKS INC 2.35000% 13-01.11.18	725 000.00	728 474.20	0.15

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD TEACHERS INSURANCE&ANNUITY ASS-144A-SUB 4.90000% 14-15.09.44	1,240,000.00	1,408,540.80	0.30
USD VAIL SA 5.62500% 12-11.09.42	360,000.00	377,460.00	0.08
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 4.00000% 16-15.11.46	195,000.00	202,656.28	0.04
USD XCEL ENERGY INC 4.80000% 11-15.09.41	290,000.00	324,923.83	0.07
USD YAMANA GOLD INC 4.95000% 14-15.07.24	1,000,000.00	1,030,083.00	0.22
Total USD		14,364,435.01	3.03
Total Notes, fixed rate		14,364,435.01	3.03
Notes, floating rate			
USD			
USD ROYAL BK OF SCOTLAND GP PLC 3.498%VAR 17-15.05.23	295,000.00	297,306.02	0.06
Total USD		297,306.02	0.06
Total Notes, floating rate		297,306.02	0.06
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD ADANI ABROT POINT TERMINAL PTY LTD STEP UP 13-01.11.18	1,264,000.00	980,802.07	0.21
Total AUD		980,802.07	0.21
EUR			
EUR BANCO DE SABADELL SA 3.37500% 13-23.01.18	600,000.00	704,778.43	0.15
Total EUR		704,778.43	0.15
GBP			
GBP NATIONAL GRID ELECTRICITY TRANSMISSION 4.00000% 12-08.06.27	730,000.00	1,120,863.10	0.23
Total GBP		1,120,863.10	0.23
Total Medium term notes, fixed rate		2,806,443.60	0.59
Bonds, fixed rate			
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT 1.50000% 14-01.03.20	17,380,000.00	13,510,510.53	2.86
Total CAD		13,510,510.53	2.86
USD			
USD DUKE ENERGY CAROLINAS LLC 4.00000% 12-30.09.42	250,000.00	263,274.75	0.05
USD FIVE CORNERS FUNDING TRUST-144A 4.41900% 13-15.11.23	340,000.00	366,746.10	0.08
USD ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO 7.25000% 03-15.01.33	330,000.00	463,991.88	0.10
USD PACIFIC CORP 6.00000% 09-15.01.39	340,000.00	451,596.16	0.08
Total USD		1,545,608.89	0.31
Total Bonds, fixed rate		15,056,119.42	3.17
Bonds, floating rate			
NZD			
NZD NEW ZEALAND 3.000%ICPI LINKED 13-20.09.30	7,630,000.00	6,277,231.12	1.33
NZD NEW ZEALAND-REG-S 2.500%ICPI LINKED 14-20.09.35	1,950,000.00	1,493,704.60	0.31
Total NZD		7,770,935.72	1.64
Total Bonds, floating rate		7,770,935.72	1.64
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.87500% 13-15.05.43	2,280,000.00	2,282,202.56	0.48
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.75000% 16-15.08.19	19,460,000.00	19,176,467.80	4.05
Total USD		21,468,670.36	4.53
Total Treasury notes, fixed rate		21,468,670.36	4.53
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		110,065,335.60	23.22
Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Asset Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.84000% 17-15.03.23	250,000.00	252,460.02	0.05
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST 3.49000% 17-17.07.23	350,000.00	354,361.73	0.08
Total USD		606,821.75	0.13
Total Asset Backed Securities, fixed rate		606,821.75	0.13
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD BANK OF AMERICA MPE SECS-SUB 6.00000% 07-01.01.37	4,053,000.00	5.50	0.00
USD MORGAN STANLEY BANK OF AMERICA-SUB 4.25900% 13-01.10.46	400,000.00	432,239.72	0.09
Total USD		432,239.22	0.09
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		432,239.22	0.09

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

31

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD PREM1 MORTGAGE TRUST 144A SUB VAR 17-01-03-27	200 000.00	204 521.44	0.04
Total USD		204 521.44	0.04
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		204 521.44	0.04
Notes, fixed rate			
USD			
USD CAPITAL ONE NA 2.65000% 17-08-08-22	610 000.00	607 008.56	0.13
USD KINDER MORGAN INC 3.15000% 17-15-01-23	430 000.00	432 573.98	0.09
USD MEXICHEM SAB DE CV REG-S 4.00000% 17-04-10-27	210 000.00	209 825.70	0.04
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC REG-S 3.37000% 17-15-02-25	503 000.00	506 043.65	0.11
Total USD		1 755 451.89	0.37
Total Notes, fixed rate		1 755 451.89	0.37
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRON NETWORK PTY LTD REG-S 4.00000% 17-21-06-24	210 000.00	162 368.44	0.04
Total AUD		162 368.44	0.04
Total Medium term notes, fixed rate		162 368.44	0.04
Bonds, floating rate			
USD			
USD WESTPAC BANKING CORP SUB 5.000% VAR 17-PP	255 000.00	256 377.00	0.05
Total USD		256 377.00	0.05
Total Bonds, floating rate		256 377.00	0.05
Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		3 417 779.74	0.72
Recently issued transferable securities and money market instruments			
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD HILTON USA TRUST 144 SUB 3.32284% 16-01-11-35	400 000.00	401 035.72	0.08
USD HILTON USA TRUST 144A SUB 5.51909% 16-01-11-35	150 000.00	154 333.62	0.03
Total USD		555 369.34	0.11
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		555 369.34	0.11
Notes, fixed rate			
USD			
USD CDO LLC/CAPITAL 144A 5.37500% 17-01-05-47	110 000.00	111 359.27	0.02
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 144A 2.05000% 17-18-09-20	215 000.00	214 101.30	0.05
Total USD		325 460.57	0.07
Total Notes, fixed rate		325 460.57	0.07
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		880 829.91	0.18
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD UBS (RU) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	907.57	9 075 740.00	1.91
EUR UBS (RU) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	0.05	535.87	0.00
Total Ireland		9 076 275.87	1.91
Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1.00	17 748.77	0.01
Total Luxembourg		17 748.77	0.01
Total Investment funds, open end		9 094 024.64	1.92
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		9 094 024.64	1.92
Total investments in securities		431 741 566.04	91.08

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2017

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

USD	US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.12.17	-22.00	59,125.00	0.01
USD	US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 19.12.17	-41.00	69,187.30	0.01
USD	US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.17	9.00	-12,937.50	0.00
GBP	LONG GILT FUTURE 27.12.17	-120.00	432,646.11	0.09
USD	US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 29.12.17	-33.00	26,811.97	0.01
USD	US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 29.12.17	11.00	-6,703.07	0.00
EUR	EURO-BUND FUTURE 07.12.17	-39.00	-12,721.25	0.00
EUR	EURO-BORL FUTURE 07.12.17	-25.00	-2,036.66	0.00
EUR	EURO-BUXL FUTURE 07.12.17	5.00	20,270.13	0.00
AUD	AUSTRALIA 3YR BOND FUTURE 15.12.17	187.00	31,045.12	0.01
Total Financial Futures on bonds			604,685.15	0.13
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange			604,685.15	0.13

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Credit default swaps*

EUR	CITIGR/CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 1.000000% 14-20.03.20	-1,580,000.00	-47,733.46	-0.01
USD	BARCLAYS/CDOX.NA/G.25 DEC20 CDI PAYER 1.000000% 15-20.12.20	-59,360,000.00	-1,296,231.78	-0.27
EUR	JPM/ANEXSS FINANCE CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.000000% 13-20.06.19	2,465,000.00	45,391.09	0.01
EUR	CITISTANLN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.000000% 14-20.03.20	1,580,000.00	42,706.35	0.01
USD	JP MORGAN/COBON CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.000000% 14-20.12.19	1,485,000.00	22,706.67	0.00
USD	GOLDMAN SACHS/PCX CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.000000% 14-20.12.19	1,965,000.00	22,667.04	0.00
USD	BARCLAYS/COBON CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.000000% 15-20.09.20	255,000.00	3,567.63	0.00
Total Credit default swaps			-1,206,926.46	-0.26

Financial Futures on bonds

USD	FREDDIE MAC (TBA-US0270406830) 4.000000% NOV 17 13.11.17	1,025,000.00	-240.26	0.00
USD	FANNIE MAE (TBA-US0170306893) 3.000000% NOV 17 13.11.17	1,350,000.00	-555.63	0.00
USD	GINNIE MAE (TBA-US21H0406847) 4.000000% NOV 17 20.11.17	525,000.00	-164.06	0.00
USD	FREDDIE MAC (TBA-US0270326803) 3.500000% NOV 17 13.11.17	625,000.00	-2,343.76	0.00
USD	GINNIE MAE (TBA-US21H0426891) 4.500000% NOV 17 20.11.17	875,000.00	-1,995.71	0.00
Total Financial Futures on bonds			-4,399.42	0.00

Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

-1,211,325.88

Total Derivative instruments

-606,640.73

* Positive nominal: the subfund is "Receiver", negative nominal: the subfund is "Payer".

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)

USD	4,099,613.49	KRW	4,667,000,000.00	6.11.2017	-67,971.07	-0.01
USD	17,148,064.84	NZD	2,345,000.00	6.11.2017	744,941.76	0.16
USD	126,716,930.92	EUR	107,695,000.00	6.11.2017	1,250,104.27	0.26
EUR	137,483,100.00	USD	161,766,437.49	6.11.2017	-1,595,879.20	-0.34
USD	41,338,032.04	JPY	4,665,500,000.00	6.11.2017	277,411.56	0.06
USD	19,324,616.95	AUD	24,755,000.00	6.11.2017	343,927.00	0.07
JPY	2,573,094,800.00	USD	22,798,558.63	6.11.2017	-152,956.73	-0.03
CHF	60,777,000.00	USD	62,435,364.45	6.11.2017	-1,458,665.76	-0.31
USD	28,513,697.87	GBP	21,495,000.00	6.11.2017	-31,518.69	-0.01
USD	40,504,427.92	CAD	50,700,000.00	6.11.2017	1,174,256.17	0.25
GBP	18,866,709.00	USD	25,029,840.00	6.11.2017	27,667.68	0.01
USD	2,452,878.70	SEK	19,930,000.00	6.11.2017	72,123.99	0.02
JPY	17,630,508.00	USD	156,184.39	6.11.2017	-1,020.04	0.00
JPY	14,035,800.00	USD	123,939.49	6.11.2017	-411.75	0.00
JPY	38,848,100.00	USD	347,929.78	6.11.2017	-6,031.36	0.00
JPY	18,939,800.00	USD	168,761.05	6.11.2017	-2,073.68	0.00
USD	705,310.51	EUR	597,200.00	6.11.2017	8,978.07	0.00
JPY	84,800,000.00	USD	748,172.14	6.11.2017	-1,855.43	0.00
JPY	21,377,000.00	USD	187,693.38	6.11.2017	443.56	0.00
JPY	51,478,500.00	USD	453,222.84	6.11.2017	-165.47	0.00
USD	4,150,436.65	KRW	4,667,000,000.00	6.12.2017	-27,264.88	-0.01
KRW	4,667,000,000.00	USD	4,149,919.97	6.11.2017	17,664.59	0.00
JPY	83,117,700.00	USD	734,866.82	6.11.2017	-3,355.87	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)					568,308.72	0.12

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets

37,445,111.08**

Bank overdraft and other short-term liabilities

-92,051.54

Other assets and liabilities

4,947,536.10

Total net assets

474,003,829.67

100.00

** As at 31 October 2017, cash amounts serve as collateral for the counterparty Barclays Bank for an amount of USD 1,250,000.

(2) 【2016年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

純資産計算書

	2016年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	514,159,617.93	55,205,318
投資有価証券、未実現評価（損）益	(4,958,755.18)	(532,422)
投資有価証券合計（注１）	509,200,862.75	54,672,897
現金預金、要求払預金および預託金勘定	26,728,668.57 *	2,869,857
その他の流動資産（マージン）	3,457,656.49	371,249
投資有価証券売却未収金（注１）	13,275,067.19	1,425,344
発行未収金	557,775.14	59,888
有価証券に係る未収利息	3,539,930.98	380,082
流動資産に係る未収利息	11,314.27	1,215
金融先物に係る未実現（損）益（注１）	576,198.95	61,866
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	1,320,517.71	141,784
スワップに係る未実現（損）益（注１）	(3,398,263.00)	(364,871)
資産合計	555,269,729.05	59,619,311
負 債		
当座借越	(1,906,300.03)	(204,679)
当座借越に係る未払利息	(1,831.28)	(197)
投資有価証券購入未払金（注１）	(14,757,356.19)	(1,584,497)
買戻未払金	(2,395,332.30)	(257,187)
報酬引当金（注２）	(47,270.87)	(5,075)
年次税引当金（注３）	(4,516.19)	(485)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(24,822.63)	(2,665)
引当金合計	(76,609.69)	(8,226)
負債合計	(19,137,429.49)	(2,054,786)
期末現在純資産	536,132,299.56	57,564,525

* 2016年10月31日現在、270,000米ドルおよび850,000米ドルの現金が、取引相手方であるJPモルガン・チェース・ニューヨークおよびパークレイズ・バンクに対する担保となっている。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

運用計算書

自2015年11月 1 日 至2016年10月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	51,113.14	5,488
有価証券に係る利息	16,692,084.73	1,792,229
分配金	17,770.01	1,908
スワップに係る受取利息（注１）	728,153.25	78,182
貸付証券に係る収益（注10）	437,086.78	46,930
その他の収益（注４）	213,780.81	22,954
収益合計	18,139,988.72	1,947,691
費 用		
スワップに係る支払利息（注１）	(1,683,338.33)	(180,740)
報酬（注２）	(1,215,136.03)	(130,469)
年次税（注３）	(58,262.78)	(6,256)
貸付証券に係るコスト（注10）	(174,834.70)	(18,772)
その他の手数料および報酬（注２）	(45,778.93)	(4,915)
現金資産および当座借越に係る利息	(9,157.76)	(983)
費用合計	(3,186,508.53)	(342,135)
投資純（損）益	14,953,480.19	1,605,555
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(9,456,216.78)	(1,015,314)
金融先物に係る実現（損）益	(3,230,737.12)	(346,884)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(13,794,994.25)	(1,481,169)
スワップに係る実現（損）益	1,473,625.11	158,223
為替差（損）益	(439,107.90)	(47,147)
実現（損）益合計	(25,447,430.94)	(2,732,291)
当期実現純（損）益	(10,493,950.75)	(1,126,735)
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	27,937,087.93	2,999,605
金融先物に係る未実現評価（損）益	1,025,009.76	110,055
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	4,545,043.76	488,001
スワップに係る未実現評価（損）益	(1,664,418.89)	(178,709)
未実現評価（損）益の変動合計	31,842,722.56	3,418,953
運用の結果による純資産の純増（減）	21,348,771.81	2,292,218

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ
財務書類に対する注記
2016年10月31日現在

注 1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券 1 口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグの法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスの発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産額は、それに伴い増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、投資証券の純資産価額の 1 % に達する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは考慮される。該当サブ・ファンドの投資証券数が純増する場合、調整は純資産額の増加を導く。投資証券数が純減する場合、調整は純資産額の減少となる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産額または該当サブ・ファンドの通貨の絶対量に関して一取引日における純増 / 純減について設けられる。純資産価額は、当該限界値が取引日に越えられた場合にのみ、調整が行われる。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、現金配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、評価額が決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。これらの証券、派生商品もしくはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の資産で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は証券、派生商品およびその他

の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の値付機関に基づき評価される。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。特定のその他のUCITSおよび／またはUCIsの受益証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（価値評価）に基づいて評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの2要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- 注文日から決済日までの間にサブ・ファンドが得た利息収入は、関連するサブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、評価日における投資証券1口当たりの資産価格は、予定される利息収入を含む。
- 関連するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な市場におけるレートで評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に従って決定される。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

これらの評価基準は、取引または価格設定モデルによる市場の相場、ならびにポートフォリオの評価時点でこれらの証券の公正価値を判断する際に信頼性があり、かつ適切であると取締役会が考えるブローカーの声明を含むその他のあらゆるソースに基づき、取締役会によって慎重に決定される。

特別な状況のもとで、さらなる評価は、当該日に限り行うことができる。これらの新評価は、爾後に発行もしくは買戻される投資証券について正式なものとなる。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2016年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目を以下の為替レートでユーロに換算した金額の合計に等しい。

以下の為替レートが、2016年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.084032	スイスフラン
1 ユーロ	=	0.897862	英ポンド
1 ユーロ	=	1.096200	米ドル

i) モーゲージ担保证券

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保证券」に投資することができる。「モーゲージ担保证券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いは、モーゲージ担保证券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

「モーゲージ担保证券」について、証券の額面価格に適用されるべき要因が、評価日現在1つ以上である場合、財務書類に表示される額面価格はこの要因を反映するよう調整される。その他の場合、表示される額面価格は、1要因についての影響を反映する。

j) 債券関連TBA金融先物

TBAポジションとは、モーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マック)からの証券が、将来日において定められた価格で取得される場合のモーゲージ・バック証券市場に係る一般的な取引慣行のことをいう。かかる証券の正確な構成については購入時点では知ることは出来ないが、その主な特性についてはすでに定義されている。現時点で価格も設定されているものの、額面価格についてはまだ明確に設定されていない。

TBAポジションは、「金融先物に係る未実現(損)益」に含まれている(注1)。

2016年10月31日現在、サブ・ファンドのTBAポジションの評価額は、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	16,778,378.72 米ドル
------------------------	-------------------

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

l) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

m) スワップ

本投資法人は、その分野の取引において専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価(損)益」の変動の項目に含まれる。

手じまいまたは満期到来により生じたスワップに係る損益は、運用計算書の「スワップに係る実現(損)益」に計上される。

注 2 - 報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を、名称に「F」が付く投資証券クラスのために支払う。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

	上限定率報酬
名称に「F」が付く投資証券クラス	2.00%

フォーカス・シキャブ	実効定率報酬	
	2016年 4月30日	2016年10月31日
- グローバル・ボンド クラス米ドルF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラスカナダドル・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF-acc	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラスF-UKdist	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF-UKdist	0.20%	0.20%

定率報酬は、当報告期間中に変更された。詳細については、上記の表を参照のこと。

上限定率報酬は、下記のように使用される。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、管理会社は、本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬を受領する。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。
2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。

- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む）。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む）。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用（外部顧問報酬を含む）。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用比率（TER）の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

販売報酬は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人は、投資者の利益のためこれらが行う特別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人はまた、本投資法人資産の管理事務に関連して生じる一切の取引費用（市場に沿ったブローカー手数料、報酬、税金等）も負担する。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税（"taxe d'abonnement"）（申込み税）は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、当該投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券がその純資産額に比例して負担する。

その投資方針の条項に従ってその他の投資信託（UCIsまたはUCITS）に投資するサブ・ファンドの場合、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。

共同経営もしくは支配を通じて、または実質的な直接保有もしくは間接保有することにより、管理会社または他の関連会社によって直接的もしくは間接的に運営されるファンドの受益証券に投資を行う場合、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIIDに記載されている。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税、または幾つかの投資証券クラスに関して年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている本投資法人の資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じた収益で構成される。

注5 - 収益の分配

当該サブ・ファンドの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注6 - 金融先物契約およびスワップ契約

2016年10月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約およびスワップ契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

フォーカス・シキャブ	債券に係る金融先物 (購入)	債券に係る金融先物 (売却)
- グローバル・ボンド	55,158,366.54米ドル [*]	39,069,769.12米ドル

^{*} TBAにかかる契約金額は、16,778,378.72米ドルである。

フォーカス・シキャブ	指数に係る金融先物 (購入)	指数に係る金融先物 (売却)
本サブ・ファンドは該当していない。		

b) スワップ

フォーカス・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ (購入)	クレジット・デフォルト・ スワップ (売却)
- グローバル・ボンド	102,064,510.12米ドル	8,199,571.17米ドル
フォーカス・シキャブ	金利スワップ (購入)	金利スワップ (売却)
本サブ・ファンドは該当していない。		

注7 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会 (SFAMA) の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産 (運用費用) に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ	総費用比率 (TER)
- グローバル・ボンド クラス米ドルF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF-acc	0.22%
- グローバル・ボンド クラスF-UKdist	0.22%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF-UKdist	0.21%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF-UKdist	0.22%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF-UKdist	0.22%

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

定率報酬は、当報告期間中に変更された。詳細については、注2を参照のこと。

注8 - 取引費用

取引費用には、会計年度中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2016年10月31日に終了した会計年度に、ファンドは、投資有価証券の購入売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

フォーカス・シキャブ	取引費用
- グローバル・ボンド	32,164.88米ドル

注9 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人およびカストディアンとの間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／またはカストディアンは、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資主に対して投資証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注10 - OTC派生商品および貸付証券

本投資法人がOTC（店頭）取引を締結する場合、OTC相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でOTC相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。OTC相手方、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークが関与する破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介を通して、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益および費用は、運用計算書に別個に計上される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付証券から構成される。

UBS（ルクセンブルグ）エス・エイは、証券の貸付機関として行為する。

OTC派生商品*

取引相手方がユービーエス・エイ・ジーと異なる場合、担保が設定されていないOTC派生商品を保有する以下のサブ・ファンドは、代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド

取引相手方	時価	担保
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド		
バンク・オブ・アメリカ	- 12,539.08米ドル	- 米ドル
バークレイズ	- 824,723.25米ドル	- 米ドル
シティバンク	- 18,791.11米ドル	- 米ドル
クレディ・スイス	- 77.39米ドル	- 米ドル
ゴールドマン・サックス	- 82,016.79米ドル	- 米ドル
HSBC	381.45米ドル	- 米ドル
JPモルガン	- 149,225.80米ドル	- 米ドル
モルガン・スタンレー	- 2,573.99米ドル	- 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	1,354,741.36米ドル	- 米ドル
ウェルズ・ファーゴ	- 4,831.77米ドル	- 米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付有価証券

2016年10月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー			2016年10月31日現在の 担保の内訳（％）		
フォーカス・シキャブ	貸付有価証券の時価	担保	株式	債券	現金
		（ユービーエス・スイス・エイ・ジー）			
- グローバル・ボンド	179,605,225.33 米ドル	189,739,992.06 米ドル	61.34	38.66	0.00

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2016
Investments in securities, cost	514 159 617.93
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-4 958 755.18
Total investments in securities (Note 1)	509 200 862.75
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	26 728 668.57*
Other liquid assets (Margins)	3 457 656.49
Receivable on securities sales (Note 1)	13 275 067.19
Receivable on subscriptions	557 775.14
Interest receivable on securities	3 539 930.98
Interest receivable on liquid assets	11 314.27
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	576 198.95
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	1 320 517.71
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-3 398 263.00
Total Assets	555 269 729.05
Liabilities	
Bank overdraft	-1 906 300.03
Interest payable on bank overdraft	-1 831.28
Payable on securities purchases (Note 1)	-14 757 356.19
Payable on redemptions	-2 395 332.30
Provisions for flat fee (Note 2)	-47 270.87
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-4 516.19
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-24 822.63
Total provisions	-76 609.69
Total Liabilities	-19 137 429.49
Net assets at the end of the financial year	536 132 299.56

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2015-31.10.2016
Interest on liquid assets	51 113.14
Interest on securities	16 692 084.73
Dividends	17 770.01
Interest received on swaps (Note 1)	728 153.25
Income on securities lending (Note 10)	437 086.78
Other income (Note 4)	213 780.81
Total income	18 139 988.72
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-1 683 338.33
Flat fee (Note 2)	-1 215 136.03
Taxe d'abonnement (Note 3)	-58 262.78
Cost on securities lending (Note 10)	-174 834.70
Other commissions and fees (Note 2)	-45 778.93
Interest on cash and bank overdraft	-9 157.76
Total expenses	-3 186 508.53
Net income (loss) on investments	14 953 480.19
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-9 456 216.78
Realized gain (loss) on financial futures	-3 230 737.12
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-13 794 994.25
Realized gain (loss) on swaps	1 473 625.11
Realized gain (loss) on foreign exchange	-439 107.90
Total realized gain (loss)	-25 447 430.94
Net realized gain (loss) of the financial year	-10 493 950.75
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	27 937 087.93
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	1 025 009.76
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	4 545 043.76
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-1 664 418.89
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	31 842 722.56
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	21 348 771.81

* As at 31 October 2016, cash amounts serve as collateral for the counterparty JP Morgan Chase NY for an amount of USD 270 000 and Barclays Bank for an amount of USD 850 000.

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of each subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares issued in this share class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 1% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in the number of shares in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.
- In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2016

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Interest income earned by subfunds between the order and settlement dates concerned is included in the valuation of the assets of the relevant subfund. The asset value per share on a given valuation date therefore includes projected interest earnings.
- Securities, money market instruments, derivatives and other investments denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

These valuation criteria are determined by the Board of Directors with prudence, on the basis of market quotations resulting from transactions or from pricing models, as well as from any other source, which may include broker statements, considered as reliable and appropriate by the Board of Directors to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the portfolio's valuation point.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements are expressed in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations at 31 October 2016 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 October 2016:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.084032
EUR 1 =	GBP	0.897862
EUR 1 =	USD	1.096200

i) "Mortgage-backed-securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "Mortgage-backed-securities". A "Mortgage-backed-security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated

into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "Mortgage-backed-security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

j) TBA financial futures on bonds

TBA positions refer to general trading practice on the mortgage-backed securities market where a security from a mortgage pool (Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) is acquired at a fixed price on a future date. The precise composition of the security is not known at the time of the purchase, but its main characteristics have already been defined. The price is also set at this point, although the Nominal value has not yet been definitively established.

The TBA positions are included in "Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)".

As per 31 October 2016 the value of the TBA positions is for the subfund Focused SICAV – Global Bond USD 16 778 378.72.

*k) Receivable on securities sales,
Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for share class "F", calculated on the average net asset value of the Subfunds:

Focused SICAV – Corporate Bond EUR
Focused SICAV – Global Bond
Focused SICAV – Global Equity Strategy USD
Focused SICAV – High Grade Bond CHF
Focused SICAV – High Grade Bond EUR
Focused SICAV – High Grade Bond GBP
Focused SICAV – High Grade Bond USD
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond CHF
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond EUR
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond GBP
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond USD

Maximum Flat fee p.a.		
Share classes with "F" in their name		
2.00%		
Effective Flat fee		
Focused SICAV	30.4.2016	31.10.2016
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	0.19%	0.19%
– Global Bond (USD) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (CAD hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (CHF hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Equity Strategy USD F-acc	0.59%	0.59%
– Global Equity Strategy USD (CHF hedged) F-acc	0.59%	0.59%
– Global Equity Strategy USD (EUR hedged) F-acc	0.59%	0.59%
– Global Equity Strategy USD (GBP hedged) F-acc	0.59%	0.59%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond CHF F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond CHF F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2016

Focused SICAV	Effective Flat fee	
	30.4.2016	31.10.2016
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.14%	0.14%

The effective Flat fee has been changed during the reporting period. Details can be found in the table above.

The maximum flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, the Management Company receives from the Company's assets a maximum flat fee based on the net asset value of the Company, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;

- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).
3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the fund.

The depositary, administrative agent and Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the shareholders; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

The Company will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the Company assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the “taxe d’abonnement” (subscription duty), will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfunds making the investment may not be charged any of the target fund’s issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the Company can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d’abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d’abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The “taxe d’abonnement” is waived for that part of the Company’s assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d’abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist in incomes resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum volume of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four month after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 31 October 2016 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

Focused SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Corporate Bond EUR	- EUR	152 279 860.00 EUR
– Global Bond	55 158 366.54 USD*	39 069 769.12 USD
– High Grade Bond EUR	13 635 440.00 EUR	- EUR
– High Grade Bond USD	87 256 250.40 USD	120 796 875.00 USD
– High Grade Long Term Bond EUR	8 595 010.00 EUR	- EUR
– High Grade Long Term Bond USD	- USD	67 762 500.00 USD

* The Commitments on TBA amount 16 778 378.72

Focused SICAV	Financial Futures on Indices (bought)	Financial Futures on Indices (sold)
– Global Equity Strategy USD	58 071 445.00 USD	15 965 837.17 USD

b) Swaps

Focused SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
– Global Bond	102 064 510.12 USD	8 199 571.17 USD

Focused SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– High Grade Bond CHF	- CHF	9 000 000.00 CHF
– High Grade Long Term Bond CHF	65 000 000.00 CHF	84 000 000.00 CHF

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2016

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Focused SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.22%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.22%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.22%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.21%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	0.21%
– Global Bond (USD) F-acc	0.22%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.22%
– Global Bond F-UKdist	0.22%
– Global Bond (CHF hedged) F-UKdist	0.21%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.22%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.22%
– Global Equity Strategy USD F-acc	0.62%
– Global Equity Strategy USD (CHF hedged) F-acc	0.62%
– Global Equity Strategy USD (EUR hedged) F-acc	0.61%
– Global Equity Strategy USD (GBP hedged) F-acc	0.62%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.16%
– High Grade Bond CHF F-UKdist	0.19%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.16%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.16%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.19%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.16%
– High Grade Bond USD F-acc	0.16%
– High Grade Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.18%
– High Grade Bond USD F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond CHF F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.19%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (GBP hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.16%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The changes on the effective Flat Fee during the reporting period may be found in Note 2.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2016, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

Focused SICAV	Transaction costs
– Corporate Bond EUR	21 578.60 EUR
– Global Bond	32 164.88 USD
– Global Equity Strategy USD	81 558.32 USD
– High Grade Bond CHF	3 532.95 CHF
– High Grade Bond EUR	2 868.10 EUR
– High Grade Bond GBP	- GBP
– High Grade Bond USD	43 123.00 USD
– High Grade Long Term Bond CHF	8 827.15 CHF
– High Grade Long Term Bond EUR	2 762.30 EUR
– High Grade Long Term Bond GBP	- GBP
– High Grade Long Term Bond USD	47 241.00 USD

Note 9 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary, can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognise approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves.

Note 10 – OTC Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depository in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depository or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfil its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS (Luxembourg) S.A. acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

When the counterparty is different than UBS AG, the below subfunds holding OTC – derivatives with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Focused Sicav – Corporate Bond EUR		
Canadian Imperial Bank	1 093 521.63 EUR	0.00 EUR
HSBC	-6 020 103.92 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-195 481.63 EUR	0.00 EUR
UBS AG	1 263 646.41 EUR	0.00 EUR
Focused Sicav – Global Bond		
Bank of America	-12 539.08 USD	0.00 USD
Barclays	-824 723.25 USD	0.00 USD
Citibank	-18 791.11 USD	0.00 USD
Credit Suisse	-77.39 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-82 016.79 USD	0.00 USD
HSBC	381.45 USD	0.00 USD
JP Morgan	-149 225.80 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-2 573.99 USD	0.00 USD
UBS AG	1 354 741.36 USD	0.00 USD
Wells Fargo	-4 831.77 USD	0.00 USD
Focused Sicav – Global Equity Strategy USD		
UBS AG	-62 079.31 USD	0.00 USD
Focused Sicav – High Grade Bond CHF		
UBS AG	65 421.15 CHF	0.00 CHF
Zuercher Kantonalbank	27 513.73 CHF	0.00 CHF
Focused Sicav – High Grade Bond USD		
Barclays	-186 999.23 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-1 770 484.84 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-18 332.77 USD	0.00 USD
HSBC	-37 521.77 USD	0.00 USD
JP Morgan	1 679.97 USD	0.00 USD
UBS AG	266 051.39 USD	0.00 USD

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2016

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond CHF		
UBS AG	-800 468.69 CHF	0.00 CHF
Zuercher Kantonalbank	306 034.07 CHF	0.00 CHF
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond USD		
Barclays	-7 315 860.30 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-28 616 668.18 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-2 153 642.10 USD	0.00 USD
HSBC	929 477.15 USD	0.00 USD
JP Morgan	7 539.06 USD	0.00 USD
UBS AG	3 522 357.87 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

Focused SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2016		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2016		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equity	Bonds	Cash
- Corporate Bond EUR	149 846 515.25 EUR	158 302 056.98 EUR	61.34	38.66	0.00
- Global Bond	179 605 225.33 USD	189 739 992.06 USD	61.34	38.66	0.00
- High Grade Bond CHF	3 345 447.50 CHF	3 534 224.47 CHF	61.34	38.66	0.00
- High Grade Bond EUR	164 675 886.71 EUR	173 968 220.47 EUR	61.34	38.66	0.00
- High Grade Bond GBP	125 939 947.66 GBP	133 046 489.19 GBP	61.34	38.66	0.00
- High Grade Bond USD	223 674 061.71 USD	236 295 545.50 USD	61.34	38.66	0.00
- High Grade Long Term Bond CHF	10 829 880.00 CHF	11 440 988.65 CHF	61.34	38.66	0.00
- High Grade Long Term Bond EUR	399 647 826.34 EUR	422 199 160.74 EUR	61.34	38.66	0.00
- High Grade Long Term Bond GBP	238 376 315.61 GBP	251 827 418.43 GBP	61.34	38.66	0.00
- High Grade Long Term Bond USD	728 341 774.43 USD	769 440 656.56 USD	61.34	38.66	0.00

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2016

The notes are an integral part of the financial statements.

109

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド)

(2018年2月末日現在)

	米ドル	千円 (d . および e . を除く。)
a . 資産総額	375,131,343.57	40,277,852
b . 負債総額	2,494,515.19	267,836
c . 純資産総額 (a . - b .)	372,636,828.38	40,010,016
d . 発行済投資証券総数 (クラス米ドルF - acc投資証券) (クラス円ヘッジF - acc投資証券)	1,362,248.136口 389,059.000口	
e . 1口当たり純資産価格 (クラス米ドルF - acc投資証券) (クラス円ヘッジF - acc投資証券)	139.85 10,074円	15,016円 -

(注) フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドは2008年2月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - acc投資証券は2008年2月20日に運用が開始され、クラス円ヘッジF - acc投資証券は2017年1月6日に運用が開始された。

第6【販売及び買戻しの実績】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2008年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	7,593,800.543 (0)	1,713,467.826 (0)	5,880,332.717 (0)
2009年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	741,548.081 (0)	2,146,399.506 (0)	4,475,481.292 (0)
2010年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	806,542.223 (0)	948,678.263 (0)	4,333,345.252 (0)
2011年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	859,808.040 (0)	1,145,927.772 (0)	4,047,225.520 (0)
2012年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	3,249,215.840 (0)	2,320,268.657 (0)	4,976,172.703 (0)
2013年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	1,955,317.090 (0)	1,673,584.763 (0)	5,257,905.030 (0)
2014年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	1,265,375.083 (0)	4,455,585.919 (0)	2,067,694.194 (0)
2015年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	932,440.586 (0)	813,570.038 (0)	2,186,564.742 (0)
2016年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	505,335.286 (130,290.000)	1,041,398.984 (938.000)	1,650,501.044 (129,352.000)
	クラス円ヘッジ F - acc投資証券	- (-)	- (-)	- (-)
2017年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - acc投資証券	517,056.376 (184,572.000)	807,603.431 (12,006.000)	1,359,953.989 (301,918.000)
	クラス円ヘッジ F - acc投資証券	315,278.000 (307,375.000)	24,268.000 (24,268.000)	291,010.000 (283,107.000)

（注1）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

（注2）フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドは2008年2月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - acc投資証券は2008年2月20日に運用が開始され、クラス円ヘッジF - acc投資証券は2017年1月6日に運用が開始された。

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

（2018年2月付）

定 義

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011 / 61 / E U 第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）通達2009 / 65 / E C 第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン。2016年6月1日からR E S A（会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et des Associations））に切り替えられた。
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009 / 65 / E Cをルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。

2017年12月31日現在、ルクセンブルグ籍のUCIが運用する純資産総額は4兆1,596億1,400万ユーロ¹に達している。

¹ C S S F プレスリリース18 / 06

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般²

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

² ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 / EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001 / 107 / ECおよび通達2001 / 108 / ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009 / 65 / EC（以下「UCITS IV通達」という。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014 / 91 / EU（以下「UCITS V通達」という。）をルクセンブルグ法に導入する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にルクセンブルグ官報（メモリアルA）に公告され、2016年6月1日付で施行された。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、併せて「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「2016年法」という。)により改正された。2016年法は、2016年7月28日にRESAに公告され、2016年8月1日付で施行された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCI TS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI(以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート UCI TSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCI TS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCI TSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCI TSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCI TSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCI TS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCI TS

- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって予め以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2016年7月14日、ルクセンブルグ議会は、CSSFの監督に服さない、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を組み合わせた新たな種類のオルタナティブ投資ファンドであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を創設する新しい法律を可決し、同法は、2016年8月1日付で施行された。このルクセンブルグにおける投資信託制度の概要は、この種のファンドには焦点を当てない。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125-1条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。
 - 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、通達 2009 / 65 / EC に従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / ECの要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18 / 02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
- () その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- () ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCSSFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。
ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および/またはそのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CS SFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投

資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
- () 同一発行体の債務証券の10%
- () 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
- () 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T Sがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T Sによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16)(a) U C I T Sは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたU C I T Sには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T Sの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T Sは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17)(a) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T Sは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b)(a)にかかわらず、
- 1) U C I T Sは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、U C I T Sの資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) U C I T Sのコンパートメントは、U C I T Sのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるU C I T S（以下「マスター」という。）のコンパートメン

トのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339(以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCI）が利用することのできる技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356（通達11/512により改正済である。）

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）に言及する2014年9月30日付CSSF通達14/592（同通達は、CSSF通達13/559により実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン（ESMA/2012/832）に取って代わった。）

この通達は、主に、UCITS、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レポおよび逆レポ契約を扱う。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮しなければならない。

- 投資信託に関する2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社の認可および設立ならびに投資信託に関する2010年12月17日法第27条に規定する管理会社を指定していない投資法人に関する2012年10月24日付CSSF通達12/546
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付CSSF通達14/591
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネーロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付CSSF通達15/609
- CSSFに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付CSSF通達15/627
- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社の間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日CSSF通達11/512

- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F通達12 / 540
- 投資信託に関する2010年法パート に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16 / 644

（注）2002年法に関連して示達された上記のC S S F通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F通達11 / 512、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S Fよりさらに明確化しており、かつC S S Fに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T Sの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブV a Rまたは絶対的V a Rアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性（V a Rアプローチを用いるU C I T Sについて）
- レラティブV a Rアプローチを用いるU C I T Sについての参照ポートフォリオに関する情報

また、C S S F通達14 / 592により実施された、E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014 / 937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングU C I T SおよびU C I T S E T Fに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、U C I T Sが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するF C Pに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、U C Iの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないF C Pに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、C S S F規則によって決定され得る。

（注）かかるC S S F規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するU C Iに適用される投資制限は、1991年1月21日付I M L通達91 / 75およびオルタナティブ投資戦略を実行するU C Iに関する通達02 / 80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドの資格を有するF C Pの管理会社は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章に定められる条件を遵守する管理会社でなければならない。

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

（1）2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりR E S Aにおいて公告される。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本（１）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

（a）通達2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ピークルの管理を確保すること

（b）通達2011 / 61 / E Uに規定するA I Fとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88 - 2条第2項a）に従い外部A I F Mを任命しなければならない。

（c）自らの資産が管理下に置かれる一または複数のA I Fの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するA I FについてC S S Fに確認すること
- 自らが管理するA I Fの投資戦略に関する情報を、C S S Fに提供すること
- C S S Fが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するA I Fの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S Fに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a）に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S Fに認可を申請しなければならない。通達2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ピークルが当該ピークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記（b）または（c）に記載される業務を遂行することなく、上記（a）に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C Iの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するU C Iでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a）管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。

b）当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが管理されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在はかかる規則は存在しない。

- b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011 / 61 / EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりRESAにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）

(b) 付随的業務としての、2010年法第101条第3項により詳細に記載される投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

(5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定を遵守しなければならない。

(6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S F の承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第140条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S F は、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C I に関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S F に対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S F に対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S F に提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにC S S F に報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S F に対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S F が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S F に対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S F は、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

C S S F は、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B . ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が管理するU C I T S の性格に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、通達2009 / 65 / E C に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - () (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。
- UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
 - リスク特性または関連するUCITSについて規定するファンドの規則と矛盾するリスクを取ることを奨励しないものであること。
 - UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。
- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。
- 上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、通達2009 / 65 / EC第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。
- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。
- 管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付CSSF通達12 / 546（以下「通達」という。）によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ

法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換するCSSF規制10-4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、CSSF通達03/108および05/185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人（以下「S I A G」という。）の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、CSSF通達11/508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件（特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの預託機関の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるUCITSまたはUCIに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、CSSFは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を預託機関に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託できると重ねて規定している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行う管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まれなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

A) 保管受託銀行は、パート ファンドの資格を有する F C P について以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C P の所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C P のキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行の F C P の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、F C P および F C P の受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項 a) に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C P のために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C P および受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行により F C P および受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V 通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューディリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関するものである。S I C A V はまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A V および S I C A V の投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他の E U 加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当する U C I T S に関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報は C S S F に直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fが監視するために必要であるすべての情報を、C S S Fに対し提供するように求められる。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達（通達16 / 664）を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

B) パート ファンドの資格を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P（パート ファンド）に関しては、U C I の資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、2010年法パート ファンドの預託機関に適用される。（公布および公表される必要があるが）2018年2月6日に法案第7024号が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パート ファンドの預託機関にはA I F Mの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（ i ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB .（ 4 ）に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。

- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR E S Aに公告するため届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること（ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。 ）。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が株主からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる株主は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（ i ）一般的な保管受託義務、（ ）保管、（ ）デューディリジェンス、（ ）支払不能保障および（ v ）独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される（2010年法第95条を参照のこと。 ）。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A V が、通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A V の組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A V の業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該 S I C A V が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名が C S S F に直ちに報告されなければならない。S I C A V の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも 2 名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づき S I C A V を代理するか、または S I C A V の方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A V と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S F は、また、S I C A V が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A V は、C S S F に対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A V は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A V の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、S I C A V が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該 S I C A V に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12 か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または 6 か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010 年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ / または組織的に違反した場合。
- (e) 2010 年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記 2.2.1.2.2. の (21) および (22) に定める規定は、通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V に適用される。ただし、「管理会社」を S I C A V と読み替える。

S I C A V は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V は、2012 年 10 月 24 日付 C S S F 通達 12 / 546 に基づいて、2010 年法第 15 章に従い、2010 年法第 27 条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S F は、S I C A V の性格にも配慮し、当該 S I C A V が健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該 S I C A V の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該 S I C A V に係る各取引がそ

の源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これら的大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（ F C P および / または非セルフ・ マネージド S I C A V ）の管理会社、および（ 2010年法により明確に適用除外されていない限り ） S I C A V の形態をとるか公開有限責任会社（ société anonyme ）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（ および会社型投資信託における買戻子会社（ もしあれば ） ）に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、 S I C A V にもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（ 1915年法第26条 ）

最低 1 名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（ 1915年法第27条 ）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ i ）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

（ ）会社の形態および名称

（ ）登録事務所の所在地

（ ）会社の目的

（ v ）発行済資本および授權資本（ もしあれば ）の額

（ ）当初払込済の発行済資本の額

（ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

（ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（ もしあれば ）に対する制限規定

（ ）現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（ 注 ） 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

（ x ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（ ）資本の一部を構成しない株式（ もしあれば ）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

（ ）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（ ）会社の存続期間

（ ）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（ その種類を問わない。 ）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（ 1915年法第29条 ）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（ i ）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これを R E S A に公告すること

（ ）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（ 1915年法第31条および第32条の 1 （ 2 ） ）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法A I Fの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合において通達2011 / 61 / E U第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるU C Iについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S Fに対しなされなければならない。

ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（fonds d'investissement）の定義は、1991年1月21日付I M L通達91 / 75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法に

より、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（以下「ＣＳＳＦ」という。）に移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するＣＳＳＦの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、ＦＣＰの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（ＦＣＰの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（ＦＣＰの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「ＫＩＩ」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。ＫＩＩは、該当するＵＣＩＴＳの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

ＫＩＩは、該当するＵＣＩＴＳについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) ＵＣＩＴＳの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するＵＣＩＴＳへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

ＫＩＩは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

ＫＩＩは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ＫＩＩは、当該ＵＣＩＴＳが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- ＵＣＩはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をＣＳＳＦに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびＵＣＩＴＳに関するＫＩＩに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（P R I I P）の重要情報文書に関する新たなE U規則（E U規則1286 / 2014）を採択した。当該E U規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。K I Iを作成する義務は、P R I I P（投資信託を含む。）が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

U C I T Sは、P R I I Pの定義を満たす投資信託であるが、同E U規則は、U C I T Sの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同E U規則は、E U官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（ i ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するU C Iは、2010年法第88 - 2条第2項a）に従い任命を受ける外部A I F Mが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b）に規定する内部的に管理されるU C Iは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b）に従い認可を受けなければならない。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S F に提出された場合の
事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F に事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F 通達05 / 177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S F に提出する必要はない。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

- (v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をR E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類に投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにC S S F に報告する義務を負う。監査人は、C S S F に対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてC S S F が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 通達02 / 81に基づき、C S S F は、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。C S S F 通達02 / 81により、監査人はかかる長文報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および預託機関を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることでありと述べている。

- () 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

I M L 通達97 / 136（C S S F 通達08 / 348により改正）およびC S S F 通達15 / 627に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、吸収される側のU C I T Sとしてもまたは吸収する側のU C I T Sとしても、U C I T SまたはU C I T Sのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のU C I T S」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S（以下「吸収する側のU C I T S」という。）に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T Sに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のU C I T Sの別のコンパートメントまたは別のU C I T S（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S Fから事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、C S S Fの役割は、吸収される側のU C I T Sの所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T Sの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、通達2009 / 65 / E C 第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのU C I T Sの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sの各預託機関による声明書。吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のU C I T Sの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009 / 65 / E C 第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、通達2009 / 65 / E C およびU C I T Sの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。

d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a．約款で定められていた期間が満了した場合。
- b．管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c．管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集散的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、

() その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、

() そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、

() 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設／常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2016年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / E C等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」。）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013 / 36 / E Uに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014 / 65 / E Uに定める投資会社もしくはU C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / C Eに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C Pの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3 投資規制

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは、特に、通達C S S F 07 / 309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実

らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびS I C A Vについては、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第26 - 1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

預託機関の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を第三者に委託したことにより影響を受けない。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I Fの場合には、特別規定が適用される（2007年法第81条および2013年法第19条を参照のこと。）。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。

- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fに該当しないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fに該当しないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、E U規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014/65/E Uの別紙に定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。)、またはS I Fが2018年1月1日までにU C I T S - K I Iに類似する文書を発行することを選択した場合(この場合、S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免れる。)はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

S I Fは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保される S I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有する S I F の個々のコンパートメントおよび S I F 内または複数のコンパートメントを有する S I F のあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資である S I F および複数のコンパートメントを有する S I F の個々のコンパートメント
- S I F が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

第2【参考情報】

本投資法人については、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2016年11月4日	有価証券届出書
2016年11月18日	有価証券届出書の訂正届出書
2016年12月22日	有価証券届出書の訂正届出書
2017年4月14日	有価証券届出書
2017年4月14日	有価証券報告書（第9期）
2017年4月14日	有価証券届出書の訂正届出書
2017年7月31日	半期報告書（第10期中）
2017年7月31日	有価証券届出書の訂正届出書
2017年10月10日	有価証券届出書の訂正届出書

監査報告書

フォーカス・シキャブの投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンド（以下、本監査報告書において「SICAV」という。）の2017年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

SICAVの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2017年10月31日現在の純資産計算書
- ・ 2017年10月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってSICAVから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

SICAVの取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

SICAVの取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

SICAVの取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとSICAVの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、SICAVの取締役会は、SICAVが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、SICAVの取締役会がSICAVの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、SICAVの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ SICAVの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびにSICAVの取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ SICAVの取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、SICAVが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、SICAVが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2018年2月13日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
パトリック・リース

Audit report

To the Shareholders of
Focused SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Focused SICAV and of each of its subfunds (the “Fund”) as at 31 October 2017, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 October 2017;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 October 2017;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 13 February 2018

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Patrick Ries

Prüfungsvermerk

An die Aktionäre der
Focused SICAV

Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigegefügte Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Teilfonds (der “Fonds”) zum 31. Oktober 2017 sowie der Ertragslage und der Veränderung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Was wir geprüft haben

Der Abschluss des Fonds besteht aus:

- der Nettovermögensaufstellung zum 31. Oktober 2017;
- der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Oktober 2017;
- der Ertrags- und Aufwandsrechnung für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr; und
- einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen (Anhang).

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (Gesetz vom 23. Juli 2016) und nach den für Luxemburg von der “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISA) durch. Unsere Verantwortung gemäss dieser Verordnung, diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt “Verantwortung des Réviseur d’entreprises agréé” für die Abschlussprüfung weitergehend beschrieben.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen “International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants” (IESBA Code) sowie den beruflichen Verhaltensanforderungen, die wir im Rahmen der Abschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, die im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Abschluss oder unseren Prüfungsvermerk zu diesem Abschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Abschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Abschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Abschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrates des Fonds und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Abschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Bei der Aufstellung des Abschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Tätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Tätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat des Fonds beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind verantwortlich für die Überwachung des Abschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des "Réviseur d'entreprises agréé" für die Abschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Abschluss als Ganzes frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben, entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen ist, und darüber einen Prüfungsvermerk, der unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche unzutreffende Angabe, falls vorhanden, aufdeckt. Unzutreffende Angaben können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Abschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen könnten.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen unzutreffenden Angaben im Abschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Angaben nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der durch den Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangsangaben;
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Tätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Tätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Prüfungsvermerk auf die dazugehörigen Anhangsangaben zum Abschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Prüfungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Tätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Abschlusses einschliesslich der Anhangsangaben und beurteilen ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, die wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 13. Februar 2018

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Patrick Ries

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

フォーカス・シキャブの投資主各位

我々は、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンドの2016年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関するSICAVの取締役会の責任

SICAVの取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であるとSICAVの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（“Réviseur d'entreprises agréé”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（“Commission de Surveillance du Secteur Financier”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性およびSICAVの取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンドの2016年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2017年2月23日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

パトリック・リース

Audit report

To the Shareholders of
Focused SICAV

We have audited the accompanying financial statements of Focused SICAV and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 October 2016, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the SICAV for the financial statements

The Board of Directors of the SICAV is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the SICAV determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the SICAV, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Focused SICAV and of each of its subfunds as of 31 October 2016, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Luxembourg, 23 February 2017

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Patrick Ries

Prüfungsvermerk

An die Aktionäre der
Focused SICAV

Wir haben den beigefügten Abschluss der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Subfonds geprüft, der aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Oktober 2016, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie aus einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen besteht.

Verantwortung des Verwaltungsrats der SICAV für den Abschluss

Der Verwaltungsrat der SICAV ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Verantwortung des <Réviseur d'entreprises agréé>

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer Abschlussprüfung über diesen Abschluss ein Prüfungsurteil zu erteilen. Wir führten unsere Abschlussprüfung nach den für Luxemburg von der <Commission de Surveillance du Secteur Financier> angenommenen internationalen Prüfungsstandards (International Standards on Auditing) durch. Diese Standards verlangen, dass wir die beruflichen Verhaltensanforderungen einhalten und die Prüfung dahingehend planen und durchführen, dass mit hinreichender Sicherheit erkannt werden kann, ob der Abschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist.

Eine Abschlussprüfung beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zum Erhalt von Prüfungsnachweisen für die im Abschluss enthaltenen Wertansätze und Informationen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen obliegt der Beurteilung des <Réviseur d'entreprises agréé> ebenso wie die Bewertung des Risikos, dass der Abschluss wesentliche unzutreffende Angaben aufgrund von Unrichtigkeiten oder Verstößen enthält. Im Rahmen dieser Risikoeinschätzung berücksichtigt der <Réviseur d'entreprises agréé> das für die Aufstellung und die sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses eingerichtete interne Kontrollsystem, um die unter diesen Umständen angemessenen Prüfungshandlungen festzulegen, nicht jedoch, um eine Beurteilung der Wirksamkeit des internen Kontrollsystems abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsgrundsätze und -methoden und der Vertretbarkeit der vom Verwaltungsrat der SICAV ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Abschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Subfonds zum 31. Oktober 2016 sowie der Ertragslage und der Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Sonstiges

Die im Jahresbericht enthaltenen ergänzenden Angaben wurden von uns im Rahmen unseres Auftrags durchgesehen, waren aber nicht Gegenstand besonderer Prüfungshandlungen nach den oben beschriebenen Standards. Unser Prüfungsurteil bezieht sich daher nicht auf diese Angaben. Im Rahmen der Gesamtdarstellung des Abschlusses haben uns diese Angaben keinen Anlass zu Anmerkungen gegeben.

Luxemburg, 23. Februar 2017

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Patrick Ries

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。